

# 近畿ブロック発注者協議会

日時：平成22年7月9日（金）

13：00～15：00

場所：大阪合同庁舎第1別館大会議室

## 議 事 次 第

- |                            |                             |
|----------------------------|-----------------------------|
| 1. 開 会                     | 司会：近畿地方整備局 企画部<br>竹林工事品質調整官 |
| 2. 挨拶（会 長）                 | 挨拶：近畿地方整備局<br>上総局長          |
| 3. 議 事                     | 進行：近畿地方整備局<br>塚田企画部長        |
| （1）ブロック協議会の経緯と取り組み         | ……【資料－1】                    |
| （2）公共工事の品質確保向上に向けた取り組み     | ……【資料－2】                    |
| 1）総合評価方式の導入・拡大について         |                             |
| ・総合評価方式の導入状況               |                             |
| ・総合評価方式導入・拡大の課題と対策（案）      |                             |
| 2）低入札対策について                |                             |
| ・低入札対策の取り組み状況              |                             |
| 3）落札率の状況について               |                             |
| （3）総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取り組み | ……【資料－3】                    |
| 1）近畿地方整備局管内研修計画            |                             |
| 2）近畿2府5県・政令市の取り組み事例        |                             |
| （4）工事円滑化の取り組みについて          | ……【資料－4】                    |
| （5）近畿地方整備局における取り組みについて     | ……【資料－5】                    |
| 1）不落不調対策                   |                             |
| 2）品質確保の取り組み                |                             |
| 3）総合評価落札方式                 |                             |
| 4）総価契約単価合意方式               |                             |
| 5）情報化施工                    |                             |
| 6）建設コンサルタント業務              |                             |

# 1. ブロック協議会の経緯と取り組み

- (1) ブロック協議会の設立趣旨について
- (2) これまでの経緯について
- (3) 取り組み状況について



国土交通省

平成22年7月9日

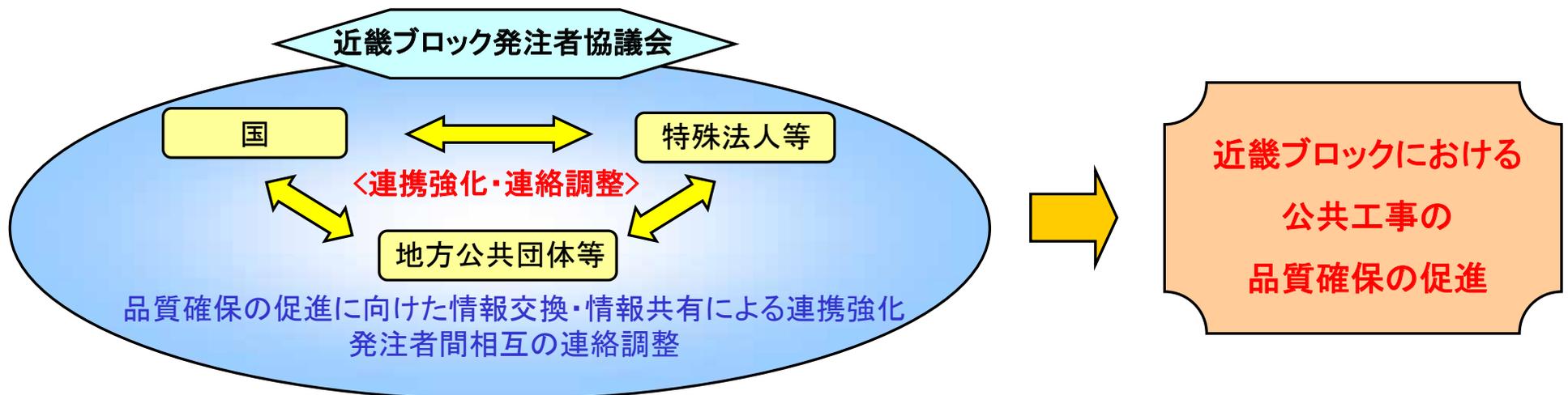
近畿地方整備局



## 発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されており、平成20年11月13日に第1回発注者協議会を設置・開催に至った。

## 発注者協議会の役割





# (1)ブロック協議会の設立趣旨

## 協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

### ■国の地方支分局【 14機関 】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局、大阪高等裁判所

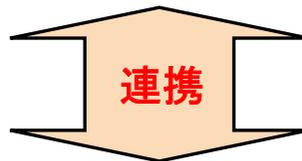
### ■地方公共団体【 25機関 】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、※各府県代表市町村(福井市、池田町、大津市、**愛荘町**、城陽市、井手町、池田市、能勢町、**たつの市**、**市川町**、大和高田市、**上北山村**、**紀の川市**、有田川町) ※平成22年5月末時点で、各府県市町村会長自治体による構成

### ■特殊法人等の支社等【 19機関 】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、関西国際空港(株)、(独)森林総合研究所近畿北陸整備局、(独)空港周辺整備機構大阪国際空港事業本部、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、(独)万国博覧会記念機構、(独)水資源開発機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

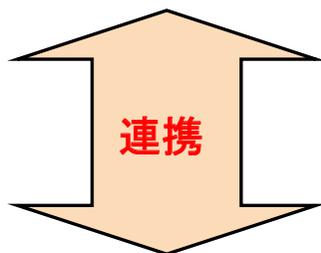
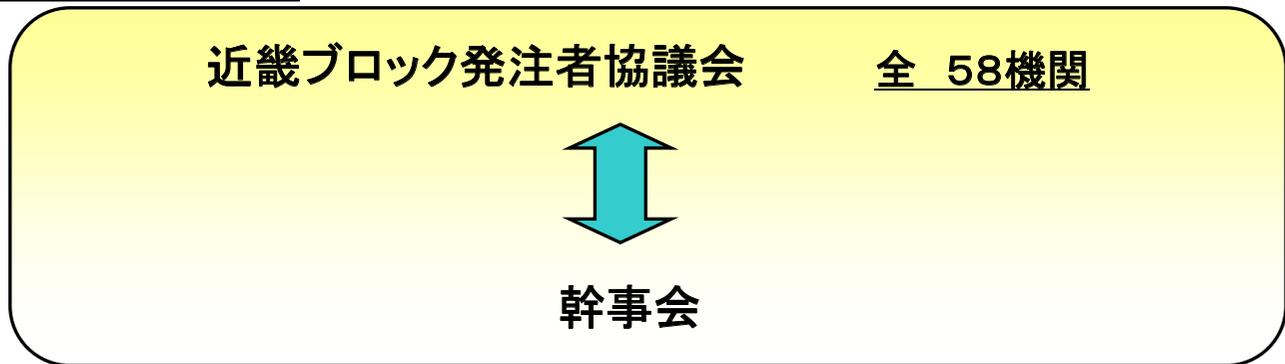
**全 58機関**



各府県地域発注者協議会



## 協議会の構成



## 各府県ブロック協議会

- ・すべての市町村(近畿ブロックで215市町村)が参加することが条件
- ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7ブロックで構成
- ・新たに協議会を設置あるいは既存の協議会等を活用するなど各ブロック独自で設置
- ・品質確保に関する情報共有及び総合評価方式の導入など年度ごとの目標を設定



## (2)これまでの経緯





## 1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関して不正を排除し、手続きの透明性・客観性、競争性の向上を図る。(地方自治法令上一般競争入札が原則)

## 2. 総合評価方式の導入・拡大

公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約によって確保されなければならない。(品確法)

## 3. ダンピング受注の防止の徹底等

ダンピング受注においては、つぎの弊害が想定されることから排除を徹底すること。

- いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全 対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねない。
- 公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。
- 施工監督の強化等行政コストの増大を招く。

## 4. 予定価格等の公表の適正化

地方自治体では、法令上の制約がないことから事前公表が可能であるが、次のような弊害が想定されるため事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。

- 事前公表の価格が目安となって適正な競争が行われにくくなる。
- 建設業者の見積もり努力を損なわせる
- 談合が一層容易に行われる可能性がある。

※公共工事の入札及び契約の適正化の推進について  
(平成20年3月31日)総行行第38号・国総入企第35号による



## 1. 総合評価方式の導入・拡大

### ◆ 取り組み

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

### ◆ 目標

- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:80%
- ②府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%

## 2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

### ◆ 取り組み

- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等

### ◆ 目標

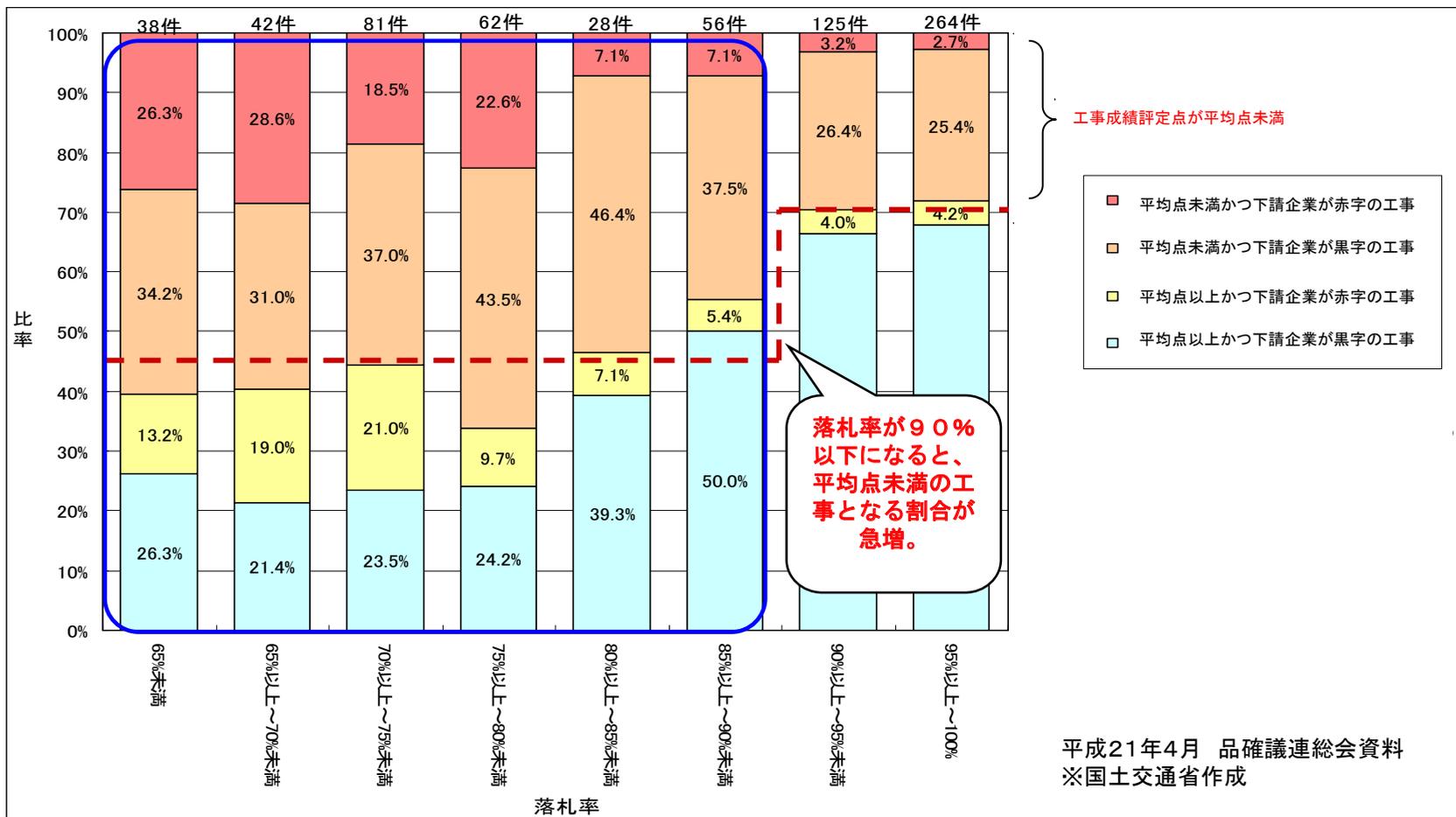
- ①予定価格等の事後公表への移行促進



### (3) 取り組みの概要(参考)

## 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

• 落札率90%未満になると、工事成績評定点が平均点未満かつ下請企業が赤字の工事の割合が急増。





### (3) 取り組みの概要(参考)

## 低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

### 低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3 旧々公契連モデル

**【範囲】**

予定価格の2/3～8.5/10

**【計算式】**

直接工事費の額	}	合計額
共通仮設費の額		
現場管理費×0.20		
		×1.05



H20.4～H21.3 旧公契連モデル

**【範囲】**

予定価格の2/3～8.5/10

**【計算式】**

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.60		
一般管理費等×0.30		
		×1.05



H21.4～ 新公契連モデル

**【見直し後の範囲】**

予定価格の7.0/10～9.0/10

**【見直し後の計算式】**

直接工事費×0.95	}	合計額
共通仮設費×0.90		
現場管理費×0.70		
一般管理費等×0.30		
		×1.05

※平成21年4月3日以降入札公告をする工事から適用

○低入札価格調査基準価格については、平成20年4月に算定式の見直しを行ったところであるが、ダンピング対策を一層強化して、工事の品質確保を図る観点から、最新のデータに基づき、さらなる見直しを実施。

○中央公契連モデルについても4/10付けで改正し、地方公契連に周知。様々な機会を通じて、引き続き低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを要請。

## 2. 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

- (1) 総合評価方式の導入・実施状況と課題について
- (2) 低入札対応について
- (3) 各機関における落札率の状況



平成22年7月9日

近畿ブロック発注者協議会

# (1) 総合評価方式の導入・実施状況

## ■ 総合評価方式の実施状況(府県・政令市)

◇平成21年度末(平成22年3月末時点)の近畿各府県における工事発注件数に占める総合評価導入率は11%強であり、平成22年度の実施予定は約12%である。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

◆更なる導入拡大が課題である。

### 府県別総合評価方式実施状況 (近畿)

H22.6末時点

地整	都道府県名	平成21年度 総合評価方式 実施件数	平成21年度 工事発注件数※	総合評価 実施率	平成22年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成22年度 工事発注件数※ (予定)	総合評価 実施率
		A	B	A/B	A	B	A/B
近畿	福井県	170件	2476件	6.9%	300件	2200件	13.6%
	滋賀県	184件	1071件	17.2%	100件	1000件	10.0%
	京都府	169件	1427件	11.8%	200件	1500件	13.3%
	大阪府	138件	1803件	7.7%	85件	1400件	6.1%
	兵庫県	229件	2113件	10.8%	160件	1500件	10.7%
	奈良県	223件	1387件	16.1%	222件	1100件	20.2%
	和歌山県	512件	1997件	25.6%	435件	1810件	24.0%
	<b>府県小計</b>	<b>1625件</b>	<b>12274件</b>	<b>13.2%</b>	<b>1502件</b>	<b>10510件</b>	<b>14.3%</b>
	京都市	60件	559件	10.7%	65件	424件	15.3%
	大阪市	8件	1055件	0.8%	10件	1257件	0.8%
	堺市	20件	403件	5.0%	20+ $\alpha$	400件	5.0%+ $\alpha$
	神戸市	20件	1321件	1.5%	24件	890件	2.7%
	<b>政令市小計</b>	<b>108件</b>	<b>3338件</b>	<b>3.2%</b>	<b>119件+<math>\alpha</math></b>	<b>2971件</b>	<b>3.8%+<math>\alpha</math></b>
	<b>近畿合計</b>	<b>1733件</b>	<b>15612件</b>	<b>11.1%</b>	<b>1,621件+<math>\alpha</math></b>	<b>13481件</b>	<b>12.0%+<math>\alpha</math></b>

※ 工事発注件数とは、「予定価格250万円以上」のものとする



# (1) 総合評価方式の導入状況

## ■ 総合評価方式の導入状況(市町村)【累計】

◇過年度実施を含む累計導入率は、68%(平成22年3月末)である。  
 なお、平成22年6月末での実施見込みは、市町村合併により72%となる。

### 政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

地整	都道府県名	平成20年度			平成21年度			平成22年度見込み(6月末時点)		
		都道府県内数 (A)	うち総合評価導入区市町村数 (B)	区市町村総合評価導入割合 (C = B / A)	都道府県内数 (A)	うち総合評価導入区市町村数 (B)	区市町村総合評価導入割合 (C = B / A)	都道府県内数 (A)	うち総合評価導入区市町村数 (B)	区市町村総合評価導入割合 (C = B / A)
近畿	福井県	17	16	94%	17	16	94%	17	16	94%
	滋賀県★	26	22	85%	26	22	85%	19	18	95%
	京都府	26	7	27%	26	8	31%	26	11	42%
	大阪府	43	11	26%	43	12	28%	43	15	35%
	兵庫県	41	27	66%	41	29	71%	41	29	71%
	奈良県	39	30	77%	39	35	90%	39	35	90%
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%	30	30	100%
	近畿管内	222	143	64%	222	152	68%	215	154	72%

★市町村合併により区市町村数の変更あり



# (1) 総合評価方式の導入状況

## ■ 総合評価方式の導入状況(市町村)【単年度】

- ◇平成21年度近畿地方の市町村(7府県計:222市町村)における総合評価の実施率は平成21年度末(平成22年3月末)で45%(99市町村)となっている。また、平成22年6月末での実施見込みは55%で平成21年度を上回る実施予定となっている。
- ◇特徴としては、従来から地方部の導入率が高く、都市部の導入率が低い傾向にある。
- ◆継続的な実施が課題である。

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況  
 H22. 6月末現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

### 政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

地整	都道府県名	平成20年度			平成21年度			平成22年度見込み(6月末時点)		
		都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入市町村数 (B)	区市町村総合評価 導入割合 (C = B / A)	都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入市町村数 (B)	区市町村総合評価 導入割合 (C = B / A)	都道府県内 区市町村数 (A)	うち総合評価 導入市町村数 (B)	区市町村総合評価 導入割合 (C = B / A)
近畿	福井県	17	11	65%	17	8	47%	17	12	71%
	滋賀県★	26	19	73%	26	11	42%	19	12	63%
	京都府	26	6	23%	26	6	23%	26	10	38%
	大阪府	43	8	19%	43	10	23%	43	11	26%
	兵庫県	41	18	44%	41	19	46%	41	20	49%
	奈良県	39	30	77%	39	29	74%	39	34	87%
	和歌山県	30	23	77%	30	16	53%	30	19	63%
近畿管内	222	115	52%	222	99	45%	215	118	55%	

★市町村合併により区市町村数の変更あり



# (1) 総合評価方式の導入状況

## ■ 総合評価方式の実施状況(国・関係機関・代表市町村)①

“-”：未公表若しくは該当無し

機関名	H21年度(最終実績)			H22年度(実施予定)			備考 (一般競争の導入状況)
	総合評価 実施件数	工事発注 件数	実施率 (%)	総合評価 実施予定	工事発注 件数	実施率 (%)	
国土交通省 近畿運輸局	-	-	-	-	-	-	
国土交通省 大阪航空局	40	59	67.80%	64	68	94.12%	H21→原則、1,000万円以上 H22→原則、1,000万円以上
海上保安庁 第五管区海上保安本部	0	25	0.00%	0	29	0.00%	全て一般競争入札
海上保安庁 第八管区海上保安本部	0	30	0.00%	0	14	0.00%	全て一般競争入札
農林水産省 近畿農政局	121	145	83.45%	82	88	93.18%	H21→3,000万円以上の工事は原則全て、3,000万円未満の小規模工事について、緊急性の高い工事を除いて、極力一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
林野庁 近畿中国森林管理局	46	61	75.41%	28	37	75.68%	H21→随意契約を除く、原則すべての工事(予定価格1,000万円未満のものを除く)に一般競争入札を適用 H22→同上
防衛省 近畿中部防衛局	34	35	97.14%	43	43	100.00%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
警察庁 近畿管区警察局	0	3	0.00%	-	-	-	全て一般競争入札
財務省 近畿財務局	3	22	13.64%	1	14	7.14%	H21→原則新築工事のみ制限付き一般競争入札(総合評価方式)を適用 H22→原則新築工事のみ制限付き一般競争入札(総合評価方式)を適用
財務省 大阪国税局	0	40	0.00%	0	40	0.00%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
経済産業省 近畿経済産業局	-	-	-	-	-	-	
環境省 近畿地方環境事務所	1	20	5.00%	0	3	0.00%	



# (1) 総合評価方式の導入状況

## ■ 総合評価方式の実施状況(国・関係機関・代表市町村)②

“-”：未公表若しくは該当無し

機関名	H21年度(最終実績)			H22年度(実施予定)			備考 (一般競争の導入状況)
	総合評価 実施件数	工事発注 件数	実施率 (%)	総合評価 実施予定	工事発注 件数	実施率 (%)	
環境省 近畿地方環境事務所	1	20	5.00%	0	3	0.00%	
最高裁判所 大阪高等裁判所	12	18	66.67%	5	5	100.00%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
西日本高速道路株式会社 関西支社	32	125	25.60%	40	90	44.44%	H21→原則、一般競争入札及び条件付一般競争入札 H22→原則、一般競争入札及び条件付一般競争入札
本州四国連絡高速道路株式会社	33	78	42.31%	36	48	75.00%	H21→原則、250万円以上の工事は全て条件付き一般競争入札 H22→H21年度と同様
阪神高速道路株式会社	73	73	100.00%	58	58	100.00%	H21→原則、250万円超の工事は、全て一般競争入札(総合評価落札方式) H22→H21年度と同様
関西国際空港株式会社	0	23	0.00%	0	12	0.00%	H21年度まで→少額随契を超えるものは原則、全て一般競争入札 H22年度から→500万円を超えるものについて、原則一般競争入札
独立行政法人森林総合研究所 近畿北陸整備局	32	32	100.00%	23	23	100.00%	H21→原則、250万円超の工事は、全て一般競争入札(総合評価落札方式) H22→H21年度と同様
独立行政法人空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部	0	1	0.00%	0	2	0.00%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
独立行政法人 京都国立博物館							
独立行政法人 奈良国立博物館	1	8	12.50%	0	5	0.00%	
独立行政法人 京都国立近代美術館	0	1	0.00%	0	3	0.00%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
独立行政法人 国立国際美術館	-	-	-	-	-	-	
独立行政法人 国立文化財機構奈良文化財研究所	1	2	50.00%	0	1	0.00%	H21→予定価格250万円超は一般競争入札 H22→予定価格250万円超は一般競争入札



# (1) 総合評価方式の導入状況

## ■ 総合評価方式の実施状況(国・関係機関・代表市町村)③

“-”：未公表若しくは該当無し

機関名	H21年度(最終実績)			H22年度(実施予定)			備考 (一般競争の導入状況)
	総合評価 実施件数	工事発注 件数	実施率 (%)	総合評価 実施予定	工事発注 件数	実施率 (%)	
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 鉄道建設本部 大阪支社	5	6	83.33%	1	2	50.00%	H21→原則、一般競争入札(一部の特殊な工事は条件付一般競争入札を適用) H22→原則、一般競争入札(一部の特殊な工事は条件付一般競争入札を適用)
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄清算事業 西日本支社	5	15	33.33%	8	18	44.44%	H21→原則、一般競争入札(一部の特殊な工事は条件付一般競争入札を適用) H22→原則、一般競争入札(一部の特殊な工事は条件付一般競争入札を適用)
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	68	588	11.56%	26	44	59.09%	H21→一部の特殊な工事を除き、一般競争入札または制限付き一般競争入札を適用 H22→一部の特殊な工事を除き、一般競争入札または制限付き一般競争入札を適用
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	-	-	-	-	-	-	
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	0	11	0.00%	0	7	0.00%	H21→原則、全て制限付き一般競争入札を適用 H22→原則、全て制限付き一般競争入札を適用
独立行政法人 日本万国博覧会記念機構	0	27	0.00%	0	38	0.00%	H21→原則、一般競争入札 H22→原則、一般競争入札
独立行政法人 水資源機構 関西支社	14	127	11.02%	10	71	14.08%	H21→機械設備工事及び電気設備工事以外の工事で予定価格6,000万円以下のものを除き全て一般競争入札 H22→H21と同じ
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所	54	325	16.62%	59	286	20.63%	H21→原則、全て一般競争入札 H22→原則、全て一般競争入札
福井市	3	609	0.49%	数件試行予定	600		1,000万円以上
池田町	0	62	0.00%	0	50	0.00%	
大津市	2	272	0.74%	2	200	1.00%	10億円以上



# (1) 総合評価方式の導入状況

## ■ 総合評価方式の実施状況(国・関係機関・代表市町村)④

“-”：未公表若しくは該当無し

機関名	H21年度(最終実績)			H22年度(実施予定)			備考 (一般競争の導入状況)
	総合評価 実施件数	工事発注 件数	実施率 (%)	総合評価 実施予定	工事発注 件数	実施率 (%)	
愛荘町	0	63	0.00%	1	36	2.78%	H21→一部の特殊な工事を除き、条件付一般競争入札(左の工事発注件数のうち250万円未満の工事件数10件) H22→一部の特殊な工事を除き、条件付一般競争入札(左の工事発注件数のうち250万円未満の工事件数0件)
城陽市	0	41	0.00%	未定	40		
井手町	0	32	0.00%	0	28	0.00%	H21→条件付一般競争入札本格導入 H22→条件付一般競争入札本格導入
池田市	-	-	-	-	-	-	1億5000万円以上
能勢町	1	29	3.45%	0	20	0.00%	H21・H22共に、設計金額5,000万円以上は制限付一般競争入札
たつの市	0	120	0.00%	0	138	0.00%	130万円以上
市川町	0	33	0.00%	0	15	0.00%	H21→建築工事1億円以上、土木工事5千万円以上は、一般競争入札または制限付一般競争入札を適用 H22→建築工事1億円以上、土木工事5千万円以上は、一般競争入札または制限付一般競争入札を適用
大和高田市	1	107	0.93%	1	80	1.25%	原則、全て条件付き一般競争入札
上北山村	9	43	20.93%	6	38	15.79%	4件JVにて実施
紀の川市	0	261	0.00%	検討中	180		未導入
有田川町	0	214	0.00%	1	78	1.28%	未導入



# 総合評価方式導入・拡大の課題

## 1. 府県における総合評価落札方式実施率の実情と課題(主な意見)

- 小規模工事の件数が多くを占める自治体では、発注件数による目標・評価とともに発注金額による目標・評価も必要である。
- 小規模工事では、入札参加業者が多く事務量が膨大となる。
- 導入・拡大を図っているが、これ以上の拡大は抜本的な体制整備が必要である。
- 総合評価を導入した工事の成績は、やや高い傾向にあるが、更なる拡大に伴う審査事務増大に対する導入効果が課題である。
  - 工事規模だけでなく、工事内容により技術的工夫の余地が大きい工事に適用
  - 小規模かつ難易度の低い工事では、技術力評価の必要性は低い
  - 一定水準以上の技術力が確認できれば価格競争を重視



# 総合評価方式導入・拡大の課題

## 1. 市町村における継続的な導入の工夫と課題(主な意見)

### ■工夫

- 評価項目や評価内容などのデータベース化と情報の共有【幹事会意見】
- 組織間の人事交流・派遣、研修参画による技術の伝承等【幹事会意見】
- 実施目標、実施状況の数値化【幹事会意見】
- 前年度以上の導入目標の設定【福井】
- 複数案件をまとめて、国、県への意見徴収の効率化【兵庫】
- 企業情報(工事成績、技術者の資格等)のデータベース化【兵庫】
- 特別簡易型の導入【兵庫・奈良】
- 県における入札手続き、評価項目・評価内容などの指導・アドバイス【奈良】

### ■課題

- 小規模な工事が多く、総合評価にふさわしい案件が(少)ない【福井・滋賀・大阪・和歌山】
- 手続きに時間を要する、多種・多様な業務を兼務しており事務的負担が課題【福井・滋賀】
- 指名競争入札において技術力を考慮して選定【福井】
- 総合評価の費用対効果、必要性が低い【福井・滋賀・兵庫】
- 一般競争入札導入の遅れ(併せて取り組みたい)【福井・和歌山】
- 評価項目、評価基準は、発注者の恣意性・裁量を排除した工種、工事規模、工事内容に応じて統一的に設定されるべき【兵庫】
- 各市町村内に限定した入札参加資格と競争性(首長の意向)【和歌山】



# 総合評価方式導入・拡大の対策(案)

## 1. 事例集の作成

市町村を中心に適用の多い道路工事などを対象に、総合評価方式の評価項目や評価内容などを盛り込んだ事例集を作成する。

## 2. 審査会等における職員交流の推進

府県における技術審査会等への国職員の派遣、市町村における技術審査会等への府県職員の派遣を進める。

## 3. 講習会等の開催

公共工事の品質確保向上を目的とした総合評価方式の導入やダンピング契約などについて、国・府県連携による講習会を各府県において年内に開催する。

また、総合評価方式を主体とした研修を計画・実施する。



# (2) 低入札対策について

## ■ 入札契約制度の実施状況(府県)

H22. 5末時点

都道府県名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
福井県	5億円以上の工事導入(H22.4~)	2億円超	新公契連モデル(H21.4公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
滋賀県	WTO対象工事で導入	1億円以上(4/1より全工種へ拡大)	非公表	左記以外	非公表	10/1より事後公表へ全面移行	非公表	非公表
京都府	今後検討	1億円以上	H22.1.4より、新公契連モデル(H21.4モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事後	事後
大阪府	今後検討	土木一式1.8億円以上 建築一式3.5億円以上	旧々公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前 一部案件で事後公表を試行	事前 一部案件で事後公表を試行	事前 一部案件で事後公表を試行
兵庫県	WTO対象工事で導入	5億円以上	新公契連モデル(H21.4公契連モデル)	左記以外	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
奈良県	・WTO対象工事で導入 ・7億円以上の工事(H22.4~)で導入	5,000万円以上	新公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
和歌山県	他発注者の動向をふま え検討	1億円以上	新公契連モデル	左記以外	※H21.12.1公告分の建設工事から適用。 (直接工事費×1.0+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	事後 【1億円未満事前】	事後	事後

※太枠・斜体文字は、更新箇所



## (2) 低入札対策について

### ■ 入札契約制度の実施状況(政令市)

H22. 5末時点

都道府県名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
京都市	4億円以上の市議会 案件	5,000万円超	新公契連モデル	5,000万円以下	調査基準価格と同じ	事前	事前	事前
大阪市	検討中	3億円以上	旧公契連モデル	3億円未満	調査基準価格と同じ	事前	事後	事後
堺市	検討中	6,000万円以上	新公契連モデル	250万円超6,000万 円未満	(直接工事費×0.95+ 共通仮設費×0.9+現 場管理費×0.7+一般 管理費×0.3)-α ただし、下限は予定価 格の75%、上限は予定 価格の90% (α=0円~20,000円 の範囲内で無作為に抽 出した金額)	事前 (総合評価落札方式 対象案件は事後)	事後	事後
神戸市	研究中	予定価格5億円以上 or総合評価適用案件	旧公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同じ	原則事前 (一部案件で事後公 表を試行)	事後	事後

※太枠・斜体文字は、更新箇所



# (2) 低入札対策について

## ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村)①

“-”：非公表若しくは未導入

機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
国土交通省 近畿運輸局	-	-	-	-	-	-	-	-
国土交通省 大阪航空局	検討中	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	事後	事後	-
海上保安庁 第五管区海上保安本部	他発注機関の動向を踏まえ今後検討	予定価格1,000万円以上	H21.4～新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
海上保安庁 第八管区海上保安本部	他発注機関の動向を踏まえ今後検討	予定価格1,000万円以上	H21.4～新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
農林水産省 近畿農政局	WTO政府調達協定対象工事 (H21=7.9億円、H22=6.9億円)は 原則として入札ボンドを適用。 (H21、H22年度該当無し)	予定価格が1,000万円以上の 工事	調査基準価格算定式＝ (①直接工事費*0.95＋②共 通仮設費*0.9＋③現場管理 費*0.7＋④一般管理費*0.3) *1.05 ただし、上記の額が予定価格 *0.9を超える場合は、予定価 格*0.9とし、予定価格*0.7に満 たない場合は、予定価格*0.7 とする。	-	-	事後	事後	-
林野庁 近畿中国森林管理局	未定	予定価格1,000万円を超える 工事	通達による。	該当なし	該当なし	事後	事後	該当なし
防衛省 近畿中部防衛局	一式工事5億以上その他工事3 億以上	予定価格1,000万円以上	本省通達による	-	-	事後	事後	-
警察庁 近畿管区警察局	検討中	予定価格1,000万円以上	通達による。	-	-	事後	事後	-
財務省 近畿財務局	未定	1,000万円以上	新公契連モデル(H21.4公契連 モデル)	なし	なし	事後	事後	なし
財務省 大阪国税局	-	予定価格が1,000万円を超 えるもの (予決令85条)	財務省通達による (平成21年4月中央公契連モ デル)	-	-	事後	非公表	-



## (2) 低入札対策について

### ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村)②

“-”：非公表若しくは未導入

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
経済産業省 近畿経済産業局	-	-	-	-	-	-	-	-
環境省 近畿地方環境事務所	-	予定価格1,000万円以上	公契連モデル	-	-	事後	事後	-
最高裁判所 大阪高等裁判所	導入済み	予定価格1,000万円を超える工事	公契連モデル	-	-	事後	事後	-
福井市	未定	未導入 (平成20年10月廃止)	-	設計額130万円以上	建築一式:設計金額の82~85% 建築一式以外:設計金額の80~83% いずれもコンピューターによるランダム設定 入札後、開札直前に設定する	事後	-	事後
池田町	-	-	-	-	-	-	-	-
大津市	-	-	-	設計金額130万円以上	新公契連モデル	事前	-	事後
愛荘町	今後検討	-	-	全件	非公表	事前	-	非公表
城陽市	研究中	未導入	-	設計金額130万円以上	非公表	事前	-	事前
井手町	導入予定なし	5,000万円以上	独自モデルを採用	左記以外の工事	非公表	事前	事前	非公表
池田市	-	-	-	1億5000万円以上	新公契連モデル(H21)	事前	未導入	事前
能勢町	-	-	-	設計金額5,000万円以上	調査準価格(旧公契連モデル(H20.6))と同様	事前	-	事前
たつの市	-	-	-	-	-	-	-	-
市川町	-	-	-	-	-	事後	-	非公表



# (2) 低入札対策について

## ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村)③

“-”：非公表若しくは未導入

機関名	入札ボンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
大和高田市	県内の他市町村の動向をふまえて 検討	総合評価落札方式により実施時	旧公契連モデル	左記以外	調査基準価格と同様	事前	事前	事前
上北山村	-	-	-	全件	調査基準価格(新公契連モデル)と同様	事前	-	非公表
紀の川市								
有田川町				建設工事	調査基準価格と同様	事前	非公表	事前
西日本高速道路株式会社 関西支社	-	予定価格250万円以上	新公契連モデル(H21.4)	250万円以上WTO協定基準額未満の工事のうち土木・舗装・橋梁等(15工種)に適用。 ※ 交通情報設備等(11工種)の工事費に占める工場製作費の割合が高い工事は適用外。	単価表合計金額(直接工事費+共通仮設費の一部)	事後	事後	事後
本州四国連絡高速道路株式会社	-	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
阪神高速道路株式会社	検討中	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル(H21.04モデル)	-	-	事後	事後	-
関西国際空港株式会社	他発注機関の動向を踏まえ今後検討	契約見込価格が3,000万円以上の競争契約	設定範囲2/3~7.5/10	-	-	事後	非公表	非採用
独立行政法人森林総合研究所 近畿北陸整備局	WTO案件のみ対応	予定価格1,000万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	-	-	事後	事後	-



# (2) 低入札対策について

## ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村)④

“-”：非公表若しくは未導入

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部	他発注者の動向を踏まえて検討	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	-	-	事後	事後	導入していない
独立行政法人 京都国立博物館								
独立行政法人 奈良国立博物館	-	予定価格1,000万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	-	-	事後	事後	無
独立行政法人 京都国立近代美術館	-	予定価格1,000万円を超える工事	非公表	予定価格1,000万円を超える工事	非公表	非公表	非公表	非公表
独立行政法人 国立国際美術館	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討
独立行政法人 国立文化財機構奈良文化財研究所	今後検討	予定価格1,000万円超	文部科学省発注工事請負等契約規則を準用 直接工事費×0.925+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3+消費税相当額	予定価格が1,000万円超	調査基準価格と同じ	事後	非公表	低入札調査を実施した場合に公表
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部 大阪支社	-	予定価格250万円を超える工事	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業 西日本支社	-	予定価格250万円を超える工事	新公契連モデル			事後	事後	
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	-	予定価格1,000万円以上	非公表	-	-	事後 H21.10.1公告(揭示)物件から事前公表を取り止め、事後公表へ移行	事後	-



## (2) 低入札対策について

### ■ 入札契約制度の実施状況(国・関係機関・代表市町村)⑤

“-”：非公表若しくは未導入

機関名	入札ポンド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				公表(事前or事後)		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格 算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西科学研究所	-	予定価格1,000万円以上	低入札調査基準価格算定方式	-	国の基準に準拠	事後	事後	事後
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	今後検討	予定価格1,000万円以上	(直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 日本万国博覧会記念機構	今後検討	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
独立行政法人 水資源機構 関西支社	-	予定価格1,000万円以上	新公契連モデル	-	-	事後	事後	-
日本下水道事業団 近畿・中国総合事務所	-	全ての案件	新公契連モデル(土木・建築) 国土交通省大臣官房技術調査課準拠(機械・電気)	-	-	原則事後	原則事後	-



### (3) 落札率の状況

#### ■ 近畿管内の直轄工事における落札率

- ◆平成21年度における近畿地方整備局発注工事の府県別平均落札率は以下のとおり
- ・全体傾向としては平成20年度と比較し、平均落札率はほぼ横ばい状況である

平成22年3月時点

府県	全工種	一般土木
	平均落札率	平均落札率
福井県	89.4%	88.5%
滋賀県	87.2%	86.5%
京都府	87.8%	86.2%
大阪府	86.5%	87.4%
兵庫県	88.2%	87.3%
奈良県	85.8%	89.0%
和歌山県	92.2%	93.3%
三重県	88.0%	88.8%
岐阜県	96.0%	96.0%



### (3) 落札率の状況

#### ■ 各機関における落札率の状況(府県政令市)

- ◆平成21年度における各府県及び政令市別平均落札率は以下のとおり
- ・平成20年度と比較し、一部各府県政令市を除き落札率が上昇している状況である。

平成22年3月末時点

府県	落札率(%)
福井県	90.5
滋賀県	83.5
京都府	81.0
大阪府	76.9
兵庫県	85.0
奈良県	85.5
和歌山県	85.4

政令市	落札率(%)
京都市	85.0
大阪市	83.6
堺市	80.7
神戸市	78.6



### (3) 落札率の状況

#### ■ 各機関における落札率の状況(府県政令市を除く)

◆国・地方自治体・特殊法人等に分類した落札率を下記に示す。  
各期間毎の落札率の格差は多少あるが全般的に各機関の落札率はほぼ同じ状況である。

平成22年3月時点	
機関	落札率
国	84.6%
地方自治体	86.7%
特殊法人等	86.7%

### 3. 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み

- 1) 近畿地方整備局管内研修計画
- 2) 近畿2府5県・政令市の取組み事例



国土交通省

平成22年7月9日

近畿ブロック発注者協議会



# 1) 近畿地方整備局管内研修計画

## ◆管内研修への自治体等受け入れ予定

平成22年度は管内研修のうち、14コースについて受け入れを実施する予定。

### 平成22年度外部研修生受け入れ予定研修一覧

研修名	自治体職員 受入人数
施工監督	5
検査技術	5
橋梁技術	5
電気通信技術（初級）	3
新工法・新技術	5
広域計画	5
道路管理	5
河川技術（上級）	5
建築技術（ストックマネジメント）	5
構造物設計	5
国際化	3
環境技術	5
河川管理	5
良好な景観形成	5
合計（14コース）	66



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み(福井県)

#### ○総合評価における技術力維持について

- ・評価基準をワーキングで検討する体制
- ・国土交通省直轄事務所と総合評価の仕組みについて情報交換を行う
- ・学識経験者に技術的な意見を求め助言を受ける
- ・建設技術公社で技術的な発注者支援業務を実施
- ・実施事例をデータベース化して、評価項目、評価基準の統一を図る

#### ○技術者の技術力向上について

- ・若手技術者対象の研修や事業分野別研修、構造物維持修繕などのテーマに応じた研修、現場見学会など、各種研修を計画し、技術者の研修機会の充実を図る
- ・工事検査時の若手技術者への指導を通じて、技術力伝承を図る



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み(滋賀県)

#### ○ワーキンググループによる検討

- ・平成22年度より、農政や企業庁など他部局を含む県庁関係各課および地方事務所のグループリーダークラスで構成する『総合評価方式検討ワーキンググループ』(以下WG)を立ち上げた。
- ・WGでは、総合評価方式と低入札価格調査制度との併用実施に伴う課題のほか下記テーマ等について検討を進めていくこととしている。
  - －総合評価方式の実施結果の分析と今後の方針の検討  
評価項目、配点の見直し、改善など
  - －発注機関(WG員)相互の課題共有と対応策の検討  
技術提案の評価能力の向上、発注機関間での評価の平準化など

#### ○その他の取組み

##### 1) 品質確保研修会の実施

- ・本県においてはさらなる公共工事の品質確保を目指し、新たに
  - －総合評価方式と低入札価格調査制度の原則併用実施
  - －予定価格事後公表への完全移行(10/1～)を方針として設定しており、7月には研修会を予定している。

##### 2) 成績評定能力の向上

- ・成績評定に関し、昨年度より検査部局(総務部検査課)実施の検査に、担当外の技術職員が臨場しノウハウを学ぶ機会を設けている。これにより評定能力を高めるとともに、監督員(評定者)間での評価のバラツキを無くし、より公平な評定を目指している。



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み(京都府)

- ・ 各課で実施してきた研修を体系化するとともに、職員に求められる入札契約手続に関する知識、専門技術、コンプライアンススキルを習得させる実務研修プログラムを策定し、実施
- ・ 各課で実施している工事検査は、庁内検査担当者連絡会を設置し、工事完成検査の水準や工事成績評定の運用の統一化を図る
- ・ ワンデーレスポンスについては、平成18年度から全工事を対象に実施
- ・ 市町村職員を対象として、大学教授等専門家を講師とした橋梁点検講習会を実施  
その講習会に府職員も参加して、アセットマネジメントの観点による橋梁の維持管理技術の向上に取り組む
- ・ 土木事務所では、大規模・特殊工事の技術検討会や技術者会議等を実施  
設計ミスの防止や技術力向上に資する勉強会を行う
- ・ 総合評価方式の採用に当たっては、求める技術提案の設定、応募者の技術提案の審査等について、所内評価検討会において、各担当者に説明をさせる等により、プレゼン能力の向上や評価の標準化等に資する工夫を行う
- ・ 発注者側技術者の資格取得の奨励施策の実施  
「技術資格取得補助規程」により、国家資格試験の受験費の半額を補助(回数制限無)
- ・ 職員の再任用においては、職員が長年培った能力・経験を公務に活用するとともに、執行体制の確保や技術の伝承等の観点からも有効な手段と考えており、現在、技術職員(土木・建築)として設計積算、土砂災害区域指定、建築確認・開発指導等を行っている。



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み(大阪府)

#### (大阪府独自の取組)

- ・ 土木の基礎的業務習得の為の研修
- ・ 各業務に携わる上で、必要となる知識習得の為の研修
- ・ 現場対応能力向上の為の研修
- ・ 基礎的実務能力向上の為の研修
- ・ 業務上の問題点、改善点の研究
- ・ 専門知識を高め実務に反映させる研修

#### ○このほか技術の継承

- ・ 大規模工事・特殊工法等の現場で貴重な経験を培った職員を府の財産として認定、登録(マイスターバンク)し、未経験の工事を担当する職員に対し、現在の職場、業務内容に関係なく、アドバイザーとしてサポートすることにより、技術・ノウハウの共有・伝承を図る



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取り組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取り組み(兵庫県)

#### (総合評価における技術力向上のための取り組み)

- ・ 事務所間における情報共有と技術力の維持・向上を図るため、各事務所で採用した評価内容等のデータベース化を推進中。
- ・ 各事務所において若手技術職員を含めた総合評価落札方式に関する意見交換会を実施。

#### (一般的な技術力の向上のための取り組み)

- ・ 階層別研修(総合評価落札方式に関する講義を含む)の実施に加えて、(財)兵庫県まちづくり技術センターでの技術講習会、(社)全日本建設技術協会主催の研修会への参加
- ・ 各種企業を招いて、新技術・新工法や安全監理等の講習会などの実施
- ・ 事業を進めるにあたって生じた課題への取り組み事例や新技術の活用などの成果を発表する技術発表会を開催
- ・ 「兵庫県防災エキスパート登録制度」により、県や市町職員のOBが持つノウハウの活用、伝承を図り、早期の公共土木施設の被害状況等を迅速、的確に把握



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み(奈良県)

- ・ 技術提案書の評価について、平成21年度から農林部及び土木部発注の工事で事務局を一元化する。  
評価の統一を図るとともに評価結果を蓄積し、内部資料としての判断基準を作成し、毎年更新
- ・ 土木部の技術職員の研修  
「土木技術職員研修プログラム」を策定し実施  
本プログラムに基づき、経験年数に応じて職務遂行に必要な知識技術、プレゼンテーション能力等を取得するための研修や検査員研修、各種技術研修を実施  
さらに国土交通大学校、近畿地方整備局、全国建設研修センター等の外部機関への派遣研修を実施
- ・ 農林部の技術職員の研修  
係長以下を対象とした職場研修を実施し、プレゼンテーション能力の向上等を図る  
農林水産省や農村工学研究所、農業農村工学会等の専門技術研修に積極的に参加し、技術継承のための人材育成に取り組む



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み(和歌山県)

- 1 総合評価(標準型)においては、工事案件毎に「具体の技術提案」評価項目を設定している。評価項目のデータベース化による、情報の共有化を進めている。  
また、入札参加者から提出された「具体の技術提案」については、工事案件毎に第三者機関(評価分科会)において評価を行っており、当該分科会においては、担当者が事前に提案内容を理解し取りまとめたうえで、委員に対して提案内容の説明を行うなど、総合評価を主体とした技術力向上を図っている。
- 2 平成20年6月から、条件付き一般競争入札を全面実施するにあたり、工事成績評定の平準化、統一化を図るため、従来、各建設部に配置していた検査員を県土整備部内の検査指導室に集約し、適正な工事検査の実施や技術職員の技術力向上に係る業務を行う体制を強化している。
- 3 技術職員の研修については、「職員能力向上アクションプログラム」を策定し実施している。
  - ・採用後5年目までに基本的な知識として構造物設計研修などを実施し、その後、専門性等を養う体系的、集中的な研修を実施するとともに、より専門的な知識習得のため、国土交通大学校、全国建設研修センターへの派遣研修を実施している。
  - ・現場実務の能力向上のため、現場研修等を継続的に実施している。
  - ・会計検査の指摘事項、職員が現場で経験した失敗、住民対応時の失敗、災害時の初動体制に失敗などの事例集を作成し、各発注機関で研修することで再発防止に努めている。
  - ・中堅技術職員までを対象とした「設計VE研修」を年2回実施し、設計に関する技術力向上に努めている。



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み(京都市)

- ・技術資料の評価項目について、工事内容や現場条件を勘案して、案件ごとに担当者が検討
- ・要求する技術資料等に係る学識経験者からの意見聴取の場に参加し、学識経験者からの意見を直接聴く機会を設ける
- ・施工中の現場における研修の実施



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み(大阪市)

○総合評価に特化したものではないが、次のような取組みを行っている。

- ・業務論文の作成及び業務論文発表会の開催
- ・若手技術者を対象とした先輩職員の講演などの実施
- ・技術研修の実施や国土交通大学校など外部研修への技術者の参加



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取り組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取り組み(堺市)

#### ○総合評価における技術力維持について

- ・ 実施に際しては、市長部局内に土木系・建築系の2委員会及び上下水道局内に1委員会の計3委員会を設置し、それぞれの委員会の下に設置した作業部会にて全般的な事項について勉強会を重ねる。
- ・ 作業部会間で情報並びに問題点を共有・協議により技術力の維持・向上に取り組む
- ・ 近畿地方整備局の総合評価委員会にもオブザーバーとして積極的に参加

#### ○技術者の技術力維持の取組について

- ・ 転入者研修や現場見学会、検査担当部局での検査報告会などの実施  
中堅、若手技術者を対象に(財)全国研修センターや国土交通大学の技術者研修、並びに近畿技術事務所の試験講習会、大阪府、大阪市の技術者研修等の活用
- ・ 報奨金の交付  
『堺市職員資格取得等報奨制度要綱』が平成15年度から施行され、技術士などの資格を取得した職員に報奨金の交付



## 2) 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み

### 総合評価を主体とした技術力維持の工夫と取組み(神戸市)

- ・ 年間20件程度の工事について、簡易型総合評価落札方式を採用  
技術提案としては、簡易な施工計画上の工夫のみを受けているが、関係する設計担当者、工事担当者については、技術提案の有効性を判断するなかで、技術力の向上につながっている。
- ・ 全庁的に土木工事の統一的な取扱いを行うため土木技術管理委員会を組織  
技術力向上に関する下記のような取組みを行っている。
  1. 建設系技術職員については、①新規採用職員，技術職員，主任監督員，総括監督員などの階層別研修，②基礎的な内容についての基礎研修，③土工，橋梁，地下埋設物など個別分野に関する専門研修を実施
  2. 現場見学会を年3回程度実施
  3. 土木技術発表会を年1回実施
- ・ 退職を控えた熟練技術者のノウハウの逸散防止，若手技術者の業務遂行に対するヒントの提供などを目的に，平成20年度から経験談を募集し，データベース化している

## 4. 工事円滑化の取り組みについて

---



国土交通省

平成22年7月9日

近畿ブロック発注者協議会



## 4. 工事円滑化の取組みについて

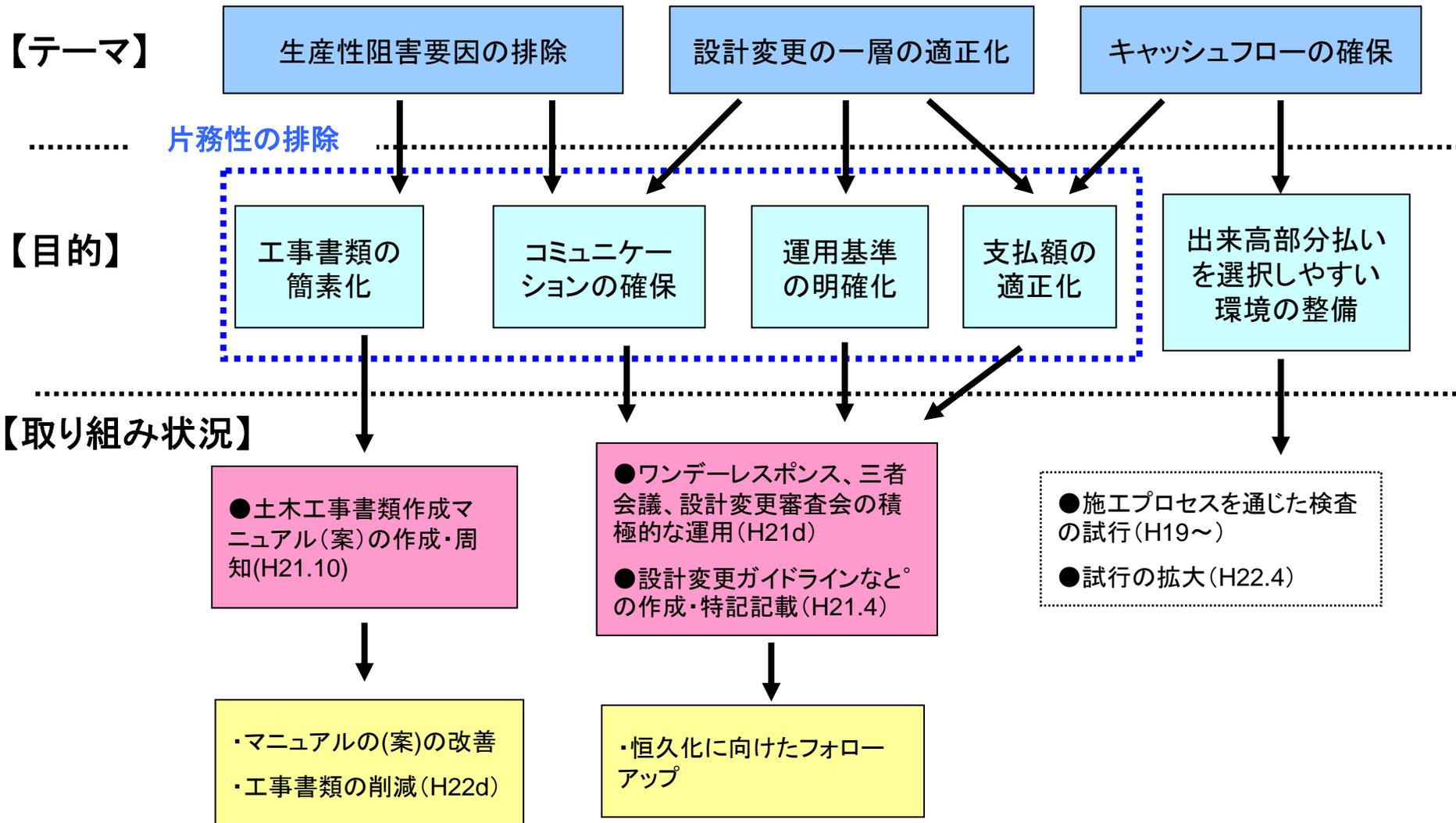
### ◆概要

- ①三者会議、ワンデーレスポンス、情報共有(ASP)の実施及び設計変更審査会の各機関実施状況をまとめたデータを下記に示す
- ②全体的に実施状況が低い
- ③機関別では、地方自治体(府県政令市)の取組みが若干高くなっている

実施内容	実施機関 (国)	実施機関 (地方自治体)	実施機関 (特殊法人等)
三者会議	・ 近畿地方整備局	・ 滋賀県土木交通部 ・ 大阪府都市整備部 ・ 大阪府環境農水水産部 ・ 兵庫県県土整備部 ・ 奈良県土木部 ・ 和歌山県県土整備部 ・ 和歌山県農林水産部	・ 独立行政法人京都国立近代美術館
ワンデーレスポンス	・ 近畿地方整備局 ・ 近畿中部防衛局	・ 京都府建設交通部 ・ 京都府農林水産部 ・ 兵庫県県土整備部 ・ 奈良県土木部 ・ 和歌山県県土整備部 ・ 和歌山県農林水産部 ・ 京都市建設局	・ 阪神高速道路株式会社
情報共有(ASP)	・ 近畿地方整備局	・ 滋賀県土木交通部	・ 西日本高速道路株式会社
設計変更審査会(府県政令市のみ調査)	—	—	—

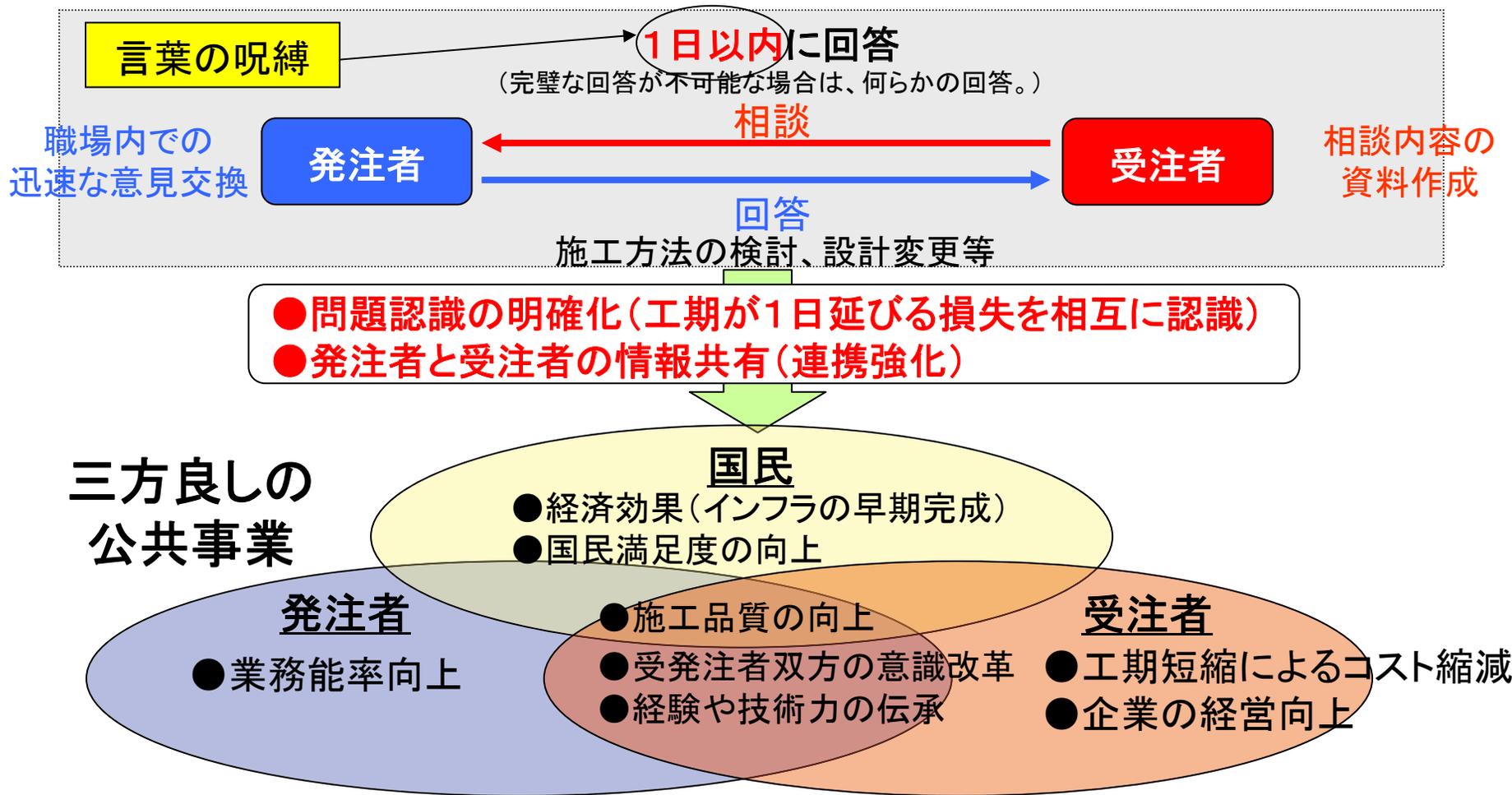
# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事の円滑化・適正化に向けた取り組み



# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## ワンデーレスポンス（円滑な意思疎通）



- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 【平成19年度】   | 38件で試行を実施                   |
| 【平成20年度】   | 100件程度からさらに対象工事を拡大(約270件実施) |
| 【平成21年度以降】 | 全直轄工事で実施                    |

# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事施工調整会議（三者会議） [設計思想の共有化]

### 工事施工調整会議(三者会議)三者会議の目的

◆ 工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る。

### 工事施工調整会議(三者会議)による品質確保・向上の概要

- ◆ 三者会議は、**施工者が設計図書を照査した後に、施工計画書の作成前に開催**するものとし、発注者（設計担当、工事担当）、設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）が出席する。
- ◆ 会議では、**発注者（設計担当）・設計者から設計思想や施工上の留意事項等を説明**するとともに、**施工者から設計図書に対する質問や現場条件に適した技術提案**などを受ける。
- ◆ 原則として**構造物が主体の工事**を対象とする。

設計思想の伝達及び情報共有

⇒ 工事目的物の品質確保・向上、工事の手戻りの防止

発注者  
(設計担当、工事担当)

全体調整

三者会議

設計思想の伝達

設計図書への質問  
新たな技術提案

設計者

施工者

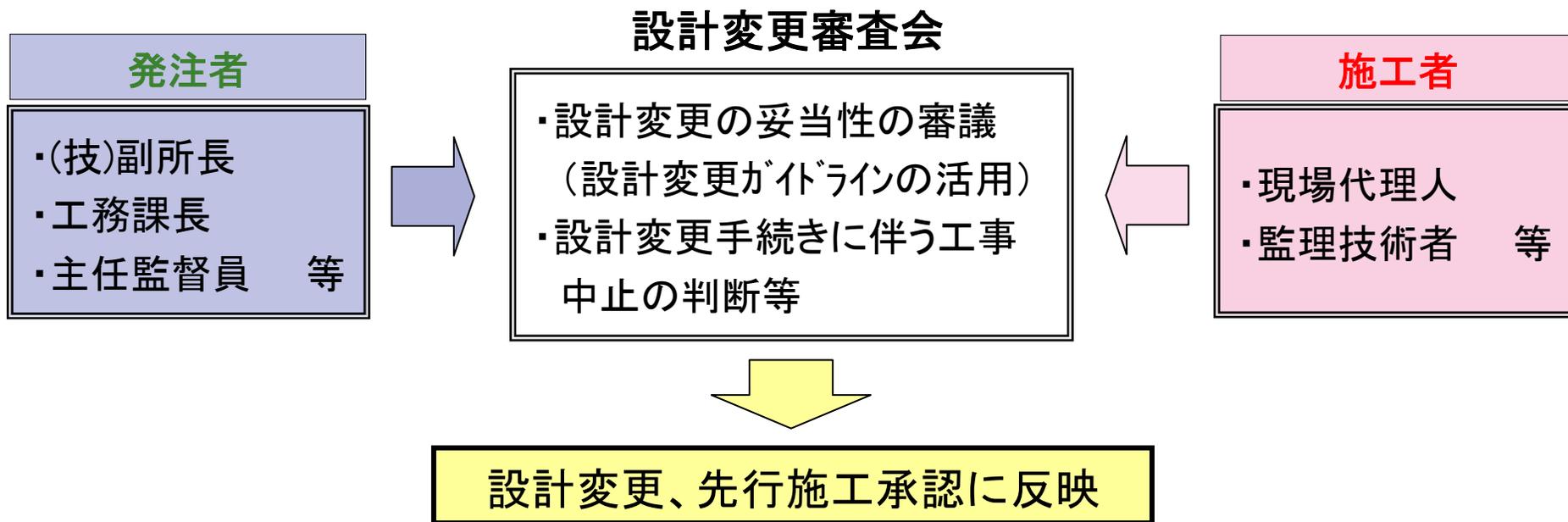
- 【H17年度】 全国での試行を開始
- 【H19年度】 総合評価方式標準型を対象
- 【H20年度】 請負金額2億円以上を対象
- 【H21年度】 請負金額1億円以上に拡大  
(1億円未満の工事においても必要に応じて実施)

# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 設計変更審査会（円滑な意志疎通）

### ■ 設計変更審査会の目的

設計変更の手続の透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と請負者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う。



#### 【取り組み状況】

- ・平成21年1月までに主な事務所において設置
- ・基本的に全ての工事が対象
- ・平成21年度以降は積極的に活用（特記仕様書に記載）

# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 設計変更審査会（円滑な意志疎通）

### ■ 設計変更(工事一時中止)ガイドライン

設計変更(工事一時中止)の取扱いについて、受発注者間の共通の目安を作成することを目的として策定平成21年度より、契約図書の一つである特記仕様書に位置づけ、契約条件としている。

### 設計変更ガイドライン記載事例

#### ■ 設計変更が可能なケース

- 仮設において、条件明示の有無にかかわらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手できない場合
- 「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

### 工事一時中止に係るガイドライン記載事例

#### ■ 発注者の中止指示の責務

- 請負者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合

#### ■ 中止の指示・通知

- 中止の対象となる工事内容、工事区域、中止の見通し等の中止内容を請負者に通知

#### ■ 請負代金額又は工期の変更

### 特記仕様書への位置づけ

#### 第〇条

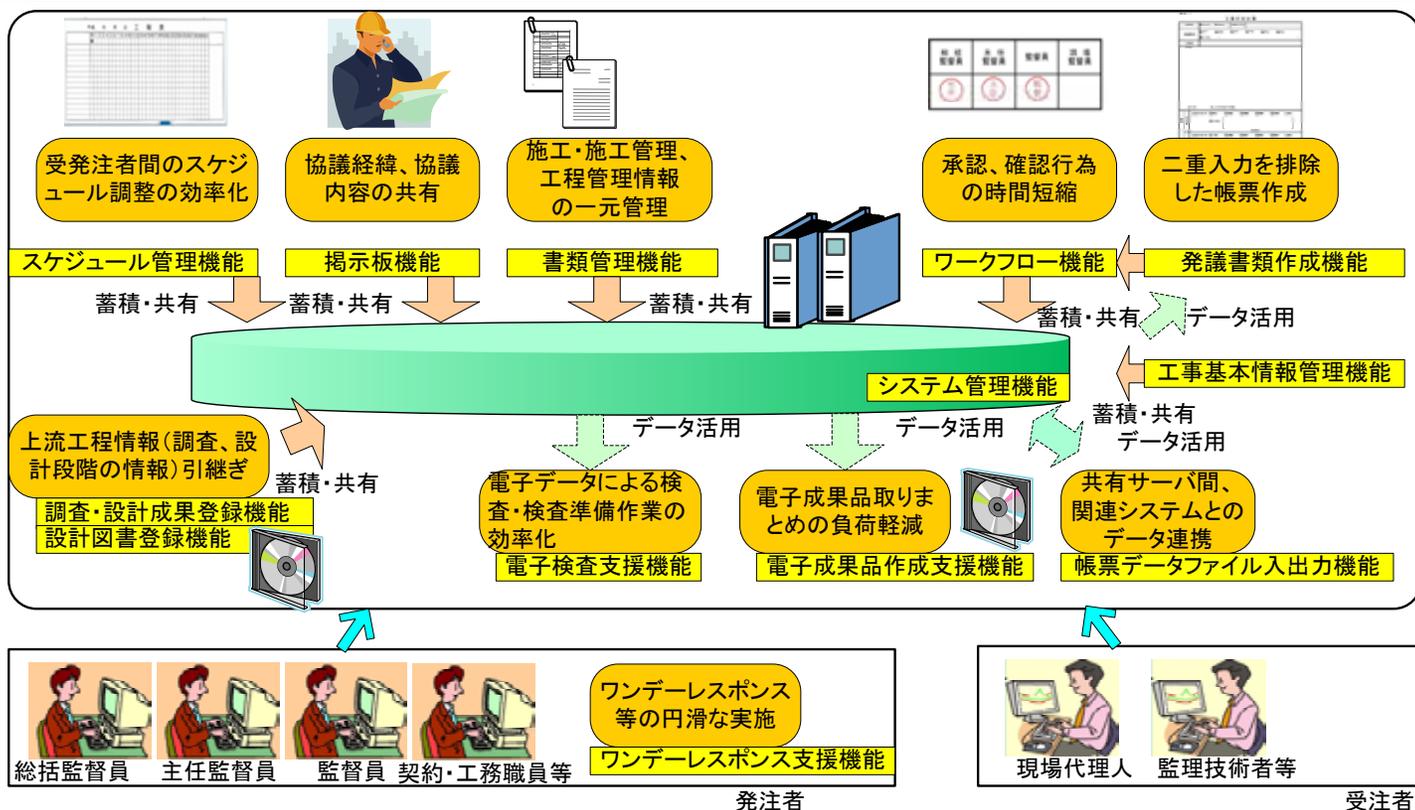
設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書共通編1-1-13～1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」（国土交通省〇〇地方整備局）及び「工事一時中止に係るガイドライン(案)」（国土交通省）によることとする。

# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

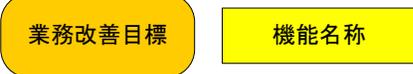
## ASPによる受発注者間のコミュニケーションの円滑化

### ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)

公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者のことであり、この事業者が提供するサービスを活用することにより効率的に情報共有する。



凡例



# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## ASP等の情報共有システム活用

### 1. 協議、承諾等の行為の効率化

- 1-1 協議、承諾等の行為にあたり、発議し、受付をし、同意等を行う手続について、情報共有システムを活用する。
- 1-2 現場で発生した問題等に対して情報共有システムを活用して監督職員がワンデーレスポンスを実施する。
- 1-3 段階確認を机上とした場合、情報共有システムの機能を活用して監督職員が施工管理記録、写真等の管区任を行う。

### 2. 施工管理、工程管理業務の効率化

- 2-1 監督職員と受注者が情報共有システムにスケジュールを入力し、段階確認等の日程調整を行う。
- 2-2 統一帳票様式を情報共有システムに保存し、活用する。

### 3. 工事進捗状況の共有化

- 3-1 工事書類を情報共有システムに一元的に保存・管理し、監督職員と受注者のパソコンから検索・閲覧する。
- 3-2 工事写真、工程表、工事履行報告書などを情報共有システムに一元的に保存・管理し、事務所内工事関係者が工事進捗状況を共有する。

### 4. 協議内容の共有化

- 4-1 三者会議において、決定事項等を記載した議事録を作成し、会議資料とともに情報共有システムに一元的に保存・管理し共有する。
- 4-2 設計変更審査会において、決定事項等を記載した議事録を作成し、会議資料とともに情報共有システムに一元的に保存・管理し共有する。

### 5. 電子データの利用による検査業務の効率化

- 5-1 紙の工事書類の簡素化のため、事前協議によって電子又は紙による提出を明確にし、電子で提出された工事書類に対しては情報共有システム内で一元的に保存・管理し、その工事書類を電子検査する。
- 5-2 検査職員が情報共有システム内の工事書類を検査日以前より確認し、検査当日の検査のポイントを事前に把握することで検査を迅速・的確に実施する。

# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 適切な施工プロセスの確保

ワンデーレスポンス、施工調整会議(三者会議)、設計変更審査会の対象工事を拡大し、トータル的な取り組みが図れるよう情報共有システム(ASP)を活用。

透明性、公平性の向上、迅速化

すばやい対応で信頼の構築

ワンデーレスポンス

平成21年度から全ての工事で実施

※ ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)  
公共工事の施工中におけるスケジュールや工事書類管理共有機能、決済機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者。

情報共有システム(APS)

適切な対応で資質の向上

情報共有システム(ASP)による取り組みの円滑化、効率化、意志決定過程の明確化

工事施工調整会議  
(三者会議)

- ・平成21年度から原則1億円以上の工事に拡大(2億円→1億円)
- ・1億円未満の工事についても必要に応じて実施

設計変更審査会

- ・平成21年度から特記仕様書に記載
- ・設計変更ガイドライン(案)、工事一時中止に係るガイドライン(案)、の活用(設計変更ガイドライン等の遵守について、特記仕様書に記載)

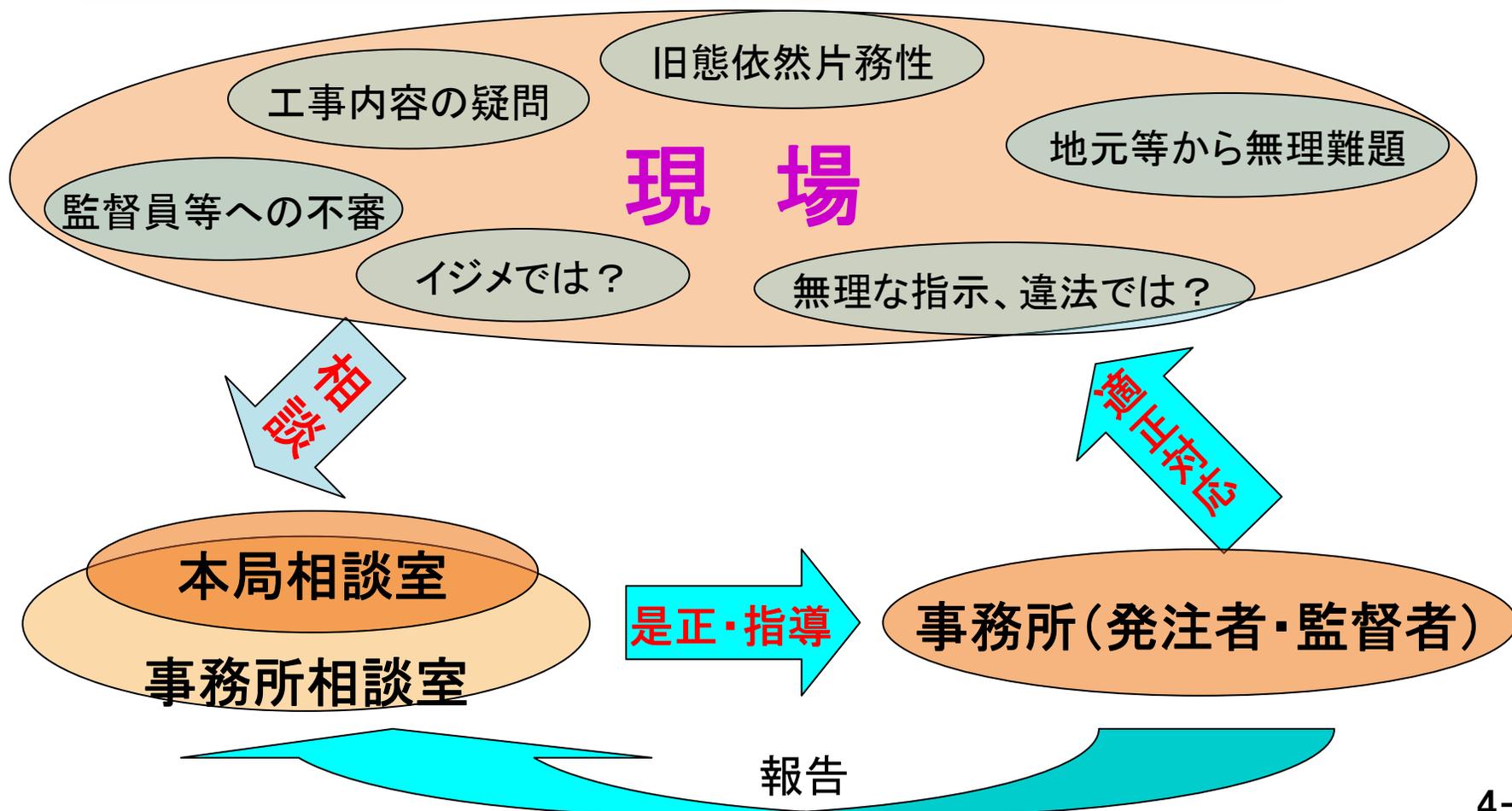
# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 公共工事かけこみ寺

＜施工段階での受注者からの苦情等を適正に対応する体制を確保＞

「公共工事かけこみ寺」（近畿地方整備局・各事務所）

相談したいが、直接発注者に言うのも…。これ位は受注者が我慢すべき…。仕返しが…。



# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

公共工事かけこみ寺

現場（受注者）からの相談を受け付けます

## 整備局相談グループ

### 本局相談グループ

- |         |                              |
|---------|------------------------------|
| ○リーダー   | 技術調整管理官                      |
| ○サブリーダー | 技術管理課長                       |
| ○スタッフ   | 工事品質調整官<br>工事検査官             |
| ○窓口     | 技術管理課長補佐<br>基準第一係<br>工事品質確保係 |

### 事務所相談グループ

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| ○リーダー     | 技術副所長                |
| ○サブリーダー   | 工事品質管理官等             |
| ○スタッフ及び窓口 | 品質確保担当課長<br>技術審査担当係長 |

### 相談の前提

- ・相談した事で相談者にとって不利益とならない
- ・事務所(発注者・監督者)に是正・指導したことを相談者に連絡(フォローアップ)
- ・具体的でない仮定した内容の相談は受け付けない

# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事関係書類の簡素化

### 工事書類に関する課題

- ① 工事書類の提出が多すぎる。
- ② 発注者が作成すべき、書類を請負者にさせているのでは。
- ③ 監督職員により求められる提出資料が異なり、過度な要求がある。
- ④ 契約図書の過度な照査が求められる。
- ⑤ 工事書類の納品について、紙と電子納品の二重納品となっている。
- ⑥ 材料カタログ等アナログからデジタルへの変換が見られる。
- ⑦ 請負者も立会、確認、検査等に備え、自ら必要以上の資料提出を作成している。

### 工事書類簡素化のポイント

- ① 提出・提示書類の項目の再整理とスリム化
- ② 発注者、請負者のやるべき範囲を明確化
- ③ 電子納品対象書類の見直し(紙と電子納品で提出する区分を明確化)
- ④ 工事打合せ簿の電子メールの活用拡大
- ⑤ 監督職員・検査官の判断基準等の統一化
- ⑥ 工事書類の簡素化の観点からの工事成績評価表、共通仕様書の見直し

### 近畿地整の取組み

工事書類の簡素化試行要領(案)の作成・試行(H20.6)

土木工事書類作成マニュアル(案)の作成(H21.10)

# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事書類簡素化のポイント（案）

### 提出を不要とした書類

#### ■ 設計図書の照査確認資料

契約書第18条第1項1～5号に該当する事実が無い場合（設計図書と一致している場合）は、監督職員への提示とし、受注者で保管する。  
（照査は契約書第18条の範囲を超えないこと）

#### ■ 工事測量結果（設計図書との照合）

設計図書と一致している場合は、監督職員へ提示とし受注者で保管する。

#### ■ 関係官公庁協議資料

関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。  
（届出前の事前資料は提出不要）

#### ■ 休日・夜間作業届

週間工程会議、メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要。  
（現道上の工事は除く）

#### ■ 品質管理資料

- ・測定数が10点未満の場合は、品質管理図表の作成は不要。
- ・品質管理図（工程能力図）については、品質管理図表に含まれるため削除。

#### ■ 出来形管理資料

- ・測定数が10点未満の場合は、出来形管理図表の作成は不要。
- ・出来形管理図（工程能力図）、度数表（ヒストグラム）については、監督・検査において使用することが無いため不要。

#### ■ 支給品及び貸与品要求書

支給品、貸与品は、設計図書に明記しており、受注者からの要求書は不要。

#### ■ 完成写真（完成、完済部分、中間技術、既済部分）

工事写真で代替できるので、改めての作成は不要。

### 現行ルールの徹底

#### ■ 施工計画書

軽微な場合の変更施工計画書は提出不要。（工期や数量だけの変更等の場合）

#### ■ 産業廃棄物管理表

産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、提出は不要。

#### ■ 材料確認書

指定材料のみ提出を徹底する。（設計図書で指定した材料を含む）

#### ■ 材料品質証明資料

指定材料のみ提出を徹底する。（設計図書で指定した材料を含む）

#### ■ 段階確認書

- ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。
- ・監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

#### ■ 確認・立会書

契約図書で規定された場合のみ提出する。

#### ■ 安全訓練等の実施状況資料

実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要

#### ■ 施工プロセスチェックリスト

「施工プロセスチェックリスト」に記載されている確認項目について、契約図書上で提出を求めない書類（以下の例）については、改めての監督職員への提出は不要。

- （1）災害防止協議会活動記録
- （2）店社パトロール実施記録
- （3）安全巡視、TBM、KY実施記録
- （4）新規入場者教育実施記録

#### ■ 実施工程表

監督職員へ提示のみで提出は不要。

#### ■ 品質管理資料

・測定数が10点未満の場合は、度数表（ヒストグラム）の作成は不要。  
ただし、特殊な場合（ダムコンクリート等）を除く

#### ■ 出来形数量計算書

数量契約以外の設計変更に係わる数量計算書の提出は不要。

# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事成績評定の状況と課題

### 【工事成績評定実施の法定化】

- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（H17.4.1施行）第6条（発注者の責務）

公共工事の発注者は、～工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の**施工状況の確認及び評価**その他の事務を適切に実施しなければならない。

### 【工事成績の積極的な活用】

- 企業評価における**技術評価点での活用**
- 入札参加要件**（企業及び配置技術者）での活用
- 総合評価方式での活用（技術評価項目での活用）
  - ・過去2年間の工事成績に応じた加点
  - ・**優良工事、優秀工事技術者等への加点**

工事成績評定の重要性が増すなかで、再整理する必要がある

これまで以上に工事間の技術力の差を明確に評価できる成績評定とする

I これまで以上にきめ細かな技術力の評価

II 総合評価方式における技術提案へのインセンティブの付与

平成21年3月 請負工事成績評定要領の運用を一部改正

# 4. 工事の円滑化に向けた取り組み

## 工事成績評定見直しのポイント（平成21年3月一部改正）

	項目	現状	見直し
きめ細かな技術力評価 のインセンティブ	①評価段階の細分化	○ これまでの5段階評価（又は3段階）では、一段階評価が異なることによる評定点の差異が大きく、特定の段階の評価に偏る傾向があった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価段階を細分化し、きめ細かな評価を行えるように変更する。 技術検査官：出来形、品質 5段階⇒7段階評価 総括技術評価官：地域への貢献 3段階⇒5段階</li> </ul>
	②評点配分の見直し	○ 一部の考査項目については、評価が特定の段階に偏っていた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バラツキが少ない考査項目の配点を減じ、バラツキの大きい考査項目の配点を増やす。</li> </ul>
	③「高度技術」の見直し（「工事特性」に変更）	○ 都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、その履行が的確に行われた場合に、より積極的に評価することが望まれている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特異な技術といった観点から施工困難等の工事特性への対応を評価する観点に評価対象項目の記述を見直す。</li> <li>● 「高度技術」から「工事特性」に名称を変更する。</li> <li>● より広い視野からの評価とするため評定者を主任技術評価官から総括技術評価官へ変更する。</li> </ul>
	④技術提案履行の確認評価	○ 現行の成績評定要領策定時（平成13年）に比べて、総合評価落札方式が大幅に普及している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検査時に技術提案の確認評価を行う項目を追加する。</li> </ul>

## 5. 近畿地方整備局における取組みについて

- 1) 不落不調対策
- 2) 品質確保の取り組み
- 3) 総合評価落札方式
- 4) 総価契約単価合意方式
- 5) 情報化施工
- 6) 建設コンサルタント業務



国土交通省

平成22年7月9日

近畿ブロック発注者協議会

---

# 1) 不落不調対策



# 不落・不調の発生状況

平成21年度における不落・不調件数は全体で184件発生している。

平成22年3月31日現在

工 種	不 落		不 調		発注件数	不落・不調 の発生率
	件数	発生率	件数	発生率		
一般土木	9	1.9%	34	7.2%	470	9.1%
AS舗装	1	1.4%	9	12.9%	70	14.3%
維持修繕	21	5.8%	42	11.6%	363	17.4%
PC	1	3.1%	0	0.0%	32	3.1%
機械設備	3	4.1%	8	11.0%	73	15.1%
建築	1	1.5%	3	4.5%	66	6.1%
鋼橋上部	0	0.0%	6	21.4%	28	21.4%
受変電	0	0.0%	1	4.5%	22	4.5%
暖冷房	0	0.0%	4	26.7%	15	26.7%
通信設備	4	3.1%	29	22.5%	129	25.6%
電気	1	2.5%	1	2.5%	40	5.0%
法面処理	0	0.0%	2	10.5%	19	10.5%
塗装	0	0.0%	2	8.7%	23	8.7%
造園	1	1.9%	1	1.9%	52	3.8%
合 計	42	3.0%	142	10.1%	1,402	13.1%

※ 工種は、不落・不調の発生工種について抜粋記載

不落： 応札価格と予定価格が合わなかった工事

不調： 応募が無い、入札辞退等により開札に至らなかった工事

※ 港湾空港部を除く

※ 速報値のため修正することがある

# 不調・不落対策

# 大都市補正

## 現 状(H20~H21)

### 標準積算

施工地域・工事箇所区分		共通仮設費	現場管理費
		補正率	補正率
市 街 地		2. 0	1. 5
山 間 僻 地 及 び 離 島		1. 0	0. 5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1. 5	1. 0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0. 0	0. 0

交通量が多く、住宅密集地のため安全管理に係る費用が多大、建設機械等の仮置きヤード等の確保が困難等 → **間接工事費率に乖離**

### H21改正

### 土木工事間接工事費率の改正

○対象地区:3大都市(東京23区、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市の市街地)

○対象工種:鋼橋架設工事、舗装工事、電線共同溝工事、道路維持工事

○間接工事費率の補正係数

共通仮設費(率分):**1. 5**

現場管理費 :**1. 2**

## 対 応(H22)

### ○対象地区の拡大

大都市:**札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京(23区)、横浜市、川崎市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市**のうち、施工地域の区分が市街地をいう。

現状、上記地域間で補正係数は統一

共通仮設費(率分):**1. 5**

現場管理費 :**1. 2**

共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × **補正係数**

現場管理費 = 対象純工事費 × (現場管理費率標準値 × **補正係数**)

## 効 果

都市部の実態を反映した、適正な予定価格の作成

---

**2) 品質確保の取り組み**  
**3) 総合評価落札方式**



# 公共工事品質確保への取り組み概要

## ■ 国土交通省における入札契約制度改革概要

近年、国土交通省においては、『競争性・透明性の向上』、『品質の確保』、『不正行為の防止』を3本柱に、入札制度改革を推進中

	競争性・透明性の向上	品質の確保＝技術力競争	不正行為の防止
平成 6年度(1994)	一般競争入札の導入(90年ぶりの大改革)	WTO、ゼネコン汚職	
平成 9年度(1997)		VE方式の導入	民間の技術を活用する
平成10年度(1998)		受託収賄事件	新たな入札・契約方式
平成11年度(1999)	社会不振	総合評価方式の試行	の試行・導入
平成12年度(2000)	入札契約適正化法		
平成13年度(2001)	一般競争入札の運用範囲の拡大 電子入札試行開始	工事コスト調査の開始 低入札の増加	工事費内訳書の提出試行
平成14年度(2002)	特殊法人等における予定価格の事前公表試行	総合評価方式の本格実施 ダンピング対策	官製談合防止法
平成15年度(2003)		技術力評価の重視(工事成績、経験、技術者) 技術力評価データベースの整備・活用・推進	違約金条項の創設 指名停止措置の強化
平成16年度(2004)		低入札の急増	橋梁談合 官製談合 成田重電談合
平成17年度(2005)	一般競争入札方式の拡大	公共工事の品質確保の促進に関する法律 総合評価の拡充	独占禁止法の改正
平成18年度(2006)	指名競争は原則なし 適正化指針の改正(5/23)	入札ボンドの試行・導入 不落・不調の急増	改正入札談合等関与防止法 (12/15 公布 3/15 施行) 水門談合
平成19年度(2007)	一般競争入札方式の更なる拡大 見積活用予定価格作成方式の試行	総合評価・ダンピング対策の拡充 施工体制確認型総合評価方式の拡大	当面の入札談合防止対策について(3/8)
平成20年度(2008)	競争性の向上 直近上位・下位等級業者を加え競争性の向上	調査基準価格の見直し 施工体制確認型総合評価方式の更なる拡大	予め定める要件に該当する入札の情報集約と監視 の強化(10/17)
平成21年度(2009)	競争性の更なる向上 直近上位・下位等級範囲の拡大	調査基準価格の更なる見直し 施工体制確認型総合評価方式の一層の拡大	更なる対策として予め定める要件を談合疑義事実の 選定に関する基準に改正(6/24) 契約相手の活動状況等の把握の実施(11/1)
平成22年度(2010)	競争性の一層の向上 入札参加資格要件における実勢要件の見直し 透明性の更なる向上 技術提案評価結果の通知、問合せ窓口設置	総合評価方式の改定 技術評価点等に係る全国標準案の策定	

# 公共工事品質確保への取り組み概要

## 建設生産システムの効率化

### 入札契約 段階

#### 適正価格での契約の推進

- ①総合評価方式  
地域への貢献や地域の精通度の評価を向上(地元優良企業の評価向上)
- ②ダンピング対策  
低入札調査基準価格を上回る落札者でも、施工体制が確保されるか厳格に確認し、**工事の品質が確保されないような価格での受注を排除**
- ③不調・不落対策  
見積り活用型積算方式の活用により、**実勢価格を予定価格により一層反映**  
実態に合わせた積算の実施(大都市補正等)

### 施工中

#### I 採算性悪化の要因の排除

- ①三者会議・ワンデーレスポンス  
発注者・設計者・施工者からなる「三者会議」で情報共有を促進し、**工事の手戻りを防止**  
施工者からの質問に対して迅速に回答する「ワンデーレスポンス」を拡大し、**工期を短縮化**
- ②ASP  
インターネットを通じての受発注者の情報共有
- ③工事関係書類の簡素化  
電子媒体・紙媒体の二重提出の防止の徹底等により、**受注者側事務の増加を防止**

#### II キャッシュフロー

出来高部分払い方式の推進・施工プロセスを通じた検査の推進

### 精算段階

#### 追加費用の適正な支払いの徹底

- ①総価契約単価合意方式の実施(H22)
- ②契約変更の円滑化  
設計変更ガイドライン等の周知徹底・設計変更審査会の実施

## 国土交通省直轄工事の総合評価落札方式

### ◆ 基本的方針

1. 入札契約手続きの透明性・客観性の確保
2. 審査・評価方法の透明性・客観性の確保
3. 事務の簡素化

上記基本的方針を踏まえ、標準案を作成

※平成22年度入札手続きを開始する工事から順次適用

## 国土交通省直轄工事の総合評価落札方式

### ◆主な改定案

- ①技術提案の評価結果の通知
- ②問い合わせ窓口の設置
- ③入札参加資格要件における実績要件の見直し
- ④技術評価点の配点方針
- ⑤技術提案の評価方法(標準案)
- ⑥施工能力の評価方法(標準案)
- ⑦地域精通度、貢献度等の評価方法(標準案)

# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(第2回)」  
(平成22年3月8日開催)資料より抜粋

## ①技術提案の評価結果の通知

### <改善策>

技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を提案企業に対して通知する

### <入札結果の公表例>

#### 公表済み

業者名	入札価格	評価点	評価値	備考	評価点の内訳								
					標準点	評価点			施工体制評価点			合計	
						施工計画(周辺環境に配慮した具体的な施工計画について)	企業の施工能力	企業の信頼性・社会性	小計	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性		小計
A社	¥340,000,000	155	45.588		100	15	8	2	25	15	15	30	155
B社	¥336,000,000	172	51.190		100	30	10	2	42	15	15	30	172
C社	¥332,000,000	158	47.590		100	15	11	2	28	15	15	30	158
D社	¥333,000,000	174	52.252	落札	100	30	14	0	44	15	15	30	174
....													

### 【具体的な評価内容の通知例】

#### 新規

【凡例】○: 加点対象として評価する  
-: 加点対象として評価しない

技術提案	評価の内容
・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	-
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接していることから地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	-
・ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○

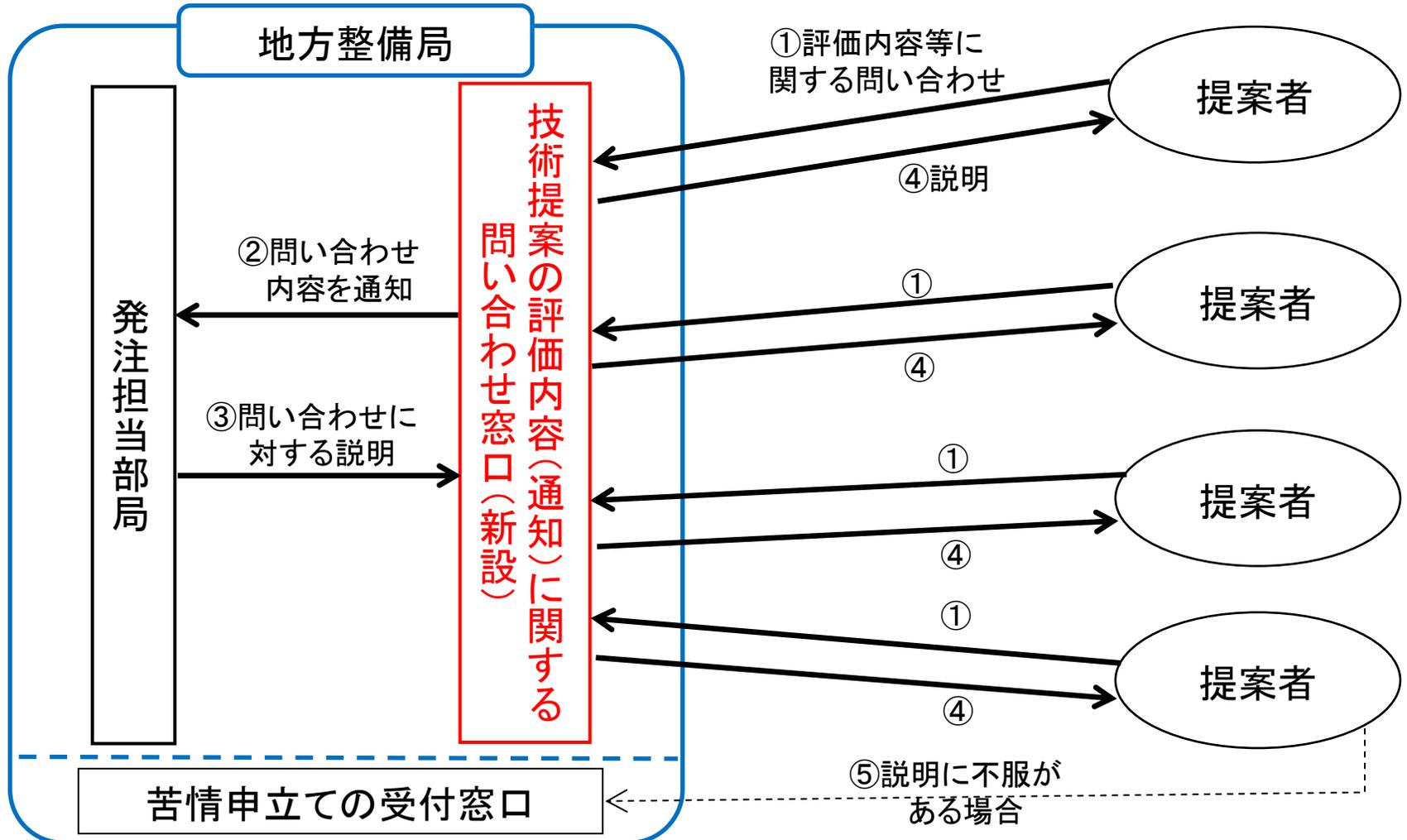
# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(第2回)」  
(平成22年3月8日開催)資料より抜粋

## ②問い合わせ窓口の設置

### <改善策>

①において実施する通知に対して問い合わせ窓口を各地方整備局に設置する



# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(第2回)」  
(平成22年3月8日開催)資料より抜粋

## ③入札参加資格要件における実績要件の見直し

### <改善策>

工事難易度の低い工事の入札参加資格要件について、過去の実績の工事量※による設定を行わず、(総合評価落札方式の技術評価における)施工能力の評価として行う。

<入札参加要件の記載項目>(一般的なもの:WTO対象工事を除く)

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定(一般競争に参加させないことができる者)に該当しない者
- (2) 当該地方整備局の競争参加資格登録を行っている者  
(会社更正法の更正手続開始の申し立てがなされている者等でないこと)
- (3) 地域要件
- (4) 施工実績
  - 例1) (ア) 道路橋又は鉄道橋であること。  
~~(イ) 最大支間長が25m以上であること。~~
  - 例2) (ア) 2車線以上の道路におけるアスファルト舗装工事で、~~舗装の表層面積が10,000m<sup>2</sup>以上の工事であること~~
  - 例3) (ア) 河川堤防の築堤工事において~~築堤盛土量が4,000m<sup>3</sup>以上であること。~~
- (5) 監理技術者を当該工事に専任で配置できること
- (6) 以下、略……

# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(第2回)」  
(平成22年3月8日開催)資料より抜粋

## ④技術評価点の配点方針

### 技術評価点の標準配点案

- ・技術評価点の加算点の内訳は、技術評価の主要項目である①技術提案、②施工能力等、③地域精通度・貢献度等をバランスよく評価する。
- ・上記のうち、①技術提案の配点割合は、求める技術提案の重要性に応じて重く設定するとともに、続いて②施工能力等を優位に評価する。

### <配点割合の標準案>

#### 簡易型

簡易な施工計画※(5~)10	施工能力等(15~)20(~25)	地域※(5~)10
----------------	-------------------	-----------

※「簡易な施工計画」の審査の結果、欠格か否かのみ評価する方式は用いない。  
※「地域」は、地域精通度・貢献度等を表す。

合計 30~40点

※施工体制確認型でない場合は、30点までとする。

#### 標準Ⅱ型

(基本的な配点案)

技術提案20(~30)	施工能力等20(~25)	地域(5~)10
-------------	--------------	----------

合計 50~60点

※施工体制確認型でない場合は、50点までとする。

#### 標準Ⅰ型

技術提案その1(20~)30	技術提案その220(~30)	施工能力等20
----------------	----------------	---------

※「地域精通度・貢献度等」の評価は「施工能力等」の中で必要に応じて設定する

合計 60~70点

※施工体制確認型でない場合は、50点までとする。

#### 高度技術提案型

技術提案50
--------

合計 50点

※施工体制確認型の場合は、70点までとする。

# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

## 平成22年度近畿地方整備局 総合評価落札方式への取り組み

### ①タイプと配点割合

#### 【高度技術提案型】 ~50点

技術提案

#### 【WTO対象 標準型Ⅰ型】 50点

〈基本〉技術提案 指定テーマ数2(30点+20点)

〈その他〉技術提案 指定テーマ数3(20点+20点+10点)

#### 【標準型Ⅰ型】 60点

技術提案 指定テーマ数2(2×20点)+施工能力等(20点)

#### 【標準型Ⅱ型】 50点

技術提案 指定テーマ数1(20点)+施工能力等(25点)+地域(5点)

#### 【簡易型】 30点

簡易な施工計画(10点)+施工能力等(15点)+地域(5点)

なお、【施工体制確認型】の場合は、上記配点に加え、施工体制評価点(30点:施工体制確保の確実性(15点)+品質確保の実効性(15点))を追加する。

#### 【指定テーマ毎の提案数】

☆各テーマ毎に最大5提案を原則

例)標準型Ⅰ型①の場合

指定テーマは2テーマなので、  
最大10提案となる。

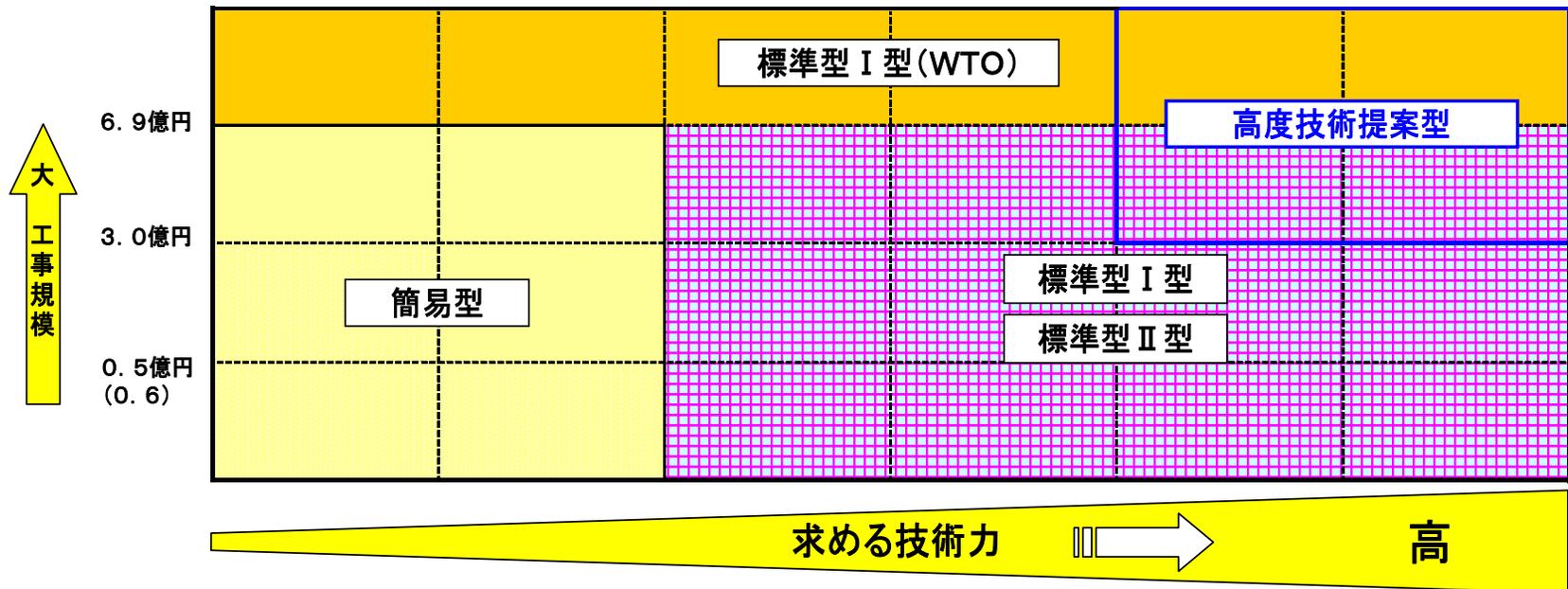
# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

## ②タイプ選定の考え方

### ＜標準案＞◆簡易型、標準Ⅱ型及び標準Ⅰ型の選定方法

タイプ別の選定方法は、金額や規模だけによらず、求める技術力に応じた技術提案の数、内容による。

### ☆標準案に基づく総合評価方式のタイプ選定＜近畿運用＞



# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

## ③評価項目

### ◆ 総合評価落札方式の評価項目

総合評価の タイプ	技術評価項目			
	技術提案に係る項目	簡易な施工計画	施工能力等	地域
高度技術提案型  標準型Ⅰ型 (WTO対象)	①総合的なコストの縮減 ②工事目的物の性能・機能の向上 ③社会的要請への対応に関する項目 について工事内容、現場条件、自然環境等を 踏まえて選定			
標準型Ⅰ型	①総合的なコストの縮減 ②工事目的物の性能・機能の向上 ③社会的要請への対応に関する項目 について工事内容、現場条件、自然環境等を 踏まえて選定		①企業の施工能力 ②大気環境対策(CO2削減) ③配置予定技術者の能力 ④現場従事技能者の能力 ⑤社会・地域貢献等 ⑥競売妨害や建設業法違反等による 減点	
標準型Ⅱ型	①総合的なコストの縮減 ②工事目的物の性能・機能の向上 ③社会的要請への対応に関する項目 について工事内容、現場条件、自然環境等を 踏まえて選定		①企業の施工能力 ②配置予定技術者の能力 ③競売妨害や建設業法違反等による 減点	①地域精通度 ②社会・地域貢献等
簡易型		①施工上配慮すべき事項	①企業の施工能力 ②配置予定技術者の能力 ③競売妨害や建設業法違反等による 減点	①地域精通度 ②社会・地域貢献等

# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

## ④タイプ別の評価項目と加算点

### 1) 高度技術提案型の評価項目と加算点

分類	評価項目		加算点
技術提案	総合的なコストの縮減に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費・更新費など</li> <li>・その他、補償費など</li> </ul>	50  ※施工体制確認型の場合は(～70)
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期性能の持続性</li> <li>・強度、耐久性、安定性の向上</li> <li>・供用性の向上</li> </ul>	
	社会的要請の対応に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、大気環境など)</li> <li>・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など)</li> <li>・特別な安全対策</li> <li>・省資源対策又はリサイクル対策</li> </ul>	

### 2) 標準型 I 型(WTO対象)の技術評価項目と加算点

分類	技術評価項目		評価基準	配点	加算点
	項目	指定テーマ			
技術提案	総合的なコストの縮減に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費・更新費</li> <li>・その他、補償費 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定テーマ数は2を基本とするが、工事内容に応じて3とすることが可能。</li> <li>・指定テーマに関する施工箇所の状況、施工条件、指定テーマの設定理由を具体的に記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定テーマ1つに対して最大5提案までとし、6提案以上記入があった場合は、当該指定テーマに対する加算点は0点とする。</li> </ul>	50
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期性能の持続性</li> <li>・強度、耐久性、安定性の向上</li> <li>・供用性の向上 等</li> </ul>			
	社会的要請の対応に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)</li> <li>・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など)</li> <li>・特別な安全対策</li> <li>・省資源対策又はリサイクル対策</li> </ul>			

# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

## 3) 標準型 I 型の技術評価項目と加算点

分類	技術評価項目		評価基準	配点		加算点	
	項目	指定テーマ		指定テーマ	加算点		
技術提案	総合的なコストの縮減に関する項目	・維持管理費、更新費 ・その他、補償費 等	<p>・指定テーマ1つに対して最大5提案までとし、6提案以上記入があった場合は、当該指定テーマに対する加算点は0点とする。</p> <p>・評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について現実性と重要度により評価し、合算する。</p>	指定テーマの配点は20点×2とする。	40		
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目	・初期性能の持続性 ・強度、耐久性、安定性の向上 ・供用性の向上 等					・指定テーマ数は2 ・指定テーマに関する施工箇所の状況、施工条件、指定テーマの設定理由を具体的に記載する。
	社会的要請の対応に関する項目	・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・特別な安全対策 ・省資源対策又はリサイクル対策					
施工能力等	企業の施工能力	表彰	近畿地整での当該工事と同じ工事種別の過去2年間の工事成績評定の平均	75点以上6点、70点以上75点未満3点、65点以上70点未満0点、60点以上65点未満-3点、60点未満-6点	6	60	
			優良工事等(工事請負者)表彰	平成19・20年度における近畿地整の表彰の有無(各年度毎に局長表彰2点、事務所長表彰1点)	4		
			優良工事等(技術開発)表彰				
			優良工事等(安全対策)表彰				
			優良工事等(イメージアップ)表彰				
			工事成績優秀企業認定		認定された企業は、認定後1年間4点		4
	公共構造物品質コンテストの表彰	平成19・20年度における国土交通省近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係を除く。)の公共構造物品質コンテストの表彰の有無(各年度毎に特別優秀2点、優秀1点)	4				
	下請け企業表彰	平成19・20年度における国土交通省近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係を除く。)の下請け企業の表彰の有無(各年度毎に2点)	4				
	有用な新技術の採用		技術提案の中で、新技術情報提供システム(NETIS)登録技術において、有用な技術とされた新技術(推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、少実績優良技術、活用促進技術)の提案の有無	2	Max 20		
	大気環境	主たる工種の主要機械に関する大気環境対策	本工事の主たる工種について、オフロード法または第三次排出ガス規制に適合した建設機械の使用の有無	2			
主たる工種の主要機械に関するCO2排出量削減を含む環境対策		本工事の主たる工種について、従来機種に比べ低燃費であること等により、CO2排出量の削減につながる建設機械の使用の有無(ただし、大気環境対策で提案した使用機種以外であること)	2				
配置予定技術者の能力	過去15年間に於ける同種工事についての監理技術者等としての施工経験	監理技術者・主任技術者として従事した工事(直轄の工事4点、他省庁、特殊法人等、府県・政令市、地方道路公社、日本下水道事業団の工事2点)、監理技術者・主任技術者以外での工事0点	4				
	技術者表彰	平成17年度から平成20年度における近畿地整の表彰の有無(表彰があれば1点(複数ある場合は累積する))	4				
	継続学習制度(CPD)	各継続学習実施機関の推奨単位数以上で評価	1				
現場従事技能者の能力	基幹技能者の配置	登録基幹技能者または基幹技能者の配置の有無(登録基幹技能者1点、基幹技能者0.5点、複数配置する場合は累積する)	Max 2				
社会・地域貢献	災害活動、地域ボランティア活動に対する表彰	平成20年度以降の近畿地整管内の行政機関または学校教育法に基づき学校からの表彰・感謝状の有無(いずれか1つ表彰あれば1点)	1				
競売妨害や建設業法違反等による減点	平成20年4月1日から競争参加確認申請書の提出期限の日までに近畿地方整備局から指名停止を受けた企業は -2点、文書警告を受けた企業は -1点、文書注意を受けた企業は -0.5点とし、複数ある場合は累積する。ただし、工事成績評定において減点措置を講じた場合は対象外とする						
その他	減点により標準点(100点)を下回る場合は標準点とし、それ以下の減点は行わない。						

# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

## 4) 標準型Ⅱ型の技術評価項目と加算点

分類	技術評価項目		評価基準	配点		加算点		
	項目	指定テーマ						
技術提案	総合的なコストの縮減に関する項目	・維持管理費、更新費 ・その他、補償費 等	・指定テーマに対して最大5提案までとし、6提案以上記入があった場合は、当該指定テーマに対する加算点は0点とする。  ・評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について確実性と重要度により評価し、合算する。	指定テーマの配点は20点とする。	20			
	工事目的物の性能・機能の向上に関する項目	・初期性能の持続性 ・強度、耐久性、安定性の向上 ・供用性の向上 等					・指定テーマ数は1  ・指定テーマに関する施工箇所の状況、施工条件、指定テーマの設定理由を具体的に記載する。	
	社会的要請の対応に関する項目	・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など) ・特別な安全対策 ・省資源対策又はリサイクル対策						
施工能力等	企業の施工能力	近畿地整での当該工事と同じ工事種別の過去2年間の工事成績評定の平均	75点以上6点、70点以上75点未満3点、65点以上70点未満0点、60点以上65点未満-3点、60点未満-6点	6	Max 8  (表彰があれば加算(複数ある場合は累積する))	50		
		表彰	優良工事等(工事請負者)表彰	平成19・20年度における近畿地整の表彰の有無(各年度毎に局長表彰2点、事務所長表彰1点)			4	
			優良工事等(技術開発)表彰				認定された企業は、認定後1年間4点	
			優良工事等(安全対策)表彰					4
			優良工事等(イメージアップ)表彰					平成19年及び平成20年における国土交通省近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係を除く。)の公共構造物品質コンテストの表彰の有無(各年度毎に特別優秀2点、優秀1点)
			工事成績優秀企業認定					
	公共構造物品質コンテストの表彰	4						
	下請け企業表彰	平成19・20年度における国土交通省近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係を除く。)の下請け企業の表彰の有無(各年度毎に2点)	4					
	配置予定技術者の能力	有用な新技術の採用	技術提案の中で、新技術情報提供システム(NETIS)登録技術において、有用な技術とされた新技術(推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、少実績優良技術、活用促進技術)の提案の有無	2	Max 25			
		ISO9000シリーズ認証取得	ISO9000シリーズ認証取得の有無	1				
過去15年間における同種工事についての監理技術者等としての施工経験		監理技術者・主任技術者として従事した工事(直轄の工事4点、他省庁、特殊法人等、府県・政令市、地方道路公社、日本下水道事業団の工事2点)、監理技術者・主任技術者以外での工事0点	4					
技術者表彰		平成17年度から平成20年度における近畿地整の表彰の有無(表彰があれば1点(複数ある場合は累積する))	4					
競売妨害や建設業法違反等による減点	継続学習制度(CPD)	各継続学習実施機関の推奨単位数以上で評価	1					
	競売妨害や建設業法違反等による減点	平成20年4月1日から競争参加確認申請書の提出期限の日までに近畿地方整備局から指名停止を受けた企業は -2点、文書警告を受けた企業は -1点、文書注意を受けた企業は -0.5点とし、複数ある場合は累積する。ただし、工事成績評定において減点措置を講じた場合は対象外とする						
地域	地域精通度	地域内工事の実績	平成17年度以降に元請として完成・引渡し完了した当該工事実施市町村内での工事実績(直轄2点、他省庁・特殊法人等・府県・政令市・地方道路公社・日本下水道事業団・市町村1点)	2	5			
	社会・地域貢献	災害協定の締結の有無	近畿地方整備局(事務所含む)2点 近畿地方整備局管内府県及び他地整1点	2				
		災害活動、地域ボランティア活動に対する表彰	平成20年度以降の近畿地整管内の行政機関または学校教育法に基づく学校からの表彰・感謝状の有無(いずれか1つ表彰あれば1点)	1				
その他	減点により標準点(100点)を下回る場合は標準点とし、それ以下の減点は行わない。							

# 総合評価落札方式等の改定に関する取り組み方針

## 5) 簡易型の技術評価項目と加算点

分類	技術評価項目		評価基準	配点	加算点	
	項目	指定テーマ				
簡易な 施工計画	<p>施工上配慮すべき事項 ※工事内容や現場条件に応じて求める評価項目を設定する。 また、評価項目設定理由を提示する。</p>		<p>・指定テーマに対して最大5提案までとし、6提案以上記入があった場合は、当該指定テーマに対する加算点は0点とする。 ・評価については、原則として簡易な施工計画の提案内容毎に効果的な工夫が見られるかを評価し、合算する。</p>	10		
施工能力 等	企業の 施工能力	近畿地整での当該工事と同じ工事種別の過去2年間の工事成績評定の平均	75点以上4点、70点以上75点未満2点、65点以上70点未満0点、60点以上65点未満-2点、60点未満-4点	4	※6 Max 15	
		同種工事の施工実績	掘削土量が●m <sup>3</sup> 以上の実績2点、●m <sup>3</sup> 以上▲m <sup>3</sup> 未満の実績1点、▲m <sup>3</sup> 未満の実績0点	2		
		表彰	優良工事等(工事請負者)表彰	平成19・20年度における近畿地整の表彰の有無(各年度毎に局長表彰2点、事務所長表彰1点)		4
			優良工事等(技術開発)表彰			
			優良工事等(安全対策)表彰			
			優良工事等(イメージアップ)表彰			
			工事成績優秀企業認定			
	公共構造物品質コンテストの表彰	平成19年及び平成20年における国土交通省近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係を除く。)の公共構造物品質コンテストの表彰の有無(各年度毎に特別優秀2点、優秀1点)	4			
	下請け企業表彰	平成19・20年度における国土交通省近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係を除く。)の下請け企業の表彰の有無(各年度毎に2点)	4			
	有用な新技術の採用	技術提案の中で、新技術情報提供システム(NETIS)登録技術において、有用な技術とされた新技術(推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、少実績優良技術、活用促進技術)の提案の有無	2			
ISO9000シリーズ認証取得	ISO9000シリーズ認証取得の有無	1				
配置予定技術者の 能力	過去15年間における同種工事についての監理技術者等としての施工経験	監理技術者・主任技術者として従事した工事(直轄の工事2点、他省庁・特殊法人等・府県・政令市・地方道路公社、日本下水道事業団の工事1点)、監理技術者・主任技術者以外での工事0点	2			
	技術者表彰	平成17年度から平成20年度における近畿地整の表彰の有無(表彰があれば1点(複数ある場合は累積する))	2			
	継続学習制度(CPD)	各継続学習実施機関の推奨単位数以上で評価	1			
競売妨害や建設 業法違反等による 減点	平成20年4月1日から競争参加確認申請書の提出期限の日までに近畿地方整備局から指名停止を受けた企業は -2点、文書警告を受けた企業は -1点、文書注意を受けた企業は -0.5点とし、複数ある場合は累積する。ただし、工事成績評定において減点措置を講じた場合は対象外とする					
地域	地域精通度	地域内工事の実績	平成17年度以降に元請として完成・引渡し完了した当該工事実施市町村内での工事実績(直轄2点、他省庁・特殊法人等・府県・政令市・地方道路公社・日本下水道事業団・市町村1点)	2	5	
	社会・地域貢献	災害協定の締結の有無	近畿地方整備局(事務所含む)2点 近畿地方整備局管内府県及び他地整1点	2		
		災害活動、地域ボランティア活動に対する表彰	平成20年度以降の近畿地整管内の行政機関または学校教育法に基づく学校からの表彰・感謝状の有無(いずれか1つ表彰あれば1点)	1		
その他	減点により標準点(100点)を下回る場合は標準点とし、それ以下の減点は行わない。					

# 総合評価落札方式実施状況

## 平成21年度近畿地方整備局総合評価落札方式実施状況 (H22. 3. 31現在)

平成21年度総合評価落札方式の実施率は、金額ベースで99.9%となっている。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総合評価件数	82	97	55	123	693	1,235	1,368	1,273
総合評価金額 (百万円)	56,700	100,200	68,300	82,300	151,600	235,896	276,956	168,226
総合評価実施率 (金額ベース、%)	26.4	31.8	30.7	41.5	88.8	99.6	99.9	99.9

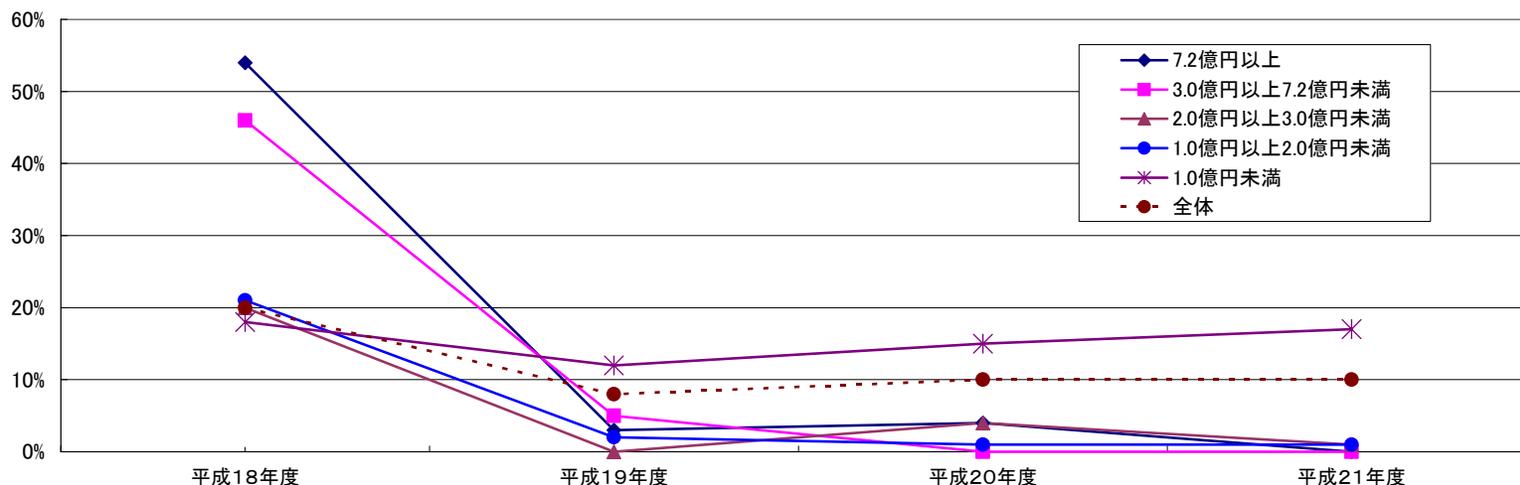
※総合評価実施率の算出には、随意契約を除いている

# 工事の低入札の防止対策

平成18年度から平成21年度までの発注件数に占める低入札の状況

※ 港湾空港部を除く

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度					
	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数				
7.2億円以上	15	54%	28	1	3%	39	3	4%	73	0	0%	30
3.0億円以上 7.2億円未満	12	46%	26	3	5%	55	0	0%	61	0	0%	41
2.0億円以上 3.0億円未満	28	20%	139	0	0%	155	7	4%	169	1	1%	141
1.0億円以上 2.0億円未満	45	21%	215	5	2%	228	3	1%	282	4	1%	291
1.0億円未満	157	18%	891	90	12%	774	116	15%	751	120	17%	721
(0.6億円未満 )										(114)	(22%)	(527)
計	257	20%	1,299	99	8%	1,251	129	10%	1,336	125	10%	1,224



「施工体制確認型総合評価落札方式」の採用により、平成19年度以降、全体件数に占める低入札の割合は減少し、その後ほぼ横ばいであるが、施工体制確認型が適用されない1億円未満では、増加傾向にある。平成21年度から施工体制確認型の適用を予定価格6千万円以上の全工事に引き下げた結果、6千万円以上1億円未満では5%に減少したが、適用外である6千万円未満において低入札の割合が22%と依然高い状況となっている。

# 契約相手の活動状況等の把握

- 近畿地方整備局では、地元企業の適正な受注機会を確保するため、平成21年11月1日以降に入札手続きを開始する工事から

**“支店・営業所の活動実態を確認する取り組みを開始”**

＜背景＞

「専任の技術者を常駐させていない」・「営業活動の実態がない」  
など活動実態のない支店・営業所(名ばかり営業所)で入札参加

活動実態のない支店・営業所で落札

地元企業の適正な  
受注機会を脅かす

**「名ばかり営業所」の排除対策**

# 契約相手の活動状況等の把握

## 具体的な取り組み内容

### 1. 対象工事

競争参加資格に支店又は営業所に関する地域要件を設定している工事  
(WTO対象工事を除く)

### 2. 支店又は営業所の専任技術者等の配置状況及び活動状況確認対象業者

上記1において、「支店」又は「営業所」で競争参加資格の確認を受けて落札  
決定した業者

### 3. 支店又は営業所の専任技術者等の配置状況及び活動状況の確認

※配置状況及び活動状況の確認資料は落札決定後、契約締結までに提出を求める

(1) 専任技術者等の配置状況 …… 【様式A】

(2) 支店又は営業所の活動状況(現況写真) …… 【様式B】

① 建物の全景

② 建設業の許可票の掲示状況及び記載内容

③ 事務室の状況

◎提出資料の内容によっては、建設業許可行政庁に通報することがある

# 総合評価落札方式の試行の取り組み

## ◆ 専門工事審査型・地元企業活用審査型

- 平成20年度から新たな取り組みとして試行中
- 平成22年度についても引き続き試行を実施

### ◆ 専門工事業者の施行能力等を評価する方式

#### 【下請け専門業者の評価】

- ・公共工事の発注者は、元請企業を評価することはできるが、主たる施工機能を担い工事の品質に実質的に大きな影響を与える下請企業の評価を行ってきていない。
- ・工事品質のより一層の確保を図るため元請企業の評価の他に一次下請けの専門業者の施工能力も的確に評価する方式

#### ● 適用工事

専門工事部分の重要性が高い 特定の工事

- ・法面処理
- ・地盤改良
- ・杭基礎
- ・トンネル(シールド)
- ・PC上部 など

#### ● 評価項目

- ① 専門工事に関する施工計画
- ② 専門工事施工者の同種工事の施工実績

#### ● 実施状況

- H20年度 3件(地盤改良工)  
H21年度 1件(鋼管セメント杭工)

### ◆ 地域の優良企業の活用を評価する方式

#### 【一次下請け業者の評価】

- ・公共工事のうち、特に大規模工事については、大手企業が受注し、その下請業者として過去から取引のある会社を使用することが多い。地域の災害や維持管理などを担うのは地場の優良企業。
- ・地方の基幹産業として建設業の活性化を図るため、地域を支える地元優良企業の活性化と育成等を目的として、地元の優良な企業活用を評価する方式

#### ● 対象工事

一般土木Bランク工事等を対象として試行  
当面、橋梁下部工事、改良工事等から対象  
工事を選定

#### ● 評価項目

- ① 地元一次下請企業の工事成績
- ② 施工体制 など

#### ● 実施状況

- H20年度 3件(和歌山県・兵庫県)  
H21年度 7件(福井県・京都府・兵庫県・奈良県  
・和歌山県・三重県)

# 総合評価落札方式の試行の取り組み

## ◆現場従事技能者の評価

・施工現場の生産性向上      ・建設生産物の品質確保

上記を目的に総合評価方式において基幹技能者を評価

## ○基幹技能者の評価

### 国土交通省の取組み

基幹技能者の活用や基幹技能者及び基幹技能者を確保・育成する企業が評価される環境整備に向けた取組を実施。

### ◆総合評価方式等導入支援事業の拡充(平成21年度)

基幹技能者の配置を評価項目として位置付け、当該基幹技能者の活用効果を検証する地方公共団体に対して支援を実施。

※直轄工事においては、専門工事審査型総合評価落札方式で試行を検討中。

＜試行事例＞

○中部地方整備局→現場作業品質確保の確実性を評価

\*評価項目：「現場従事技術者の技術力」

\*選定の着目点：「登録基幹技能者有資格者の配置」

※長崎県では、21年度より基幹技能者の活用を本格的に導入済み。

# 総合評価落札方式の試行の取り組み

## 近畿地方整備局の取り組み

### ◆標準型 I 型(WTO除く)で試行

#### <標準 I 型>

評価項目：現場従事技能者の能力(施工能力等に追加)

評価基準：基幹技能者の有資格者を評価

配点：登録基幹技能者 1点、基幹技能者 0.5点→最大2点

### ◆評価の考え方

発注者が予め配置を求める工種を限定し、対象基幹技能者を明示

【試行実績】：平成22年度 一般土木B等級 2件 手続き中

※1工種1名でも配置すれば加点、複数配置は累積するが最大加点は2点  
※企業との「直接的かつ恒常的な雇用関係」を条件。

# 総合評価落札方式の試行の取り組み

近畿建設情報 2010年10月15日

## 局備 整備 総合 近畿 基幹技能者配置に加点

### 海老江地区築堤で初適用

近畿地方整備局は、海老江地区築堤工事において、基幹技能者配置に加点を付し、総合評価落札方式を初めて適用した。これは、同地区築堤工事の第1工区において、地元企業から集まった基幹技能者を評価し、その点数を総合評価に反映させた。この方式は、地元企業への技術継承と人材育成を促進する効果がある。また、地元企業からの応募が増え、競争率が高まった。この方式は、今後、他の地区でも適用される予定である。

近畿地方整備局は、海老江地区築堤工事において、基幹技能者配置に加点を付し、総合評価落札方式を初めて適用した。これは、同地区築堤工事の第1工区において、地元企業から集まった基幹技能者を評価し、その点数を総合評価に反映させた。この方式は、地元企業への技術継承と人材育成を促進する効果がある。また、地元企業からの応募が増え、競争率が高まった。この方式は、今後、他の地区でも適用される予定である。

近畿地方整備局は、海老江地区築堤工事において、基幹技能者配置に加点を付し、総合評価落札方式を初めて適用した。これは、同地区築堤工事の第1工区において、地元企業から集まった基幹技能者を評価し、その点数を総合評価に反映させた。この方式は、地元企業への技術継承と人材育成を促進する効果がある。また、地元企業からの応募が増え、競争率が高まった。この方式は、今後、他の地区でも適用される予定である。

## 局備 整備 総合 近畿 基幹技能者を追加

### 来年度から標準I型で試行

近畿地方整備局は、総合評価落札方式の試行を今年度より「標準I型」の配置を標準として実施する。これは、地元企業からの応募を増やすための取り組みである。また、地元企業への技術継承と人材育成を促進する効果がある。この方式は、今後、他の地区でも適用される予定である。

近畿地方整備局は、総合評価落札方式の試行を今年度より「標準I型」の配置を標準として実施する。これは、地元企業からの応募を増やすための取り組みである。また、地元企業への技術継承と人材育成を促進する効果がある。この方式は、今後、他の地区でも適用される予定である。

近畿地方整備局は、総合評価落札方式の試行を今年度より「標準I型」の配置を標準として実施する。これは、地元企業からの応募を増やすための取り組みである。また、地元企業への技術継承と人材育成を促進する効果がある。この方式は、今後、他の地区でも適用される予定である。

## 局備 整備 総合 近畿 基幹技能者を追加

### 来年度から標準I型で試行

近畿地方整備局は、総合評価落札方式の試行を今年度より「標準I型」の配置を標準として実施する。これは、地元企業からの応募を増やすための取り組みである。また、地元企業への技術継承と人材育成を促進する効果がある。この方式は、今後、他の地区でも適用される予定である。

近畿地方整備局は、総合評価落札方式の試行を今年度より「標準I型」の配置を標準として実施する。これは、地元企業からの応募を増やすための取り組みである。また、地元企業への技術継承と人材育成を促進する効果がある。この方式は、今後、他の地区でも適用される予定である。

近畿地方整備局は、総合評価落札方式の試行を今年度より「標準I型」の配置を標準として実施する。これは、地元企業からの応募を増やすための取り組みである。また、地元企業への技術継承と人材育成を促進する効果がある。この方式は、今後、他の地区でも適用される予定である。

# 総合評価項目におけるCO2削減項目について

## ◆ 建設機械による環境対策全般を評価

### ●最新の排出ガス規制適合建設機械使用による大気環境対策を評価

第3次排出ガス対策型建設機械の使用指定をH18より開始(従来対策型の使用も可)  
NO<sub>x</sub>、PM等の排出を低減し大気環境改善に寄与  
(排出総量のうち建設機械はNO<sub>x</sub>で20%、PMで10%程度を占めている)



第3次排出ガス対策型建設機械の使用を評価することにより、  
環境によりやさしい建設機械の普及を推進する。

### ●低燃費によりCO2削減効果のある建設機械の使用を定量的に評価

主要な建設機械について、従前機種に比べて低燃費である建設機械の使用を  
評価する。

- ・省エネ機構の搭載が明らかなバックホウの使用を評価する。
- ・カタログ等に低燃費であることが記載されている機械を評価する。

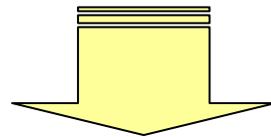
例)バックホウ、ブルドーザ、ホイールローダ、クレーン車、発動発電機、ローラ等

# 総合評価項目におけるCO2削減項目について

## ◆ 平成21年度発注の本官工事(標準型I型)で試行を実施

### ■ CO2削減に資する評価方針

- ・主たる工種における主要建設機械を使用すれば加点評価することとし、提案時は使用可否の選択のみ求める
- ・項目は、工事規模等によって①または②を選択
  - ①大気環境対策＋CO2排出量削減
  - ②大気環境のみ



平成21年度において、上記評価を実施した工事はすべて「①大気環境対策＋CO2排出量削減」を求めた。

トンネル・PC・維持修繕・鋼橋・築堤護岸・改良・下部・橋梁上下部一体の各工種において46件の試行を実施した。

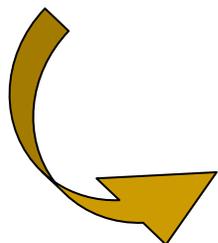
# 総合評価項目におけるCO2削減項目について

## ◆平成22年度の評価方法の変更について

平成22年度より評価の配点割合等に関して、全国標準案が示されたことにより、従前(H21年度)まで求めていた技術提案として求めることが出来なくなった。現在実施しているCO2削減評価は、対象建設機械を現場に配置する調達能力を評価しているため、企業を評価する「施工能力等」の1項目として評価することに変更する。

### ○平成21年度までは「技術提案に係る項目」として評価

技術提案に係る項目	現道交通への安全対策の提案	安全対策	国道○○号の交通(車両、歩行者)及び架空線に対する安全対策の工夫とその効果。ただし、交通整理員は評価の対象としない。	評価の着目点について提案すること。なお、着目点について提案がない場合は評価しない。また、着目点につき最大3項目までの提案とし、4項目以上記入があった場合は、全ての項目を評価対象外とする。評価については、現地条件を踏まえ、それぞれの特性を把握し、評価の着目点について効果的な工夫が見られるかどうかを3段階で評価する。	2
		騒音・振動対策	発生源対策及び抑制対策の工夫とその効果	評価の着目点について提案すること。なお、着目点について提案がない場合は評価しない。また、着目点につき最大3項目までの提案とし、4項目以上記入があった場合は、全ての項目を評価対象外とする。評価については、現地条件を踏まえ、それぞれの特性を把握し、評価の着目点について効果的な工夫が見られるかどうかを3段階で評価する。	2
	周辺の環境対策の提案	主たる工種の主要建設機械に関する大気環境対策の工夫	本工事の主たる工種について、オフロード法または第三次排出ガス規制に適合した建設機械の使用	評価の着目点について提案すること。評価については、主たる工種の主要建設機械の使用可否によって2段階で評価する。	1
		主たる工種の主要建設機械に関するCO2排出量削減を含む環境対策の工夫	本工事の主たる工種について、従来機種に比べ低燃費であること等により、CO2排出量の削減につながる建設機械の使用。ただし、上記で提案した使用機種以外であること。	評価の着目点について提案すること。評価については、主たる工種の主要建設機械の使用可否によって2段階で評価する。	1
加算点計					24



### ○平成22年度からは「施工能力等」として評価

施工能力等	大気環境	有用な新技術の採用	技術提案の中で、新技術情報提供システム(NETIS)登録技術において、有用な技術とされた新技術(推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、少突績優良技術、活用促進技術)の提案の有無	2
		主たる工種の主要機械に関する大気環境対策	本工事の主たる工種について、オフロード法または第三次排出ガス規制に適合した建設機械の使用の有無	2
		主たる工種の主要機械に関するCO2排出量削減を含む環境対策	本工事の主たる工種について、従来機種に比べ低燃費であること等により、CO2排出量の削減につながる建設機械の使用の有無 ただし、大気環境対策で提案した使用機種以外であること。	2
		過去15年間における同種工事についての監理技術者等としての施工経験	監理技術者・主任技術者として従事した工事(直轄の工事4点、他省庁・特殊法人等・府県・政令市・地方道路公社、日本下水道事業団の工事2点)、監理技術者・主任技術者以外での工事0点	4
				Max 20

※平成22年度から技術評価点全体の配点が大きくなったため、本項目の配点も1点→2点となっている

---

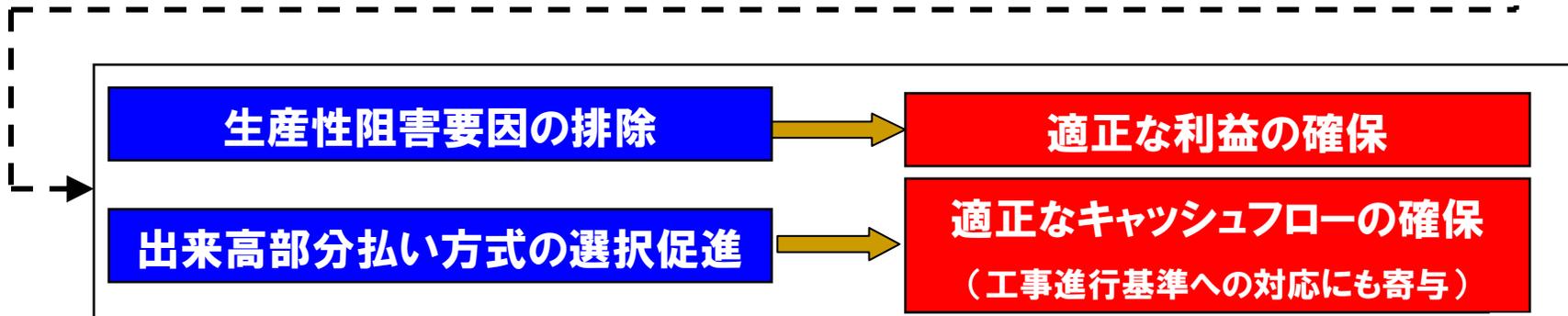
## 4) 総価契約単価合意方式



# 総価契約単価合意方式の導入

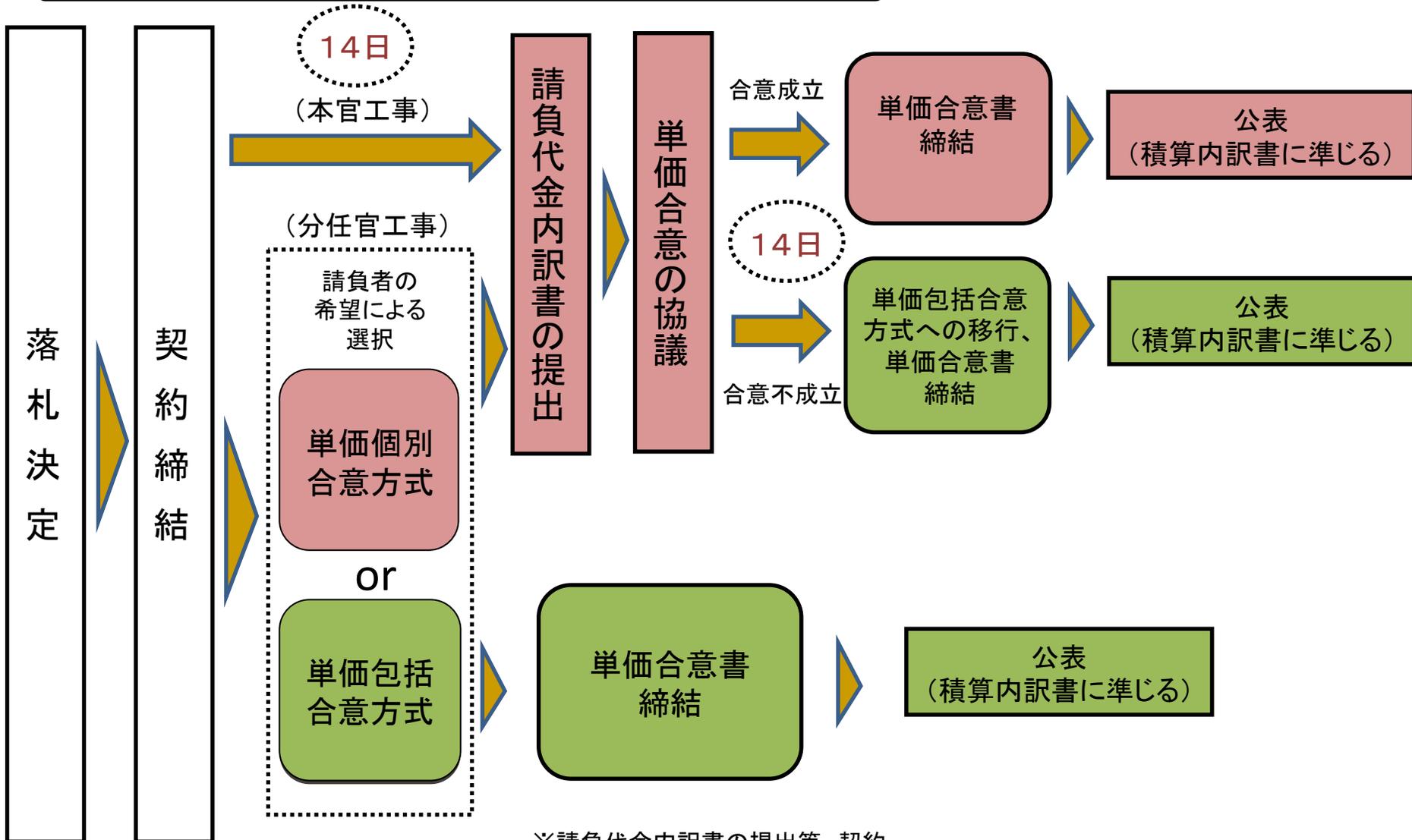
## ◆現状と導入後の比較

要素	現状	導入後
契約方式	総価で契約	総価で契約 単価で合意(レベル4を想定)
設計変更額算定に用いる単価	当初官積算に基づく単価 <b>片務性の存在</b>	受発注者間で合意した単価 <b>双務性の向上</b>
特徴	請負企業の技術的特性等が反映されない額となるおそれ <b>設計変更協議の難航</b>	請負企業の技術的特性等が反映された額 <b>設計変更協議の円滑化</b>



# 総価契約単価合意方式の導入

## ◆総価契約単価合意方式における手続きフロー



※請負代金内訳書の提出等、契約締結後の手続きは通常どおり。

# 総価契約単価合意方式の導入

## ◆総価契約単価合意方式の実施方法

### 1. 背景

・双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定、部分払い金額の算定等の単価等を、前もって協議して合意しておくことにより、円滑化を図る。

### 2. 対象工事

・工事請負業者選定事務処理要領第3号に掲げる工事種別のうち、第一号から第四号

まで、第七号、第九号から第十七号まで及び第十九号に掲げる工事において実施するものとする。

工事請負業者選定事務処理要領第3号に掲げる工事種別のうち下記●を対象とする。

●	一	一般土木工事	(土木に関する工事のうち次号から第4号まで、第7号から第17号まで及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
●	二	アスファルト舗装工事	
●	三	鋼橋上部工事	
●	四	造園工事	
	五	建築工事	(建築に関する工事のうち次号から第8号まで、第10号、第12号、第18号及び第19号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
	六	木造建築工事	
●	七	電気設備工事	
	八	暖冷房衛生設備工事	(空気調和設備工事含む。以下同じ。)
●	九	セメント・コンクリート工事	
●	十	プレストレスト・コンクリート工事	
●	十一	法面処理工事	
●	十二	塗装工事	
●	十三	維持修繕工事	(河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。)
●	十四	河川しゅんせつ工事	
●	十五	グラウト工事	
●	十六	杭打工事	
●	十七	さく井工事	
	十八	プレハブ建築工事	
●	十九	機械設備工事	(機械設備に関する工事のうち第7号、第8号、第20号及び第21号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)
	二十	通信設備工事	
	二十一	受変電設備工事	

# 総価契約単価合意方式の導入

## ◆単価合意書〔単価個別合意方式の場合〕

単価協議の結果として「**単価合意書(合意単価を表示した「単価表」)**」を締結する。

発注者・受注者間  
で締結

変更金額の  
算定等に使用

### 単価表(例)

工事区分	工種	種別	細別	規格	契約単位	数量	合意単価	金額	適用
橋梁下部					式	1		28,650,000	
	道路土工				式	1		1,560,000	
		掘削工			式	1		1,560,000	
			掘削(土砂)		m3	5.00	312	1,560,000	
	RC橋脚工				式	1		27,090,000	
		作業土工			式	1		500,000	
		場所打杭工			式	1		20,000,000	
			場所打杭	杭径 1200mm 杭長(設計長) 20.0m	本	8	2,500.00	20,000,000	
		橋梁躯体工(構造物単位)			式	1		5,590,000	
		T型橋脚		24-8-25(20)(高炉)	m3	160	25,000	4,000,000	
		鉄筋		SD345 D16~25	t	6.00	115,000	690,000	
		鉄筋		SD345 D29~32	t	7.50	120,000	900,000	
					式	1		28,650,000	
					式	1		4,700,000	
					式	1		1,020,000	
					式	1		1,020,000	
					式	1		3,680,000	
					式	1		33,350,000	
					式	1		8,000,000	
					式	1		41,350,000	
					式	1		3,650,000	
					式	1		45,000,000	
					式	1		2,250,000	
					式	1		47,250,000	

細別に関する単価を合意

共通仮設費(率計上分)、  
現場管理費、一般管理費  
等は額で合意

なお、本単価表に記載のない工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費、共通仮設費(積み上げ分)については、変更時の価格を基礎として協議する。

### 単価合意書(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日に契約した〇〇工事における契約の変更用に用いる単価または金額(契約単位が一式の項目については単価ではなく金額)について、別添の「**単価表**」のとおり合意する。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

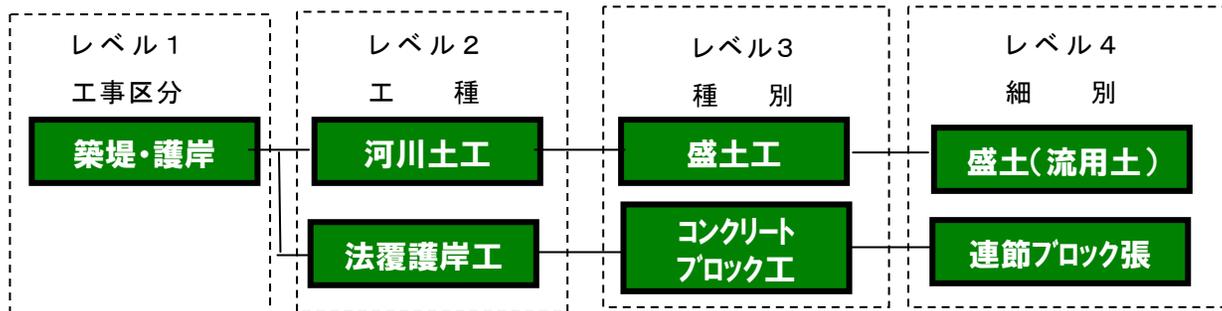
発注者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 支出負担行為担当官  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

請負者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

# 総価契約単価合意方式の導入

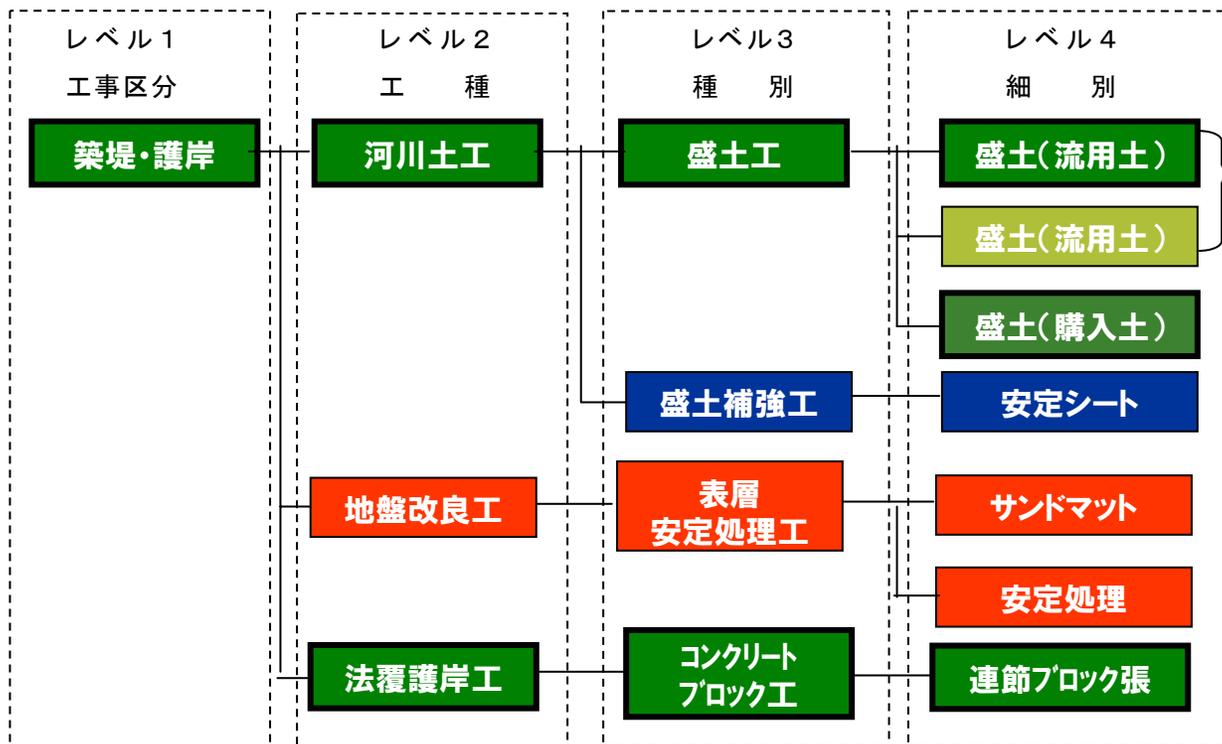
## ◆請負代金額の変更イメージ[単価個別合意方式の場合]

当初



築堤・護岸工事に  
直接工事費の例

変更



数量総括表上、項目の追加は無いが、  
数量の増減により官積算単価が変動  
例)路体築堤 10,000m3未満→10,000m3以上

(条件変更)  
変更後の条件による官積算 ×  
官積算単価と合意単価(レベル4)の比率

(細別追加)  
官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル2)の比率

(種別追加)  
官積算 × 官積算単価と合意単価(レベル2)の比率

(工種追加)  
官積算 × 100%

(工種追加)  
官積算 × 100%

(数量増減)  
合意単価 × 設計数量

# 総価契約単価合意方式の導入

## ◆単価合意書〔単価包括合意方式の場合〕

単価協議の結果として「**単価合意書(契約の変更に用いる単価等の考え方について合意)**」を締結する。

発注者・受注者間  
で締結

### 単価合意書(例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日に契約した〇〇工事における契約の変更に用いる単価等の考え方について、下記のとおり合意する。

記

契約変更等において、用いる単価等は、別紙の工事数量総括表に記載の項目については、本契約の予定価格に対する請負金額の比率を乗じたものを変更時の価格の基礎とする。

なお、別紙に記載のない工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費、共通仮設費(積み上げ分)については、変更時の価格を基礎として協議する。

【工事数量総括表を別紙として添付】

※ 複数回変更する場合は、以下のとおり記載する

契約変更等において、変更時の価格に、第〇回変更契約時までの請負比率を乗じたものを基礎とする。

なお、別紙に記載のない工種(レベル2)が追加された場合の直接工事費、共通仮設費(積み上げ分)については、変更時の価格を基礎として協議する。

以上、単価合意の証として本書2通を作成し、当事者間記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

発注者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	支出負担行為担当官
		〇〇〇〇〇〇〇〇 印
請負者	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇
	氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇 印

# 総価契約単価合意方式の導入

## ◆請負代金額の変更イメージ[単価包括合意方式の場合]

築堤・護岸工事に  
直接工事費の例

数量総括表上、項目の追加は無いが、  
数量の増減により官積算単価が変動  
例)路体築堤 10,000m3未満→10,000m3以上

(条件変更)  
変更後の条件による官積算×請負比率

(細別追加)  
官積算×請負比率

(種別追加)  
官積算×請負比率

(工種追加)  
官積算×100%

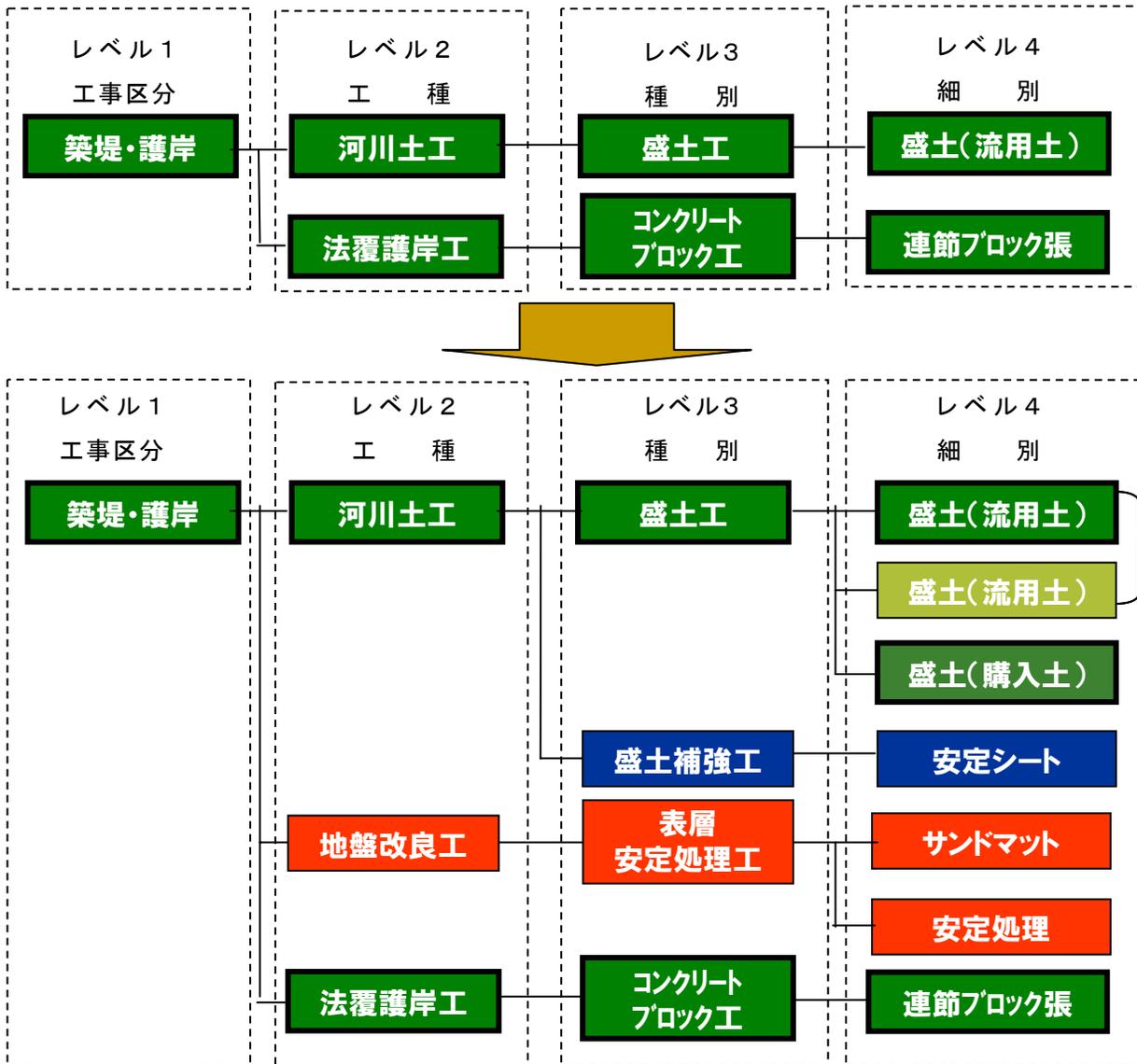
(工種追加)  
官積算×100%

(数量増減)  
官積算×請負比率

注:「請負比率」とは官積算額に対する請負代金額

当初

変更



# 総価契約単価合意方式の導入

## ◆単価個別合意方式と単価包括合意方式の違い

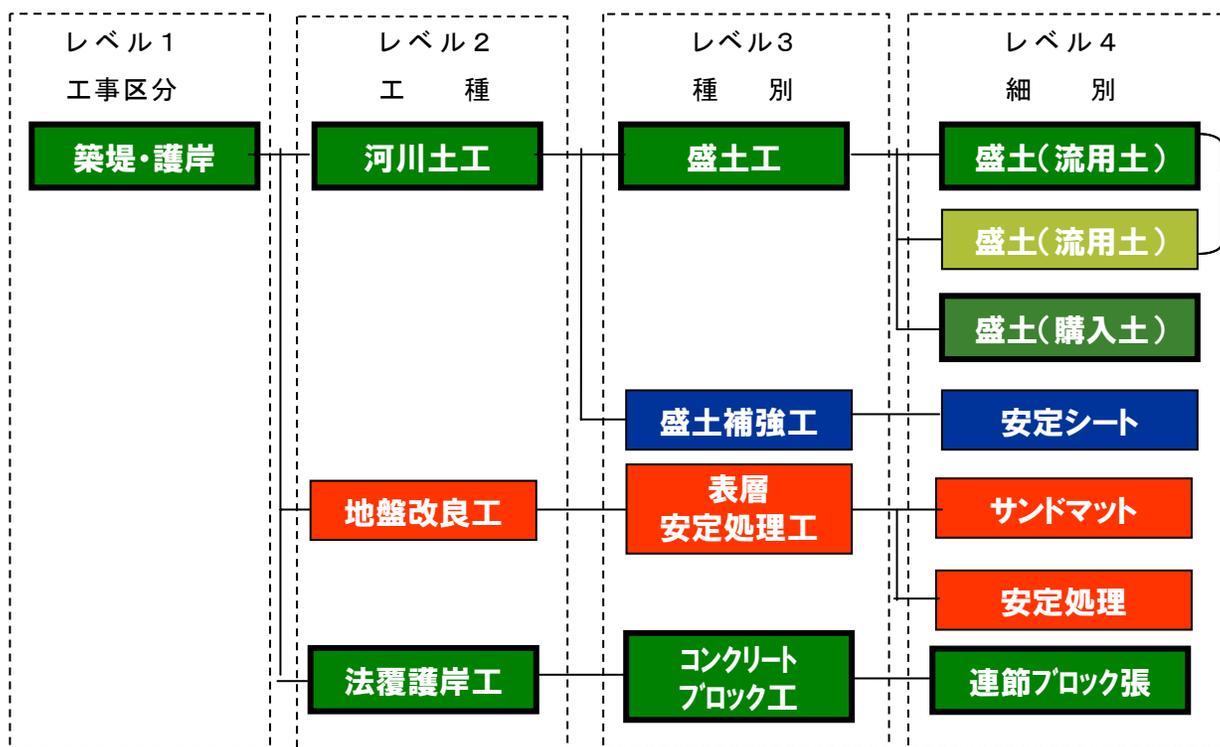
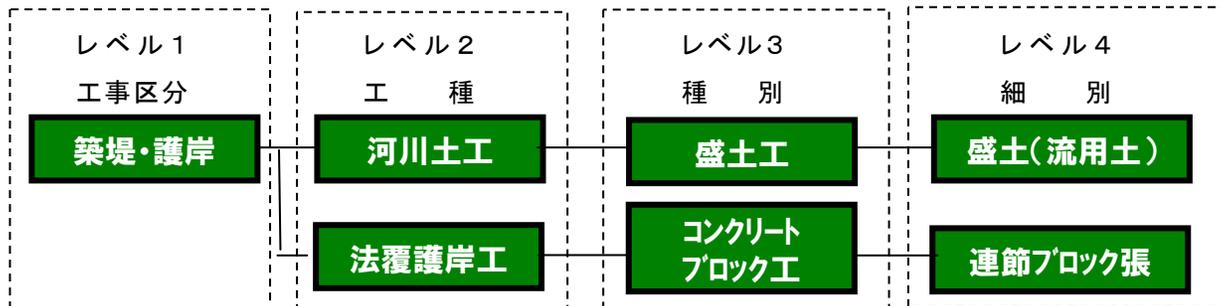
築堤・護岸工事に  
直接工事費の例

上段●：単価個別合意方式  
下段○：単価包括合意方式

- (条件変更)
- 変更後の条件による官積算  
×官積算単価と合意単価(レベル4)の比率
  - 変更後の条件による官積算×請負比率
- (細別追加)
- 官積算×官積算単価と合意単価(レベル2)の比率
  - 官積算×請負比率
- (種別追加)
- 官積算×官積算単価と合意単価(レベル2)の比率
  - 官積算×請負比率
- (工種追加)
- 官積算×100%
  - 官積算×100%
- (工種追加)
- 官積算×100%
  - 官積算×100%
- (数量増減)
- 合意単価×設計数量
  - 官積算×請負比率

当初

変更





---

# 5) 情報化施工



# 情報化施工の導入により期待できる効果

## 建設施工を取り巻く課題

労働生産性が他に比べて低い

熟練技術者・技能者の不足  
(人口減少・小中高高齢化への対応)

発注環境の変化と品質確認  
の重要性の高まり

施工現場の安全確保

地球温暖化問題

国内外における競争

社会資本の補修・維持管理費  
の増大

## 情報化施工により期待できる効果

効率的な施工(工期短縮・省エネルギー化)

熟練オペレータと同等以上の施工精度  
(自動制御)

確実な品質チェック(施工データの活用)

建設機械の事故の減少

燃料や資材の使用量を削減(精密施工)

技術競争力の強化(品質向上・工期短縮)

カルテに基づく管理(施工データの活用)

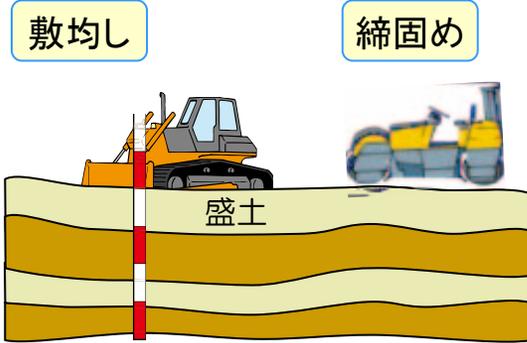
# 情報化施工導入のメリット

- 杭(丁張り)の削減
- 安定した施工品質の確保
- 人的作業ミスの削減
- 熟練不要
- 施工スピードの向上
- 材料(コスト)の削減
- 複雑な地形も簡単な地形と同じ時間で施工可能
- 夜間作業など視認性が悪い現場での作業性向上
- 安全性の向上(検測作業の減少による接触事故防止)
- 検査工程の削減



# 盛土施工の概念図

現 状



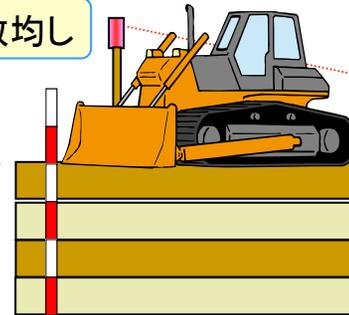
【条件】

- 敷均し厚は、ポール付近では所定の厚さで精度良く施工されている。ただし、それ以外の箇所では、バラツキを含んでいる。
- 目安となる締固め回数で施工し、破壊検査（密度試験）にて代表値を管理
- 材料毎に施工範囲を区分けして作業（目視）

ICT導入後

レベル1：敷均し作業時間短縮・出来形品質向上・転圧ミス低減

敷均し

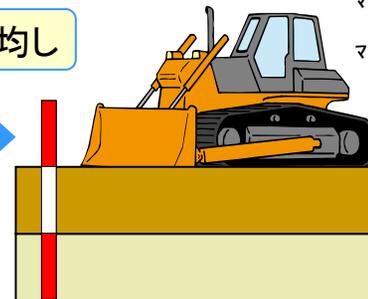


締固め

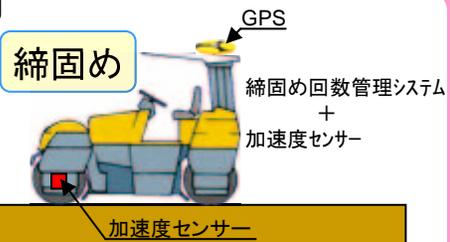


レベル2：厚層化による施工効率向上

敷均し



締固め



# 高効率・高精度な施工の実現（例）



設計図から座標計算

測量の実施

丁張り設置

丁張りに合わせて施工

検測を繰り返して整形

品質・出来形管理

従来方法

設計図から座標計算

測量

丁張り設置

施工

検測

品質・出来形管理

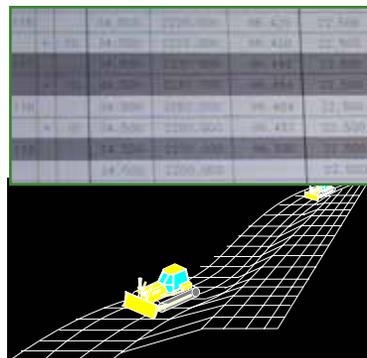
完了

不要

不要

不要

情報化施工

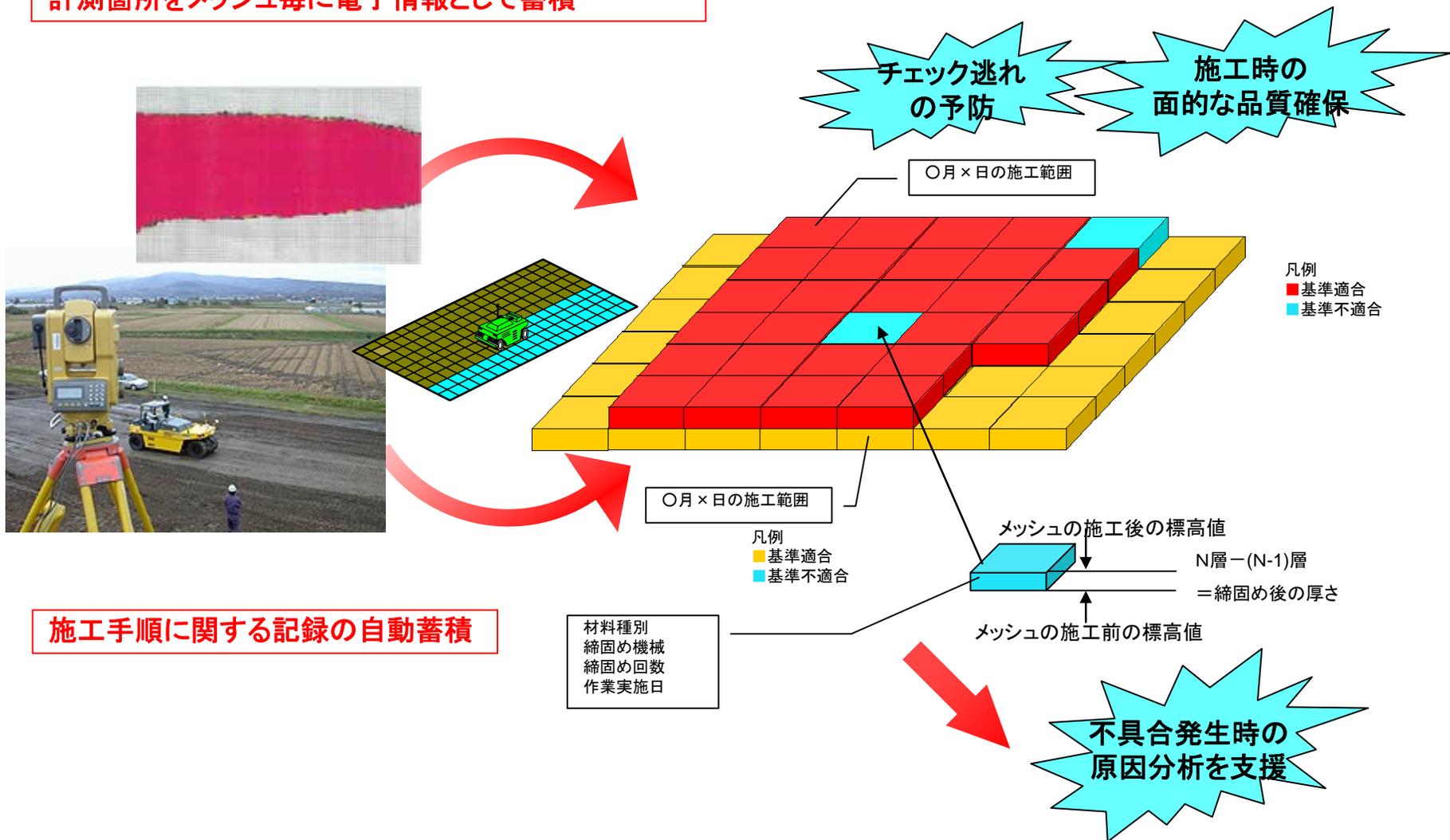


排土板の自動制御で  
往復回数も減少！



# TS・GPSによる盛土締固め管理（情報化施工）

TS・GPSを利用し連続な品質（締固め回数）計測  
計測箇所をメッシュ毎に電子情報として蓄積



施工手順に関する記録の自動蓄積

# 従来方法との比較（例）

従来方法による施工



5 PM

情報化施工による施工



1:45 PM

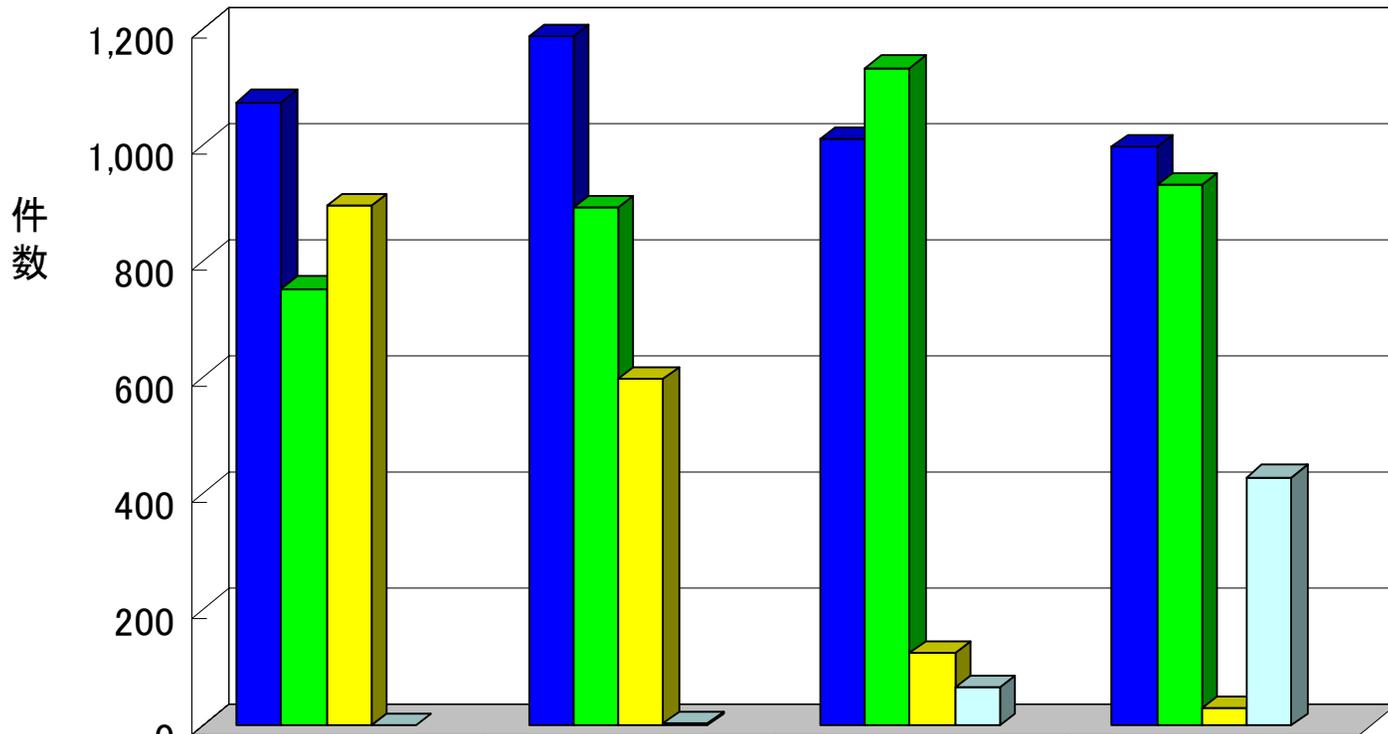
---

## 6) 建設コンサルタント業務



# 近畿地方整備局の業務発注状況

## 業務発注件数の推移



	H18	H19	H20	H21
■ 価格競争	1,075	1,189	1,010	997
■ プロポーザル	753	892	1,134	931
■ 随意契約	895	597	124	28
■ 総合評価	0	3	64	428
■ 合計	2,723	2,681	2,332	2,384

# コンサルタント業務の契約方式

## 発注方式の選定フロー

## 発注方式

当該業務（土木コンサル・測量・地質調査）

1. 当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、**提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる業務**

2. 事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、**調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務**

3. 入札参加条件として、一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる業務

① 当該業務の**実施方針と併せて、評価テーマに関する技術提案を求め**ることによって、品質向上を期待できる業務

② 当該業務の**実施方針のみ**で、品質向上を期待できる業務

### ① プロポーザル方式

（総合評価型）  
実施方針＋特定テーマ  
  
（技術者評価型）  
実施方針のみ

### ② 総合評価落札方式（標準型）

価格点：技術点の割合  
**1：2 ～ 1：3**  
  
実施方針＋評価テーマ  
  
・評価テーマ2つ以上の場合1：3  
・評価テーマ1つの場合1：2

### ③ 総合評価落札方式（簡易型）

価格点：技術点の割合  
**1：1※**  
  
・実施方針（評価テーマは求めない）のみ

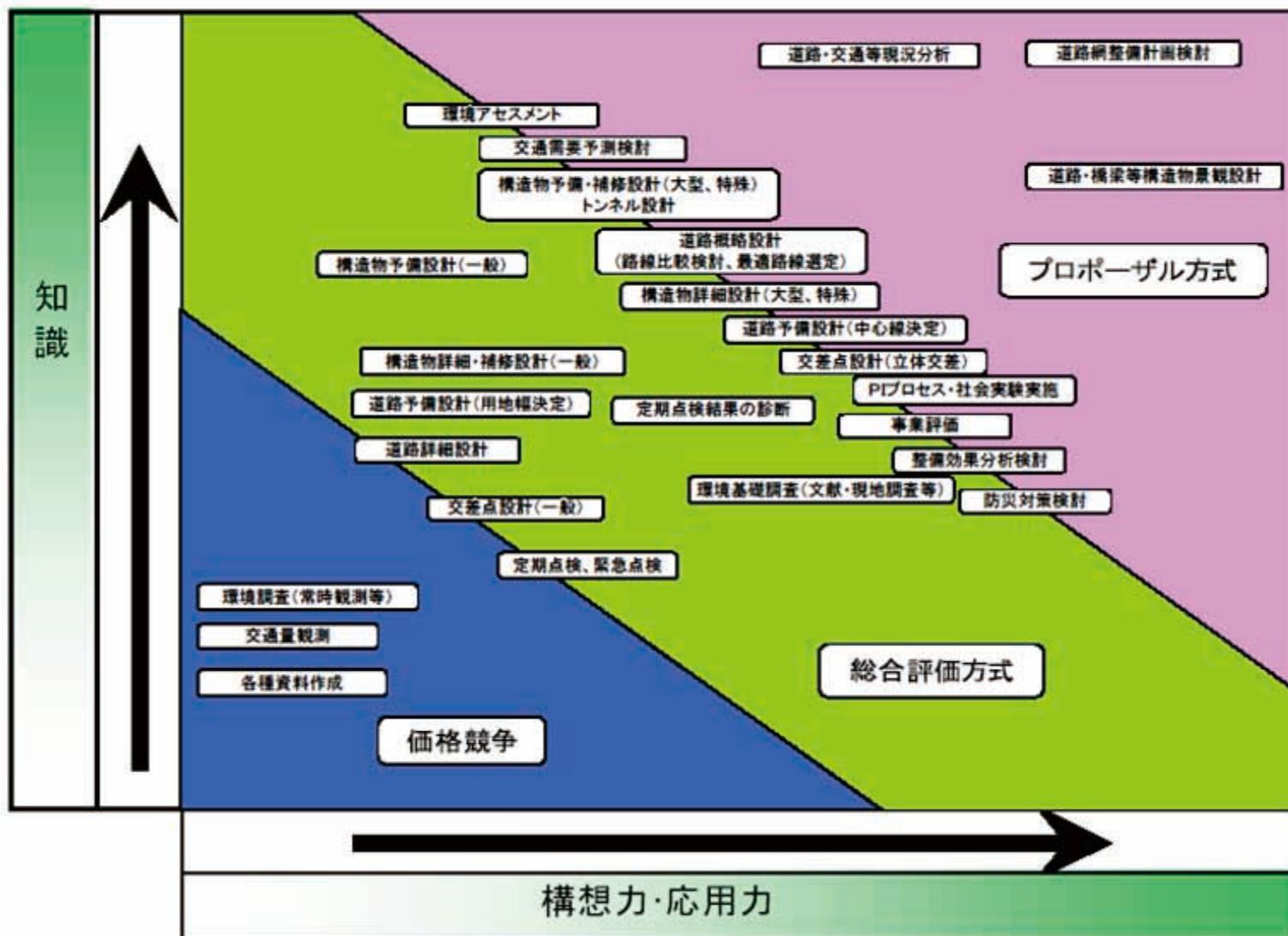
※業務の難易度に応じて1：2も使用可

### ④ 価格競争方式

・（選定段階で）資格、実績、成績

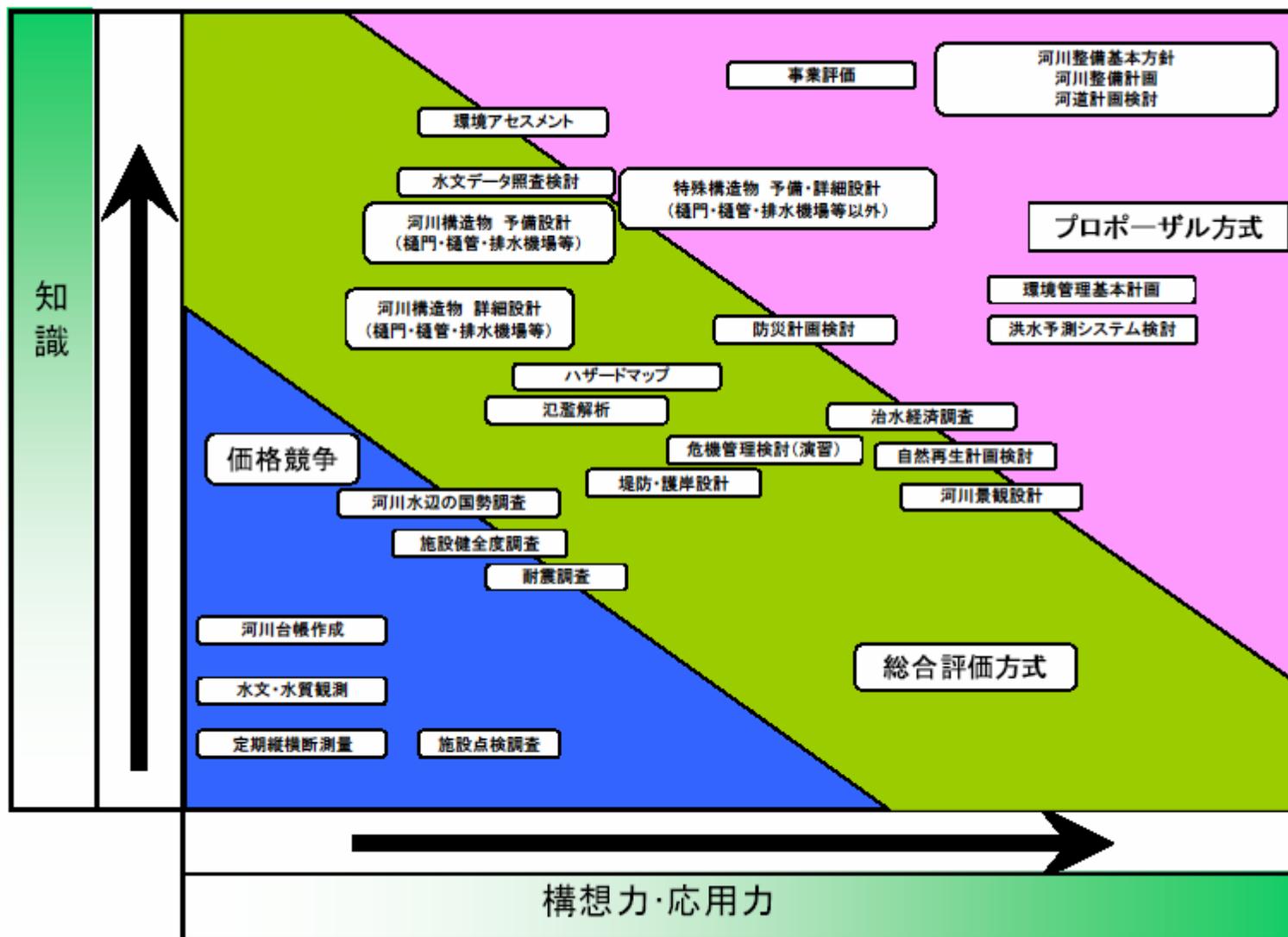
# コンサルタント業務の発注方式

## ◆標準的な業務内容に応じた発注方式事例(道路事業)



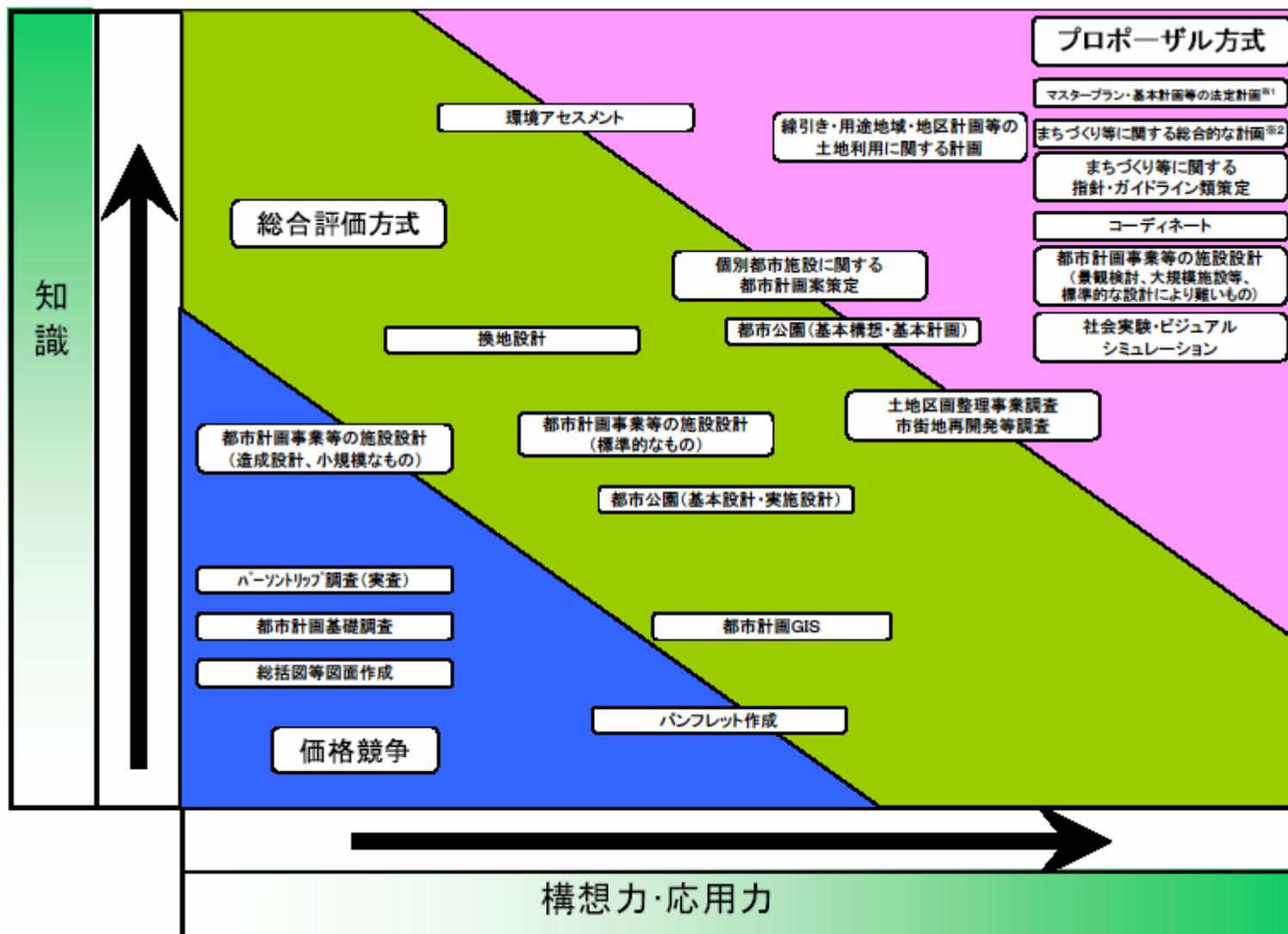
# コンサルタント業務の発注方式

## ◆標準的な業務内容に応じた発注方式事例(河川事業)



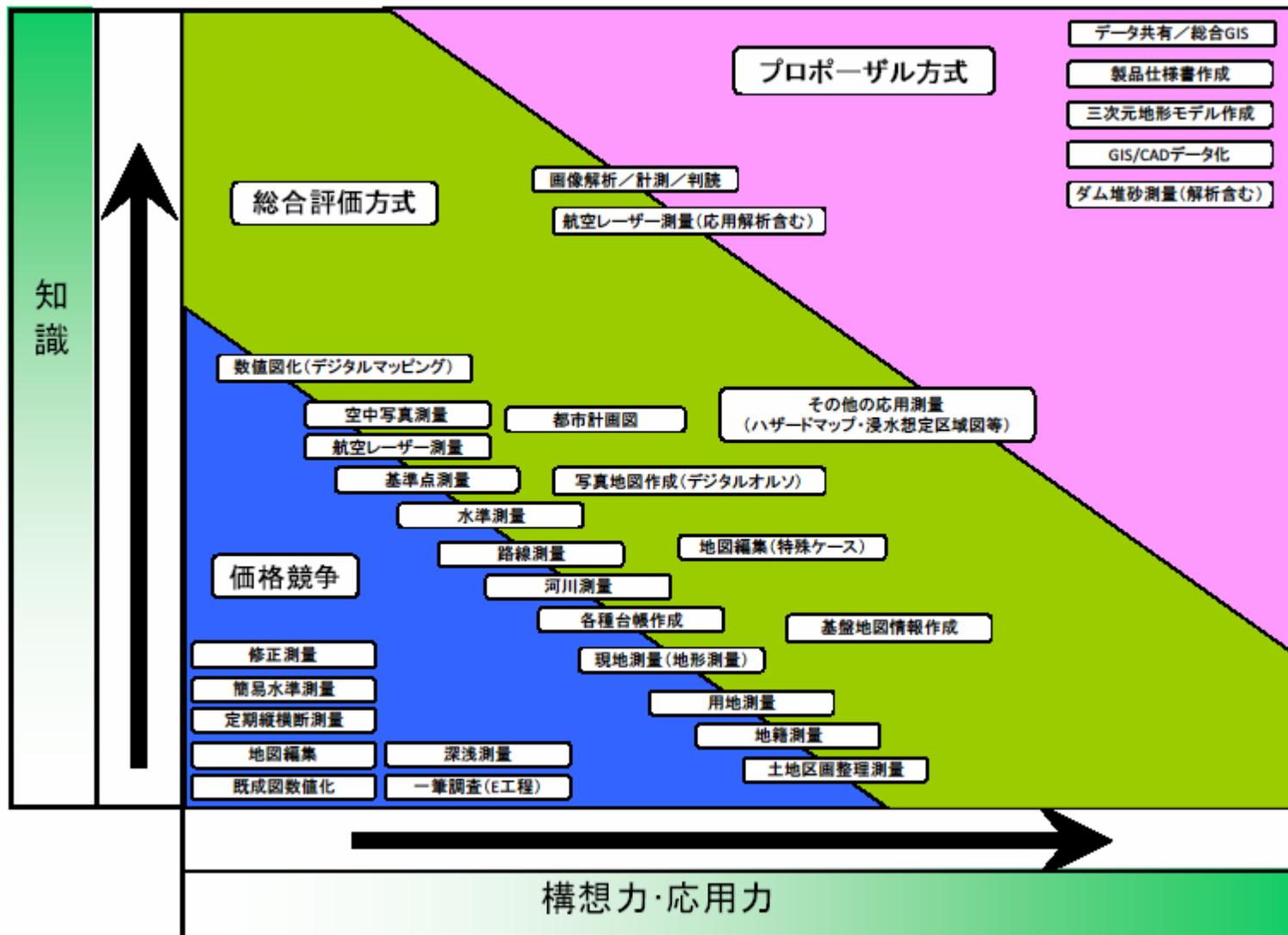
# コンサルタント業務の発注方式

## ◆標準的な業務内容に応じた発注方式事例(都市事業)



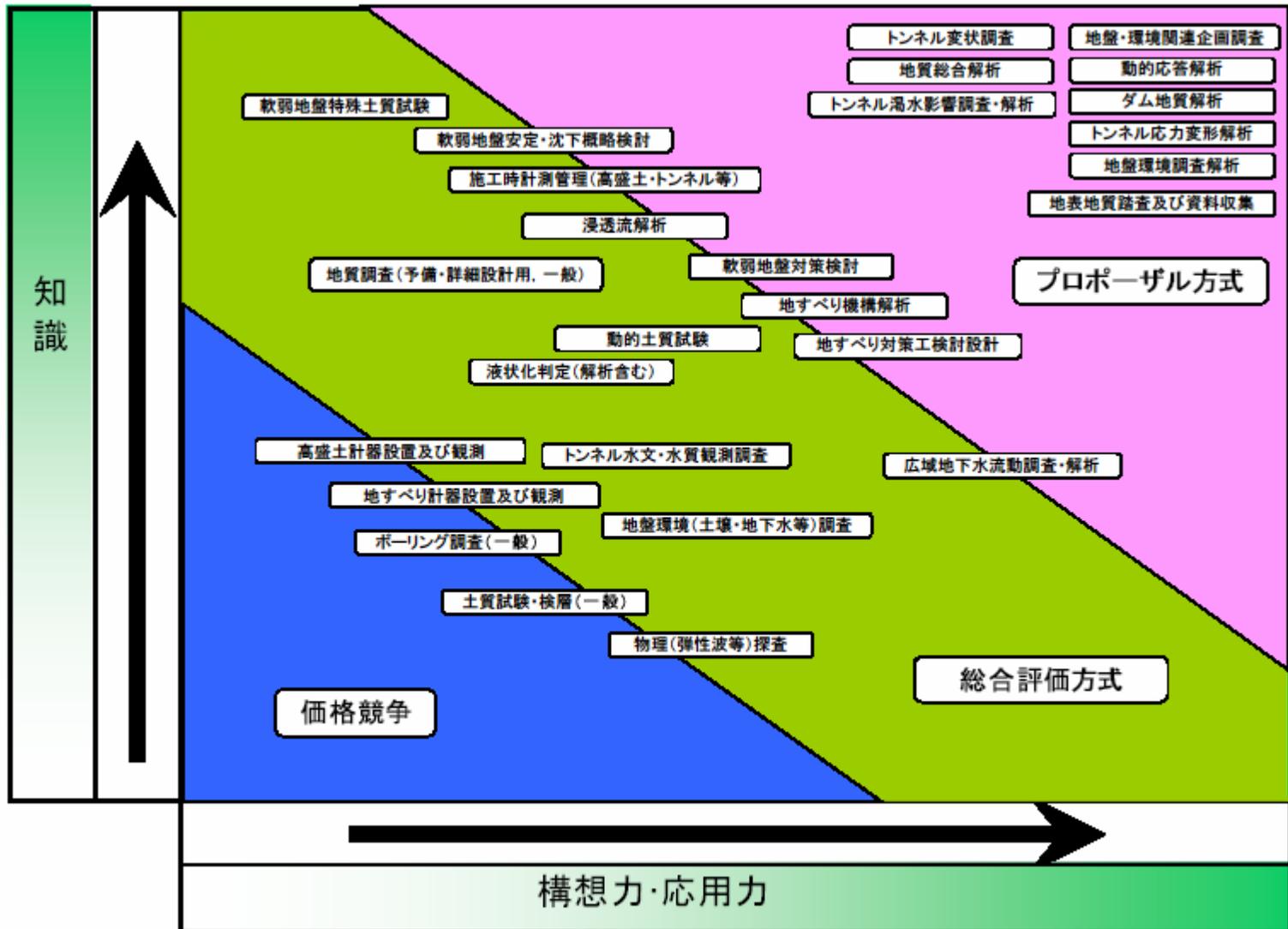
# コンサルタント業務の発注方式

## ◆標準的な業務内容に応じた発注方式事例(測量調査)



# コンサルタント業務の発注方式

## ◆標準的な業務内容に応じた発注方式事例(地質調査)



# 総合評価落札方式

## ◆ 「履行確実性」を加えた技術評価

■総合評価落札方式の低入札業務においては業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、技術提案内容が適正に履行されないおそれがある。



当分の間、技術提案の評価項目に「**履行確実性**」を加えて**技術評価を試行実施**

※建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について

(平成22年4月27日国土交通省大臣官房技術調査課長通達)

### ■対象業務

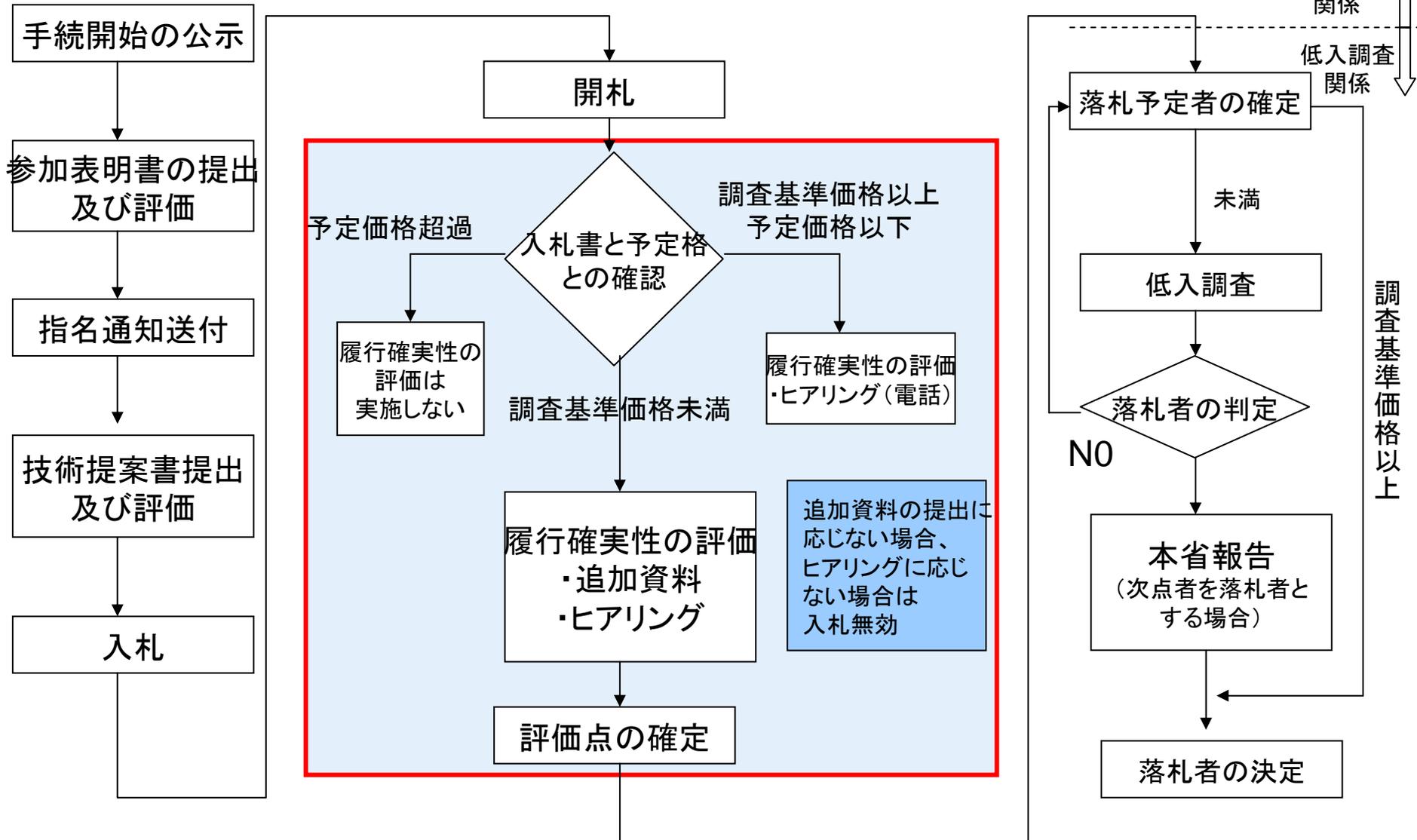
・総合評価落札方式による予定価格が1千万円を超える業務。ただし平成22年度末までに入札手続きを開始する業務においては予定価格が2千万を超える業務とする。

適用

平成22年6月21日以降に入札手続きを開始する業務

# 総合評価落札方式

## 技術提案の履行確実性評価の審査・評価方法



# 総合評価落札方式

## ■ 技術提案の履行確実性評価を追加した総合評価

総合評価

価格評価点 + 技術評価点 = (評価値) 最高得点者を落札者とする

技術評価点の算出方法

- ① 予定技術者の経験及び能力
- ② 実施方針など
- ③ 評価テーマに対する技術提案
- ④ 技術提案の履行確実性度 (5段階評価 1.00、0.75、0.50、0.25、0.00)

技術評価点

＝ 技術評価点の配点 (60点) × (① + (② + ③) × ④) / (技術評価のウエイトの合計)

価格点評価点	① 予定技術者の経験及び能力 資格・実績・成績・表彰等	② 実施方針	③ 評価テーマ
--------	--------------------------------	--------	---------

④を乗じる

価格評価点	技術評価点 (満点60点)
-------	---------------

## 予定価格・最低制限価格の事前公表等の廃止要請

総務省と連名で以下の8項目について緊急要請

①前金・中間前金の適切な運用、②早期発注、③支払手続迅速化、④予定価格事前公表廃止、⑤適な地域要件設定、⑥ダンピング対策、⑦歩切り禁止、⑧単品スライドの適切な運用

(平成20年9月12日 総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官から各知事・政令市長)

検査及び支払の迅速化の要請

出来高検査、完成検査、工事代金の支払いの迅速化

(平成20年12月8日 国土交通省建設業課長から都道府県、政令市の主管部局長)

総務省と連名で入札及び契約の適正化推進の要請

総合評価方式の導入、ダンピング防止対策、適正な施工確保、CM活用など多様な発注活用

(平成20年12月22日 総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官から各知事、政令市長)

総務省と連名で公共工事の手続迅速化の要請

2次補正を含め、可能な限りでの早期発注、工事代金の年度内支払、地域建設業経営強化融資制度の積極的な導入

(平成21年1月30日 総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官から各知事、政令市長)

総務省と連名で公共工事の入札・契約手続改善の要請

①適切な競争参加条件設定、②予定価格の事前公表廃止、③歩切り廃止、④低入札価格調査基準価格の見直し、⑤総合評価方式導入・拡大、⑥4割の前払金の支払い、⑦既済部分検査・支払手続迅速化、⑧地域建設業経営強化融資制度の早急導入

(平成21年4月3日 総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官から各知事、政令市長)

国土交通省・中央公契連が低入札基準価格算定モデルを改正(21年4月)し、設定価格が予定価格の70-90%に引き上がったことをうけ、地域の実情に応じてモデルの上限(90%)採用など適切な設定を公共団体に通知

(平成21年5月15日 建設流通政策審議官から各知事・政令市長)。

公共工事の入札契約手続改善等について、公共団体の取組例を添付して4月3日要請内容について再要請

(平成21年6月12日総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官から各知事、政令市長)

平成21年6月23日付で、整備局建政部長から管内各市宛に上記6月12日の要請内容を直送し、かつ、建政部建設産業課職員が管内各市を訪問して要請

# 各市への要請内容と反応

## 【主な要請内容】

- ・ 総合評価制度の導入・拡大
- ・ 前金・中間前金の採用・活用
- ・ 支払手続の迅速化
- ・ 予定価格・最低制限価格・調査基準価格の事前公表廃止
- ・ 最低制限価格の引き上げ
- ・ 歩切りの廃止

## 【要請先】

- ・ 福井県 ⇒ 7市訪問
- ・ 滋賀県 ⇒ 6市訪問
- ・ 京都府 ⇒ 6市訪問
- ・ 大阪府 ⇒ 17市1村訪問
- ・ 兵庫県 ⇒ 14市訪問
- ・ 奈良県 ⇒ 5市訪問
- ・ 和歌山県 ⇒ 5市訪問
- ・ 近畿計 ⇒ 60市1村訪問



## 総合評価について

- ・ 国・県の押し付け(高度な要求が多く市では対応できない)
- ・ 指名競争の業者選定の中で、総合評価と同様の評価を実施
- ・ 総合評価実施に関するマンパワーがない
- ・ 総合評価について行ける業者がほとんど無い

## 予定価格・最低制限価格の事後公表化

- ・ 過去の不祥事から止められない
- ・ 積算能力の乏しい地域零細業者が入札参加できない
- ・ くじ引きが多く健全でないことは認識
- ・ 昨年度事後公表に改め、くじ引き落札は解消



## 各 市 の 意 見



## 最低制限価格引き上げ

- ・ 財政負担を伴うもので、議会に説明できない
- ・ 制限価格を引き上げても元請だけが利益を上げ、下請には利益は回らないのではないかと懸念
- ・ 低価格受注で特に成果物に問題があるとは考えていない
- ・ 施工価格が全体に下落しているのに、公共がそれに反した行動を取るのには納得できない。

## 近畿管内各市町村の状況

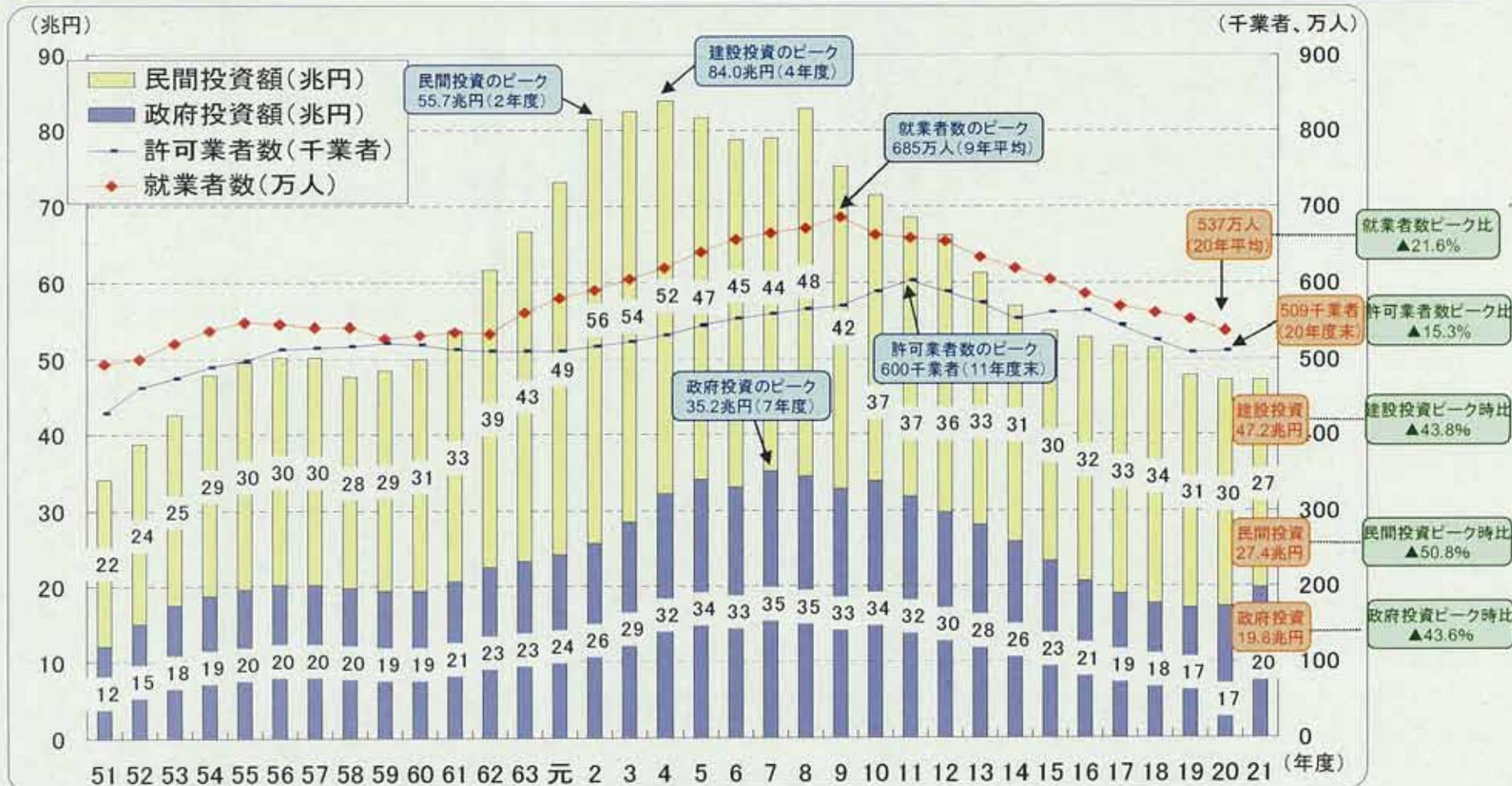
建政部資料3

- 総合評価導入実績 1件以上の実績市町村  $98/217=45.2\%$
- 予定価格
  - 事後公表  $38$ 自治体/ $217=17.5\%$
  - 未公表  $14$ 自治体/ $217=6.5\%$
  - 事前・事後併用  $22$ 自治体/ $217=10.1\%$
  - 事前公表  $143$ 自治体/ $217=65.9\%$
- 最低制限価格
  - 事後公表  $57$ 自治体/ $217=26.3\%$
  - 未公表  $56$ 自治体/ $217=25.8\%$
  - 事前事後併用  $7$ 自治体/ $217=3.2\%$
  - 事前公表  $72$ 自治体/ $217=33.2\%$
  - 制限価制度未導入  $25$ 自治体/ $217=11.5\%$
- 調査基準価格
  - 事後公表  $13$ 自治体/ $217=6\%$
  - 未公表  $14$ 自治体/ $217=6.5\%$
  - 事前事後併用  $1$ 自治体/ $217=0.5\%$
  - 事前公表  $24$ 自治体/ $217=11.1\%$
  - 基準価制度未導入  $165$ 自治体/ $217=76\%$

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

建政部資料4

- 建設投資額(平成21年度見通し)は約47兆円で、ピーク時(4年度)から約44%減。※公共投資は7年度から約44%減  
民間投資は2年度から約51%減
- 建設業者数(20年度末)は約51万業者で、ピーク時(11年度末)から約15%減。
- 建設業就業者数(20年平均)は537万人で、ピーク時(9年平均)から約22%減。 ※21年11月は520万人(前年同月比19万人減)。



出所: 国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成18年度まで実績、19年度・20年度は見込み、21年度は見通し

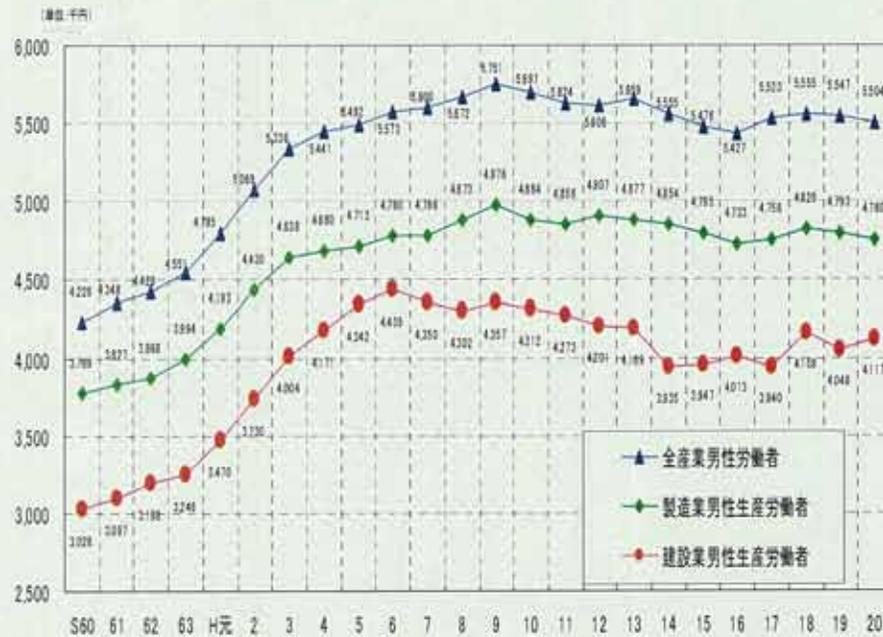
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均

# 建設業就業者賃金の推移

- 建設業生産労働者の賃金は全産業平均より約139万円低い。
- 年間賃金支給額が最も高い年齢層は、全産業、製造業では、50歳～54歳であるが、建設業では、35歳～39歳 となっている。

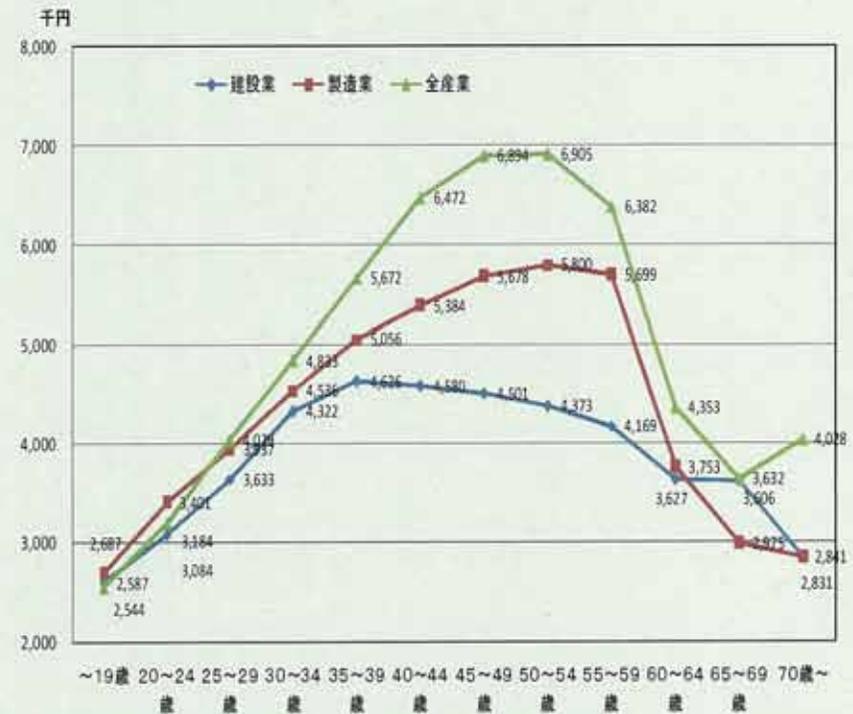
## 1. 生産労働者の年間賃金総支給額の推移



出所：賃金構造基本統計調査（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）  
（厚生労働省）

（注）年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与  
その他特別給与額  
きまって支給する現金給与額＝調査基準月に支給された現金給与額  
（所得税、社会保険料等を控除する前の額）で、基本給、職務手当、精  
皆手当、通勤手当、家族手当、超過勤務手当を含む。

## 2. 生産労働者の年齢階層別年間賃金支給額



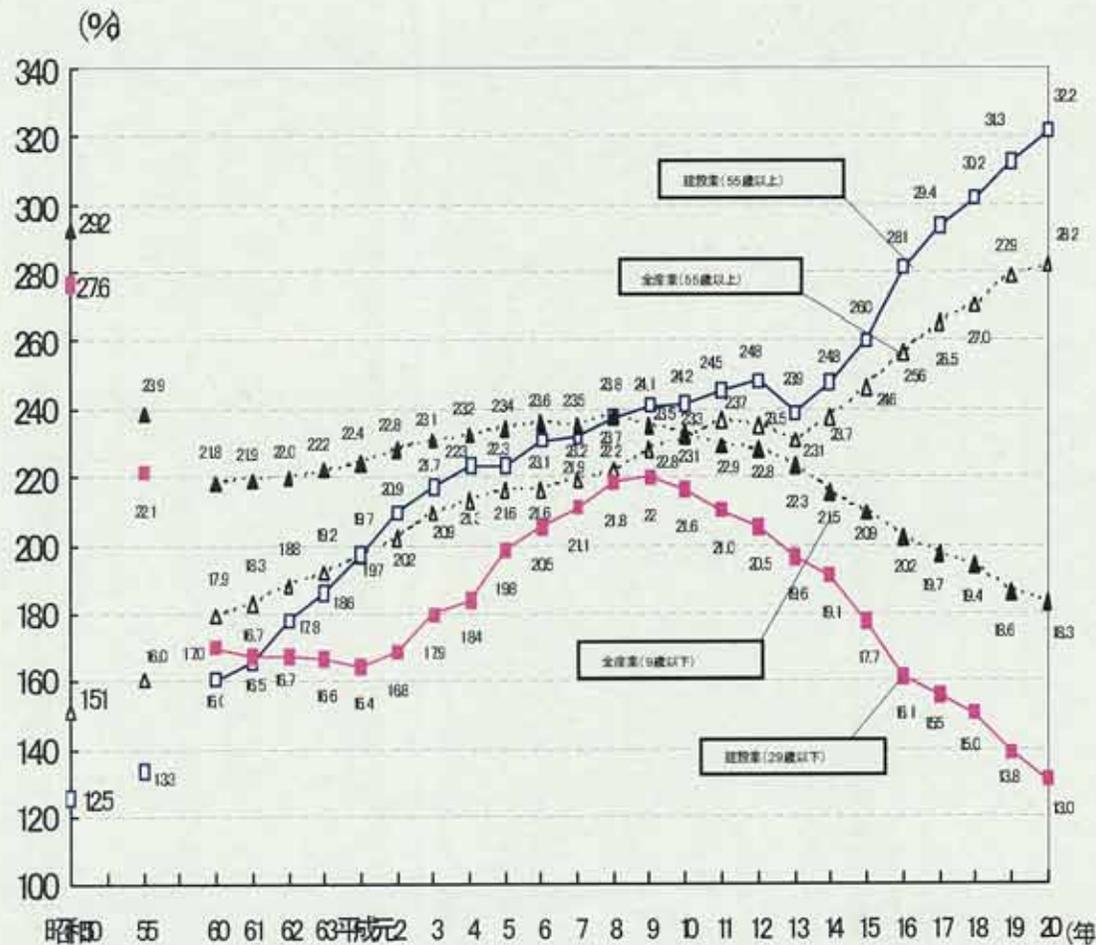
出所：賃金構造基本統計調査（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）  
（厚生労働省）

（注）年間賃金総支給額＝きまって支給する現金給与額×12＋年間賞与  
その他特別給与額  
きまって支給する現金給与額＝調査基準月に支給された現金給与額  
（所得税、社会保険料等を控除する前の額）で、基本給、職務手当、精  
皆手当、通勤手当、家族手当、超過勤務手当を含む。

# 建設業就業者の年齢構成の推移

○55歳以上、29歳以下の占める割合は、全産業平均と比較するとその差は開く一方であり、高齢化が進展している。

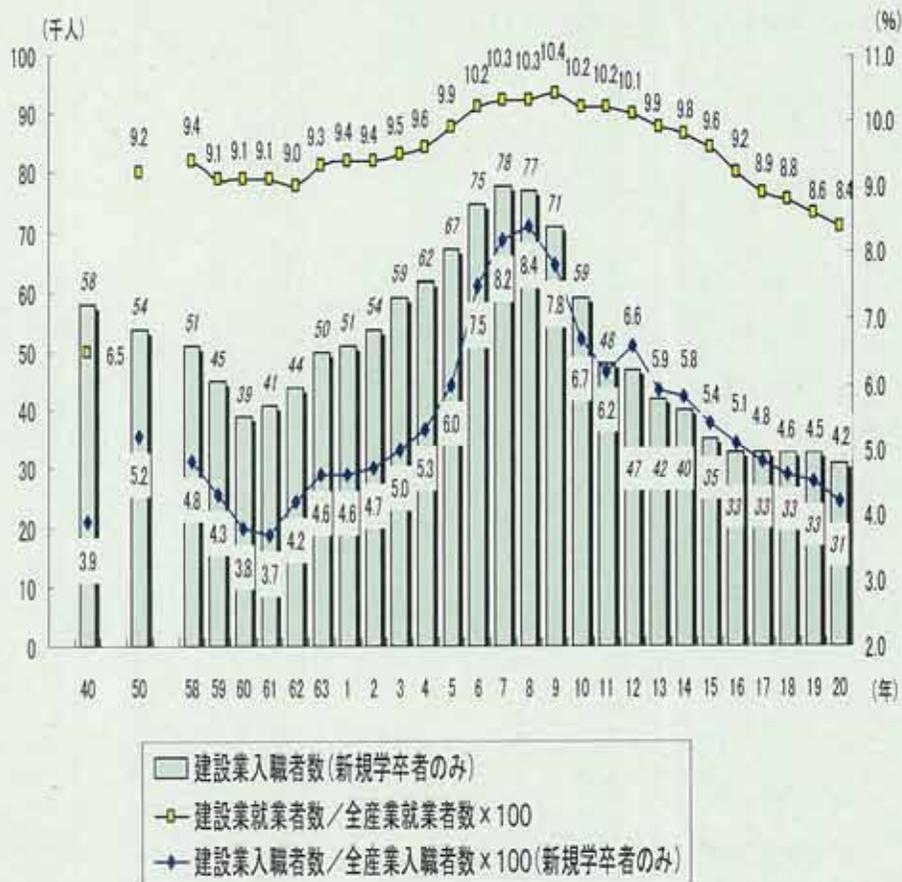
◆55歳以上及び29歳以下の就業者数の割合



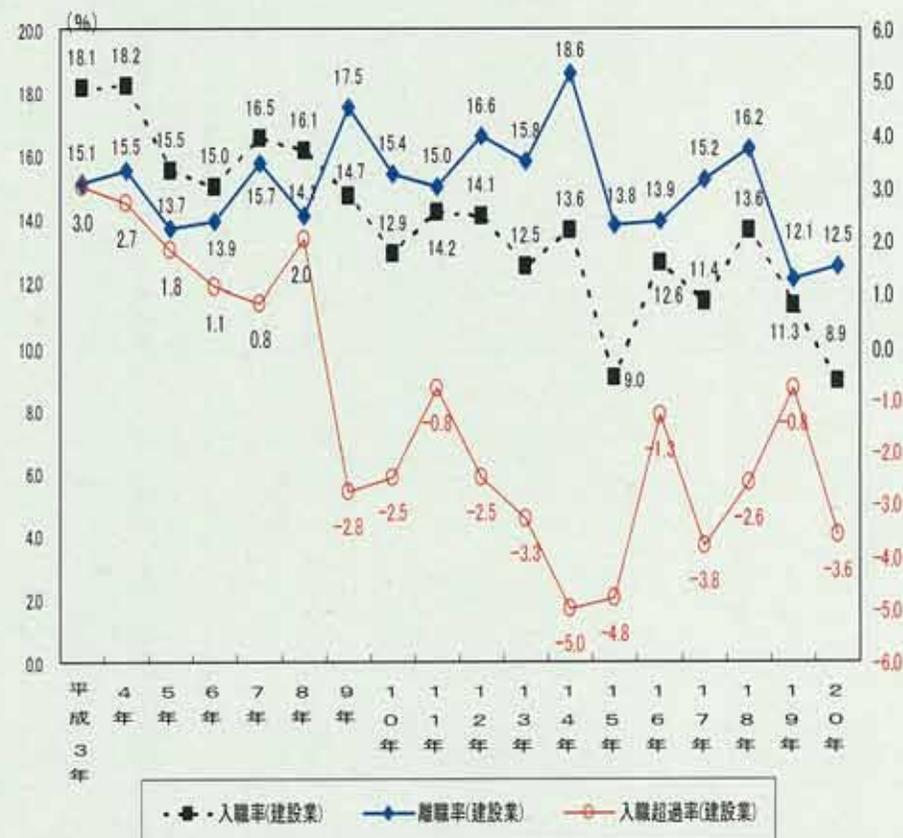
# 入職・離職の状況

○ 平成8年以降、入職者数は低下。入職超過率も近年は、マイナス傾向である。

## 1. 新規学卒者の入職状況



## 2. 入職率と離職率



資料:厚生労働省「雇用動向調査」

(注) 1) 入(離)職率=1~12月の入(離)職者数/1月1日現在の常用労働者数×100

資料:総務省「労働力調査」、文部科学省「学校基本調査」  
注)新規学卒者数には中学校を含まない。

## 「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」の 実施における基本方針について

平成二十一年五月二十二日

社団法人 日本建設業団体連合会

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を実施するため、日建連および日建連会員企業は左記の基本方針に取り組むこととする。

### 一、賃金

- ①日建連会員企業は、建設技能者全体の賃金を改善することに努めることとする。
- ②日建連会員企業は、基幹技能者の職長の中から、日建連会員企業が特に優秀と認められた者を優良技能者と認定し、優良技能者の標準目標年収が六〇〇万円以上となるよう努めることとする。
- ③日建連は、(社)建設産業専門団体連合会と協調し優良技能者の賃金改善に努めることとする。

### 二、建設業退職金共済制度

- 共済証紙購入費用について、
- ①日建連会員企業は、民間発注者に負担の理解を得られるよう努めることとする。
  - ②日建連会員企業は、民間発注者の理解を得られない部分について下請と協調しつつ、一定の負担に応じながら完全実施に努めることとする。
  - ③日建連は、建設業退職金共済制度の運用について(独)勤労者退職金共済機構建設業退職金事業共済本部にその改善要望を行うこととする。

### 三、重層化

- 日建連会員企業は、重層下請構造の改善のため、
- ①重層下請次数を原則三次以内とする。
  - ②また、五年後をめぐりに二次以内を目指して取り組むこととする。

### 四、教育

- 教育への支援について、
- ①日建連会員企業は、工業高校等の教育機関への講師派遣および作業所へのインターンシップ受け入れの支援について、積極的に取り組むこととする。
  - ②日建連は、建設技能者の育成のため、(社)建設産業専門団体連合会と協力しながら技能資格を有する若年建設技能者に対し、補助金を拠出する制度を創設する。

- ③日建連は、富士教育訓練センターと協力しながら工業高校教師および専門工事業者等への教育実施のための費用の一部を補助する制度を創設する。

### 五、作業所労働時間・労働環境

- 日建連会員企業は、作業所労働時間・労働環境の改善のため、
- ①作業所日曜全閉所および土曜五〇%閉所を実施すべく努めることとする。
  - ②快適職場認定一〇〇%取得を実施する。さらに快適職場認定のみならず、よりいっそう労働環境の改善に努めることとする。

### 六、広報

日建連および日建連会員企業は、提言の実現のため、広報活動の強化を図る。例えば、建設業退職金共済制度について、制度の存在、意義等のPR、建設現場の仮囲いを利用した広報活動の実施等